門前学園屋内運動場等空調設備工事

図面番号	図面名称	縮尺
M-01	工事仕様書（機械設備）-1	NS
M-02	工事仕様書（機械設備）-2	NS
M-03	工事仕様書（機械設備）-3	NS
M-04	付近見取図　現況配置図	1/500
M-05	空調設備　空調機器表・ガス機器表	NS
M-06	空調設備　系統図	NS
M-07	空調設備　１階全体平面図	1/400
M-08	空調設備　２階全体平面図	1/400
M-09	空調設備　１階屋内運動場平面図	1/200
M-10	空調設備　１階屋内運動場展開図	1/100
M-11	空調設備　１階屋内運動場断面図	1/50
M-12	空調設備　２階トレ－ニングスペ－ス平面図・断面図	1/100,1/50
M-13	空調設備　２階トレ－ニングスペ－ス展開図	1/50
M-14	空調設備　室外機置場平面詳細図	1/50
M-15	空調設備　室外機置場立面詳細図・凡例	1/50
M-16	空調設備　エアコン室内機各種架台・防球ガ－ド詳細図	1/50,1/30
M-17	空調設備　配管用各種架台・防球ガ－ド詳細図	1/50
M-18	プロパンガス設備　ボンベ置場平面詳細図【既存・改修後】	1/100
M-19	プロパンガス設備　プロパンボンベ庫詳細図	1/50

図面番号	図面名称	縮尺
E-01	工事仕様書（電気設備）-1	NS
E-02	工事仕様書（電気設備）-2	NS
E-03	工事仕様書（電気設備）-3	NS
E-04	既設受変電設備　単線結線図	NS
E-05	電灯盤・動力盤結線図	NS
E-06	ＧＨＰ空調機　配線系統図	NS
E-07	１階全体平面図	1/400
E-08	幹線動力・空調電源・自動制御設備　１階平面図	1/200
E-09	幹線動力・空調電源・自動制御設備　２階平面図	1/200
E-10	電灯設備　1階平面図	1/200
E-11	電灯設備　２階平面図	1/200
E-12	コンセント設備　1階平面図	1/200
E-13	コンセント設備　２階平面図	1/200
E-14	天井改修　１階平面図	1/200

図面番号	図面名称	縮尺
A-01	建築改修工事仕様書-1	NS
A-02	建築改修工事仕様書-2	NS
A-03	建築改修工事仕様書-3	NS
A-04	建築改修工事仕様書-4	NS
A-05	1階全体平面図	1/400
A-06	仕上表-1	NS
A-07	仕上表-2	NS
A-08	平面図-1（改修前）	1/200
A-09	床伏図-1（改修前）	1/200
A-10	平面図-2（改修後）	1/200
A-11	床伏図-2（改修後）	1/200
A-12	天井伏図-1（改修前）	1/200
A-13	天井伏図-2（改修後）	1/200
A-14	展開図-1（北面Y47-Y48）	1/100
A-15	展開図-2（南面Y42-Y43）	1/100
A-16	矩計図-1（改修前・改修後）	1/30
A-17	矩計図-2（改修前・改修後）	1/30
A-18	矩計図-3（改修前・改修後）	1/30
A-19	矩計図-4（改修前）	1/30
A-20	矩計図-5（改修後）	1/30
A-21	機械基礎図-1（改修前）	図示
A-22	機械基礎図-2（改修後）	図示

株式会社　釣谷建築事務所
１級建築士 第１１９８１６号　吉田　典生

製作年月日	設計番号	図面番号	工事名称	縮尺
26.09	26_16	AEM-00	門前学園屋内運動場等空調設備工事	NO SCALE
			図面名称：図面リスト	

工　事　仕　様　書　（機械設備）

Ⅰ. 工 事 概 要

1. 工 事 名 称　門前学園屋内運動場等空調設備工事

2. 工 事 場 所　石川県輪島市門前町清水10の21番地

3. 完 成 期 日　令和　　年　　月　　日　（余裕期間制度試行工事適用の場合は、左記を完成日の期限とする。）
指定部分　・無　・有（指定期日：令和　　年　　月　　日）　対象部分（　　）
概成工期　・無　・有（令和　　年　　月　　日）　(1.2.1(6))

4. 建 物 概 要

建　物　名　称	構　造	階　　数	延面積（㎡）	消防令別表第一	備　考
門前学園	ＲＣ造	２階建	1,531	第7項	

5. 別契約の関連工事
・建築工事　・電気設備工事　・給排水衛生設備工事　・空気調和設備工事　・構内交換設備工事
・昇降機設備工事　・自家発電設備工事　・厨房機器設備工事　・屋外付帯工事　・植栽工事
・　　・　　・　　・

6. 工 事 内 容
・屋内運動場に空調設備の設置を行う
・上記工事に伴いガス設備の設置を行う
・上記工事に伴い電気設備の設置を行う
・屋内運動場の床断熱工事を行う

Ⅱ. 工 事 仕 様

1. 一 般 仕 様

1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和７年版」（以下、「標準仕様書」という。）及び「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）令和７年版」（以下、「標準図」という。）及び「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）令和７年版」（以下「改修標準仕様書」という。）による。

2) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの標準仕様書・改修標準仕様書・標準図（建築工事にあっては建築工事標準詳細図）を適用する。

2. 特 記 仕 様

章は●印の付いたものを、特記事項で選択する項目は・印に○印の付いたものを適用する。
⊙印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
⊙印と※印の付いた場合は、共に適用する。

章	項　　目	特　　記　　事　　項
● 一般事項	① 工事実績情報	請負金額５，０００千円以上の工事は工事実績情報登録を行う。 (1.1.4)
	２ 施工体制台帳の作成等	下請負に付する場合は、施工体制台帳を作成し、現場に備え付ける。また、施工体系図を工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げる。 (1.1.5(3))
	３ 他工事との取り合い	スリーブ、箱入れなど他工事との取り合いは、別表－１によるものとし、施工に支障をきたさない時期までに、必要な位置、大きさ等を明示し、監督員と打ち合せる。 (1.1.7)
	④ 工事の記録等	工事総合進捗表、工事日誌、打合せ記録、工事箇所図及び現況写真等を記載した工事報告書を毎月１５日及び月末ごとに提出する。 (1.2.4)
	⑤ 施工条件	・新築工事 ⊙改修工事 (⊙執務並行改修　・全館無人改修) (1.3.3) ・工事用車両の駐車場所等は図示による。 (改1.3.3) ・ ・
	６ 発生材の処理等	・引渡しを要するもの（・　　） (1.3.9(2)) ・特別管理産業廃棄物（・廃石綿（エルボ保温、パッキン）　・　　） ・現場で再利用を図るもの（・　　） ・再資源化を図るもの（・コンクリート　・アスファルト　・木材 ・　　）
	７ 再使用機材	・取外し後再使用するものは図示による。 (改1.4.3)

章	項　　目	特　　記　　事　　項
● 一般事項	８ 事前調査	石綿含有分析調査を　・行う（図示　箇所）　・行わない (改1.5.1)
	⑨ 養生	1) 既存部分の養生範囲は、図示による。 (改3.1.1) 2) 養生の方法及び固定された備品・ロッカー等の移動は、図示による。 (改3.2.1)
	⑩ 撤去等	1) 回収を要する機器及び配管の内容物　・冷媒　・吸収液　・廃油 (改4.1.1(3)) 2) 石綿の撤去は、図示による。 (改4.1.2(イ)) 3) 機器の撤去跡の壁面等の補修は、図示による。 (改4.2.5)
	⑪ 環境への配慮	1) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に規定される特定調達品「公共工事」等は下記による。また、判断基準を満たすことを確認する。 (1.4.1(1)) ・吸収冷温水機　・氷蓄熱式空調機器　・送風機　・ポンプ ⊙ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機　・下塗用塗料（重防食） ・大便器　・自動洗浄装置及びその組込み小便器　・自動水栓 2) 本工事の建物屋内で使用する揮発性有機化合物を放散する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次のとおりとする。 (1.4.1(2)) ① JIS又はJASのF☆☆☆☆規格品 ② 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③ 下記表示のあるJAS規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用
	⑫ 機材の品質等	1) 本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、仮設に使用する機材は新品に限らない。 (1.4.2(1)) 2) 機器類の能力、容量等は図示された数値以上とする。 3) 電動機出力、燃料消費量、圧力損失は、原則として図示された数値以下とする。 4) 下表に示す機材等の製造者等は次の①から⑥までの事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する評価の書面を提出して、監督員の承諾を受ける。ただし、製造者等が「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿（最新年版）」（（一社）公共建築協会）等に記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 ①品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 ②生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 ③安定的な供給が可能であること。 ④法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること。 ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥販売、保守等の営業体制が整えられていること。

機　材　名　称			
ボイラー	空気調和機	ポンプ類	タンク
温水発生機	空気清浄装置	ダクト付属品	消火装置
冷凍機	全熱交換器	自動制御	厨房機器
冷却塔	送風機類	衛生器具ユニット	鋳鉄製ふた

章	項　　目	特　　記　　事　　項
● 一般事項	⑬ 一級技能士の適用	⊙配管(建築配管)　・建築板金(ダクト製作及び取付け) (1.5.2(1)) ⊙熱絶縁施工(保温保冷工事)　・厨房設備施工（厨房機器据付け及び整備） ⊙冷凍空気調和機器施工(冷凍機、パッケージ形空気調和機据付け、整備及び冷媒配管)
	14 工事の創意工夫等	受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や工事特性に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。 (1.5.9)
	⑮ 化学物質の濃度測定	建築物の室内空気中の濃度測定を　⊙行う　・行わない (1.5.10) 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等は図示による。
	⑯ 中間検査	中間検査の実施　⊙無　・有（時期　・天井下地完了時　・　） (1.6.2)
	⑰ 完成図	原図及び製本（等倍 １ 部、Ａ３縮小 ２ 部）提出する。 (1.7.2)
	⑱ 保全に関する資料	保全に関する資料は次のとおり、 ２ 部提出する。 (1.7.3) ①建築物等の利用に関する説明書※ ②機器取扱説明書(主要機器一覧表とも) ③機器性能試験成績書（総合試運転調整報告書とも） ④官公署届出書類 ※「建築物等の利用に関する説明書」作成の手引き 手引きのダウンロード http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_kentikubutturiyou_tebiki.html
	⑲ 足場類	内部及び外部足場の種別は、図示による。防護シート等の養生は図示による。 (改2.2.1)
	⑳ 工事用水等	⊙既存施設に量水器等を設けて使用できる（有償）　・水道局引込み等 (改2.2.2)
	㉑ 仮設間仕切・扉	設置箇所、種別及び塗装仕上げは、図示による。 (改2.2.3)
● 共通事項	1 総合試運転調整	下記の項目の測定報告書(測定箇所は監督員の指示による）を提出する。 (1.5.6.3) ⊙風量調整　・水量調整　⊙室内外空気の温湿度の測定 ・室内気流及びじんあいの測定　⊙騒音の測定　・振動の測定 ・飲料水の水質測定（16項目　箇所） ・雑用水の水質測定（建築物環境衛生管理基準による。）

章	項　　目	特　　記　　事　　項
● 共通事項	② 配管等	1) 仕切弁はJIS又はJV（・5K　・10K（水道直結等の図示部分））とする。 (2.2.1) 2) 絶縁継手の取付け箇所は、図示による。 (2.2.12) 3) 建物導入部の変位吸収方法は次による。ただし、排水及び通気配管を除く。 (2.4.1(5)) 標準図（・(a)ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙｼﾞｮｲﾝﾄ　・(b)ﾎﾞｰﾙｼﾞｮｲﾝﾄ　・(c)ｽﾘｰｸｯｼｮﾝ　）による。(2.5.7(1)) 4) 呼び径60Su以下のステンレス鋼管は、（・プレス　・拡管　・　　）接合とする。 5) ポリエチレン管の接合方法は、（・電気融着　・メカニカル）とする。 (2.5.10(3)) 6) 溶接部の非破壊検査を　・行う　・行わない (2.5.15.12(3)) 7) 地中埋設標の設置箇所は、図示による。 (2.7.1(8)) 8) 埋設表示用テープ（倍折）を土被り150㎜程度の深さに埋設する。 (2.7.1(9)) 9) 埋設深さは、図示が無い場合、車両道路（・60cm　・　　）、その他（・30cm　・　　）以上とする。 (2.7.2)
	３ 防凍保温	屋外露出部(給水管、消火管、膨張管、冷温水管、弁類を含む)は 防凍保温を行い、保温材の厚さは配管の呼び径25㎜以下のものは50㎜以上、それ以外は40㎜以上とする。 (3.1.6)
	④ 塗装	下記の埋鉛めっきを施した露出ダクト及び露出配管は、塗装を行わない。 (3.2.1.1) ⊙機械室（エレベーター機械室）　⊙電気室（自家発室）　⊙倉庫　・
	５ 吊り及び支持金物の防錆	多湿トレンチ内等の吊り金物、支持金物類は溶融亜鉛めっき処理又はステンレス鋼製とする。 (3.2.2.1)
	⑥ 監督員事務所等	1) 監督員事務所を　※ 設けない　・設ける[・１号（10㎡程度）　・２号(20㎡程度）] (4.1.1(1)(イ)) 2) 監督員事務所に設ける備品等 ・保護帽　・墜落制止用器具　・長靴　・合羽　・机　・椅子 ・懐中電灯　・書棚　・黒板　・寒暖計　・　・ 3) 設計図を工事監理用に製本（等倍 １ 部、Ａ３縮小 ２ 部）し、監督員事務所等に置く。
	７ 快適トイレ（快適トイレ実施要領に基づく）	・快適トイレを設置する　・快適トイレを設置しない（別途工事で設置等） ※ 監督員へ提案・協議し、快適トイレを設置することができる 快適トイレを設置した場合は、設計変更の対象とし、「快適トイレ実施要領」により費用を計上する。
	⑧ 工事現場の表示板	工事現場には、下記表示板を設置する。（記入例） (4.1.1(1)(ウ)) 上段の地色は白色　文字は青色 下段の地色は青色　文字は白色 工　事　名 工 期　自 年 月 日～至 年 月 日 発注者　石川県土木部営繕課 設　計　（建築・設備委託業者名を記入） 監　理　（建築・設備委託業者名を記入） 施　工　建　築　（施工業者名を記入） 電　気　（施工業者名を記入） 機　械　（施工業者名を記入） この工事は、週休２日に取り組んでいます 60cm～75cm　90cm 設計及び監理の欄は、実施設計及び工事監理が委託発注された場合。 工事名は、各工事とも共通な名称とし、各文字は角ゴシック体とする。
	⑨ 埋め戻し土	※ 根切り土の中の良質土（ただし、管の周囲は山砂）　・山砂 (4.2.1(1)(オ))
	⑩ 建設発生土の処理	・現場内で処理 (4.2.1(1)(カ)) ・構内指示の場所に堆積　・構内指示の場所に敷き均し ⊙場外搬出適正処理　（「再生資源利用促進計画書及び実施書」を監督員に提出のこと。） ※ 指定（想定）搬出先　受入場所： 受入時間帯：　時　分～　時　分 仮置き等：
	⑪ はつり	1) 放射線透過検査を　・行う　※ 行わない（但し、鉄筋探査は行う。） (改5.1.2) 2) 配管貫通部の穴開けは、ダイヤモンドカッターとし、場所・口径は図示による。 (改5.1.3) 3) 既設基礎の解体、撤去後の床補修は、図示による。 (改5.1.5)
	⑫ あと施工アンカー	1) 埋込み配管等の探査の範囲及び方法は、図示による。 (改6.2.1) 2) 床スラブ上面の施工後確認試験（引張試験(短期許容引抜荷重)）を (改6.2.3) ・行う（　箇所）　⊙行わない 3) 天井スラブ下面、壁面の施工後確認試験（引張試験(長期許容引抜荷重)）を ・行う（　箇所）　⊙行わない
	13 県内産材料	石川県建設工事標準請負契約約款（以下「請負契約約款」という。）第６条の２第７項により、調達する工事材料は石川県産とするように努めることについて、工事着手前に使用材料確認願いを提出する。
	⑭ 材料検査	請負契約約款第１３条第２項に定める監督員の検査を受けて使用する工事材料は次のとおり。 ・熱源機器　⊙空調機器　・ポンプ類　・ダクト及び付属品　・衛生器具 ⊙タンク類　・消火機器　・合併処理槽　・厨房機器　・
	⑮ 工事写真等の記録	1) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領（令和５年改定）」による。

最終改訂　Ｒ８．４．１

工事名　門前学園屋内運動場等空調設備工事	番号　M-01
図面名　工事仕様書（機械設備）－１	縮尺　――
設　計　輪島市　教育委員会　教育総務課	

章	項目	特記事項
● 共通事項		2) 請負契約約款第１４条第３項に定める工事写真は次のとおり。 (○) 地中埋設配管部　(○) 機器の基礎及びアンカーボルト埋設部　・ 塗装工程 (○) 保温工程　(○) 天井、トレンチ内の隠ぺい箇所　・ 躯体スリーブ 3) 区分による規格、枚数、部数は次による。

区　分	大きさ(mm)	撮影枚数	部数	備　考
着工前	100×148程度	監督員の指示による	１部	工事期間中は現場事務所に整理保管し、工事完成時に提出する。
工事中	85×115程度	監督員の指示による	１部	
完成時	100×148程度	監督員の指示による	１部	Ａ４用紙に整理したもの

4) 完成写真の撮影は、次による。　・ 建築写真撮影業者　※ 建築写真撮影業者以外
5) 写真はＡ４用紙に順序よく貼付又は印刷し、説明事項を記入して提出する。
6) 中間検査又は監督員の指示により、手直しを命じられた工事は、手直し前、中、後が判断できる写真を撮影し、報告書に添付し提出する。

16 部分払いの対象工事材料：請負契約約款第３７条第１項に定める部分払の対象とする工事材料は次のとおり。
・ 機器　・ 器具　・ 配管　・

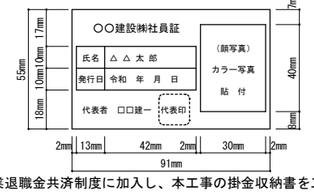
⑰ 火災保険等：請負契約約款第４９条に定める火災保険等は次のとおり。（加入期間は着工日より引渡日まで）
※ 組立保険　(○) 建設工事保険

⑱ 耐震施工：次に示す事項を除き、すべて独立行政法人建築研究所監修の「建築設備耐震設計・施工指針２０１４年版」による。(3-2.1.1(5))
1) 機器の設計用標準水平震度及び耐震クラスは図示による。図示がなければ次による。

設置場所	耐震安全性の分類（重要機器、一般機器共通）	
	特定の施設	一般の施設
	(○) 耐震クラスＳ	・ 耐震クラスＡ
上層階、屋上及び塔屋	２．０	１．５ ＜２．０＞
中間階	１．５	１．０ ＜１．５＞
一階及び地下階	１．０ （１．５）	１．０

注1 設置場所の区分は、機器等を支持する床部分により適用し、天井面（上階床）より支持する機器等は直上階を適用する。
注2 上層階は、２～６階建の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、10～12階建の場合は上層３階、13階建以上の場合は上層４階とする。
注3 （ ）内の値は水槽類（受水槽、高置水槽、消火関係水槽、オイルタンク等）、＜ ＞内の値は防振支持の機器（防振材・防振装置を介して設置される機器）に適用する。
2) 地域係数は１．０とする。
3) 設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の１／２とし水平地震力と同時に働くものとする。
4) 重量１ｋＮ以下の軽量な機器（標準仕様書の適用を受けるものは除く）においても耐震を考慮し、据付け又は取付けを行うものとするが、前記指針の方法によらなくてもよい。

⑲ 名札の義務：請負金額１０，０００千円以上の元請工事の現場代理人及び主任（監理）技術者は顔写真付き名札を常時着用する。下記の寸法等は、参考であり、社員証等に替えることができる。



⑳ 退職金共済制度：受注者は建設業退職金共済制度に加入し、本工事の掛金収納書を工事請負契約締結後１ヵ月以内に監督員を通じて発注者に提出する。また、現場事務所に適用標識（シール）を掲示する。

21 過積載等の防止：
1) 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませない。
2) さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませない。
3) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長しないようにする。
4) 取引関係のあるダンプカー事業車が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずる。
5) 建設発生土の処理及び資材の購入に当たって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにする。
6) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（昭和４２年８月２日法律第１３１号。以下「法」という。）の目的に鑑み、法第１２条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進する。
7) 1)から6)につき、元請建設業者は下請建設業者を十分指導する。

22 景観への配慮：本工事は、石川県公共事業景観形成ガイドラインに基づく下記の事業であり、景観に配慮した施工に努める。　・ 重点事業　・ 一般事業

23 総合評価方式における技術提案：「石川県建設工事総合評価方式試行要領」に基づく、「技術提案」がある場合は、提案内容を本工事において確実に履行し、「技術提案履行状況報告書」を監督員に提出の上、履行状況の確認を受ける。履行にあたり疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議する。

24 電子納品：※ 行う（「電子納品仕様書」による。）　・ 行わない
電子納品仕様書
１　電子納品とは、出来形管理資料や工事写真等の工事完成図書を電子データで納品するものである。
　ここでいう電子データとは、下表に示す各種電子納品要領等で定めるフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

名　称
営繕工事電子納品要領（令和３年改定）
官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】（令和４年改定）

基準・要領類のダウンロード　http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html

章	項目	特記事項
● 共通事項		２　工事関係書類の最終成果品を、従来の紙での納品と別にＣＤ－Ｒ、ＤＶＤ－Ｒ又はＢＤ－Ｒで１部納品する。 ３　工事着手時には、事前協議チェックシートを用いて事前協議を行うものとする。 工事関係書類の内、電子データで提出するものは、事前協議にて決定する。
	㉕ 公共事業労務費調査の協力	受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。工期経過後においても同様とする。 ① 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をする。 ② 調査票等を提出した事業所が、事後に発注者が行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力する。 ③ 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行う。 ④ 下請負に付する場合には、当該下請工事受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む）が前各号と同様の義務を負う旨を定める。
	㉖ 事故の補償	受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。（法定外の労災保険を含む）
● 空気調和設備	１ 煙道	ばい煙濃度計取付座、ばい煙量測定口、伸縮継手及び掃除口は図示による。(1.1.2)
	② 冷媒	パッケージ形空気調和機等の冷媒の種類は、図示による。(1.7.5.15)
	３ ダクト	1) 低圧ダクト　・ アングルフランジ工法　・ スパイラルダクト　(1.14.3.1～2) ・ コーナーボルト工法（ ・ 共板フランジ　・ スライドオンフランジ ） 2) 高圧ダクトの適用範囲は図示による。 3) 厨房用長方形排気ダクトの板厚は、標準仕様書の１ランク厚いものを使用する。(1.14.3.5)
	４ チャンバー	消音内貼りを施すチャンバーは、図示による。(1.14.6.(1))
	５ 風量測定口	取り付け位置は、図示による。(2.2.5.5)
	⑥ 基礎	防振基礎は、図示による。(2.1.1(3))
	⑦ 配管材料	1) 冷温水管　・ 配管用炭素鋼鋼管(白)　・　(2-2.1.2.1) 2) 冷却水管　・ ポリ粉体ライニング鋼管(PB) ・ 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管（※ VA ・ VB） 3) 蒸気管　給気管　・ 圧力配管用炭素鋼鋼管(黒)　※ 配管用炭素鋼鋼管(黒)　(2-2.1.2.2) 還管　※ 圧力配管用炭素鋼鋼管(黒)　・ 4) 油管　屋内　・ 配管用炭素鋼鋼管(黒) 地中　・ ポリエチレン被覆鋼管(PLS(PE1H)) 屋外露出、暗渠　・ 硬質塩化ビニル被覆鋼管(PLV) 5) 冷媒配管　※ 断熱材被覆鋼管　・ 銅管　(2-2.1.2.4) 6) 空調用ドレン管　・ 配管用炭素鋼鋼管(白)　(2-2.1.2.6) (○) 硬質ポリ塩化ビニル管(VP)(屋内露出を除く) 7) 膨張管、空気抜き管及び膨張タンクよりボイラーへの給水管は配管用炭素鋼鋼管(白)とする。
	８ 伸縮管継手	鋼管用伸縮管継手の種類は図示による。(2-2.2.7.1)
	９ 瞬間流量計	・ 着脱形　・ 固定形　を設ける。(2-2.3.8)
	⑩ 保温	1) 配管、ダクト及び機器の保温材料は（別表－２）による。(2-3.1.4) 2) 還りダクト（ＲＡダクト）の保温範囲は図示による。 3) 外気取入れダクト（ＯＡダクト）の保温範囲は図示による。 4) 外壁１ｍ以内のダクト及び多湿箇所（図示の範囲）のダクトは保温（25mm厚）を行う。 5) 膨張タンクよりボイラーへの補給水管の保温は、温水管の項による。 6) 建物内の空気抜き管の保温は、温水管の項による。
	11 冷媒(フロン類)の回収	1) 業務用冷凍空調機器等（エアコンディショナー、冷蔵機器、冷凍機器等）で「フロン排出抑制法」の対象となっている機器(改2.4.3) ・「第一種フロン類充填回収業者登録通知書」の写しを提出する。 ・「フロン類引取証明書」を提出する。 2) 家庭用のエアコン等で「家電リサイクル法」の対象となっている機器 ・「特定家庭用機器廃棄物管理票(家電リサクル券）」の写しを提出する。
○ 自動制御設備	１ システム構成	図示による。(1.1.1(2))
	２ 電源装置	無停電電源装置は、図示による。(1.4.2.9)(1.5.1)(2.3.1)
	３ 電気計装用配線	原則、配線はＥＭケーブル等とし、天井隠ぺい部は、図示がなければケーブル配線とする。
○ 給排水衛生設備	１ 水栓	水抜栓を使用する系統の水栓は、固定こま式とする。台所流し用水栓は泡沫式とする。(1.1.6)
	２ 量水器	1) ・ 親メーター（ ・ 貸与品　・ 買取 ）　・ 子メーター（ ・ 買取　・　）(2-2.2.16) 2) 量水器桝　・ 水道事業者指定品（ ・ 貸与品　・ 買取 ）　・ 標準図 ＭＣ形　(1.8.4)
	３ 汚水用水中ポンプ	水中ケーブルの長さは、図示による。(1.2.7)

章	項目	特記事項
○ 給排水衛生設備	４ タンクの保温	ステンレス鋼板製タンクの保温を　・ 行う　・ 行わない　(1.4.2.4)(1.4.2.5)
	５ 緊急遮断弁装置	受水槽、高架水槽に設ける緊急遮断弁装置は、図示による。(2-2.2.22)
	６ 配管材料	1) 給水管　一般　・ ポリ粉体ライニング鋼管(PB)　・ ステンレス鋼鋼管　(2-2.1.2.5) ・ 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管（※ VA ・ VB） 厨房、浴室等のシンダー内　・ ポリ粉体ライニング鋼管(PD) ・ 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管(VD) 地中　・ ポリ粉体ライニング鋼管(PD)　・ ステンレス鋼鋼管 ・ 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管(VD) ・ 水道用硬質ポリ塩化ビニル管(HIVP)　・ 水道用ポリエチレン管 引込管（直結部分）は水道事業者指定のものとし、図示による。加入負担金は別途 2) 給湯管（膨張管及び補給水タンクよりボイラーなどへの補給水管を含む。） ・ 銅管（壁又は床埋設は、被覆銅管又は保温付被覆銅管としてもよい。） ・ ステンレス鋼鋼管　・ 耐熱性塩化ビニルライニング鋼管 3) 消火管　一般　・ 配管用炭素鋼鋼管(白) 地中　・ 消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管(VS) 4) 排水管　屋内　・ 硬質ポリ塩化ビニル管(VP)　・ 耐火二層管(VP)　(2-2.1.2.6) ・ リサイクル発泡三層管(RF-VP)　・ 耐火二層管(RF-VP) 屋外　・ 硬質ポリ塩化ビニル管(VP) 圧送　・ 硬質ポリ塩化ビニル管(VP)　・ 水配管用亜鉛めっき鋼管 5) 通気管　・ 硬質ポリ塩化ビニル管(VP)　・ 耐火二層管(VP) ・ リサイクル発泡三層管(RF-VP)　・ 耐火二層管(RF-VP)
	７ 保温	配管及び機器の保温材料は（別表－２）による。(2-3.1.5)
	８ 洗面器等の	洗面器及び手洗器に直結する排水管は、器具トラップより１サイズアップとする。(2-2.4.8)
	９ 満水試験継手	取付け位置は、図示による。(2-2.9.4)
● ガス設備	① 配管材料	1) 屋内　・ 配管用炭素鋼鋼管(白)　(2.1.1)(3.1.1) 2) 地中　・ ポリエチレン被覆鋼管(PLS(PE1H))　・ ガス用ポリエチレン管 3) 屋外露出、暗渠　(○) 硬質塩化ビニル被覆鋼管(PLV)　・ 配管用炭素鋼鋼管(白)
	② メーター	(○) 親メーター（(○) 貸与品　・　）・ 子メーター（ ・ 買取　・　）(2.1.7)(3.1.3.4)
	３ ガス漏れ警報器	・ 本工事（図示による）　・ 別途工事　(2.1.3)(3.1.3.6)
	④ その他	ガス遮断装置、漏洩検知装置、電気防食措置、ボンベの転倒防止措置は、図示による。

（別表－１）他工事との取り合い

工事内容			機械	電気	建築	備考
開口部	はり、床、壁の貫通部（ＲＣ造）	スリーブ、仮枠、穴埋共	●			Ｓ造は建築
		補強筋			●	建築図面に図示
	天井、壁の切り込み	ボード類切込み	●			
		下地補強			●	建築図面に図示
外部取付ガラリ（ダクト、チャンバの接続用フランジを含む）					●	建築図面に図示
レンジフードファン、フード（取付枠共）及び流し台（排水トラップ共）					●	
洗面所、手洗所等の大型鏡、はめ込型洗面器用カウンター及び身障者用手すり					●	
下流し、足洗い場及び玄関の排水			●			
床、天井、壁の点検口及び床下水槽のマンホール蓋					●	建築図面に図示
屋内外設備（受水槽、ポンプ等）の基礎					●	建築図面に図示
屋上設備の基礎					●	建築図面に図示
地下油タンク室等のコンクリート工事					●	建築図面に図示
油サービスタンクの防油堤					●	
ボイラーの煙突及びプロパンボンベ庫（既製のものは機械）					●	
実験台(陶器製流し、化学水栓、ガス栓及びコンセント共付属品を含む)					●	
実験台への配管及び配管接続			●			
電気配線	機器付属の制御盤以降の配管配線（接地共）		●			二次側
	機器付属の制御盤への電源供給の配管配線			●		一次側
	制御盤と動力盤間の電源供給及び操作回路の渡り配管配線			●		
	機器と付属操作スイッチとの渡り配管配線			●		

最終改訂　Ｒ８．４．１

工事名	門前学園屋内運動場等空調設備工事
番号	M-02
図面名	工事仕様書（機械設備）－２
縮尺	——
設計	輪島市　教育委員会　教育総務課

（別表－２）空気調和設備及び給排水衛生設備の保温材料

(2-3.1.4) (2-3.1.5)

凡例）Ｒ：ロックウール　Ｇ：グラスウール　Ｐ：ポリスチレンフォーム

内装材	空気調和設備	温水管	屋内露出、機械室等、天井内、ＰＳ内、暗渠内	・Ｒ　※Ｇ
		蒸気管、冷温水管	屋内露出、機械室等、天井内、ＰＳ内、暗渠内、屋外露出、多湿箇所	・Ｒ　※Ｇ
		冷水管	屋内露出、機械室等、天井内、ＰＳ内、暗渠内、屋外露出、多湿箇所	・Ｒ　・Ｇ　※Ｐ
		冷媒管（断熱材被覆銅管を除く。）	屋内露出、機械室等、天井内、ＰＳ内、暗渠内、屋外露出、多湿箇所	・Ｒ　※Ｇ
		空調用ドレン管（結露防止層付硬質塩ビ管を除く。）	屋内露出、機械室等、天井内、ＰＳ内	・Ｒ　※Ｇ
			浴室、厨房等の多湿箇所	※Ｐ
		長方形ダクト、スパイラルダクト・消音内張	屋内露出、機械室等、天井内、ＰＳ内、屋外露出、多湿箇所	・Ｒ　※Ｇ
		排煙ダクト	機械室等、天井内、ＰＳ内	※Ｒ
		煙道	機械室等	※Ｒ
	給排水衛生設備	給水管	屋内露出、機械室等、天井内、ＰＳ内、暗渠内、屋外露出、多湿箇所	・Ｒ　・Ｇ　※Ｐ
		排水管、通気管	屋内露出、機械室等、天井内、ＰＳ内	・Ｒ　※Ｇ
			浴室、厨房等の多湿箇所	※Ｐ
		給湯管	屋内露出、機械室等、天井内、ＰＳ内、暗渠内、屋外露出、多湿箇所	・Ｒ　※Ｇ
		消火管	屋外露出	・Ｒ　・Ｇ　※Ｐ
外装材	配管類	温水管、蒸気管 冷温水管、冷水管 給水管、排水管 通気管、給湯管	屋内露出	※ 合成樹脂製カバー（⊙１　・２　・３）
			機械室等、天井内、ＰＳ内	※ アルミガラスクロス
			暗渠内	※ 着色アルミガラスクロス
			屋外露出、多湿箇所	・塗装亜鉛系めっき鋼板　※ ステンレス鋼板　・溶融アルミニウム－亜鉛鉄板
		冷媒管	屋内露出	※ 合成樹脂製カバー（⊙１　・２　・３）　⊙保温化粧ケース（⊙樹脂製）
			屋外露出	・塗装亜鉛系めっき鋼板　※ ステンレス鋼板　・溶融アルミニウム－亜鉛鉄板 ・保温化粧ケース（　・樹脂製　・ＳＵＳ製　・塗装亜鉛系めっき鋼板）
	機器類	空調用タンク、空調用ヘッダー	機械室等	※ 塗装亜鉛系めっき鋼板　・ステンレス鋼板　・溶融アルミニウム－亜鉛鉄板
		鋼板製タンク、貯湯タンク	屋外露出、多湿箇所	・塗装亜鉛系めっき鋼板　※ ステンレス鋼板　・溶融アルミニウム－亜鉛鉄板
	ダクト	長方形ダクト	一般居室、廊下	※ 塗装亜鉛系めっき鋼板　・ステンレス鋼板
		スパイラルダクト	屋外露出	・塗装亜鉛系めっき鋼板　※ ステンレス鋼板　・溶融アルミニウム－亜鉛鉄板
		煙道	機械室等	※ 塗装亜鉛系めっき鋼板　・ステンレス鋼板

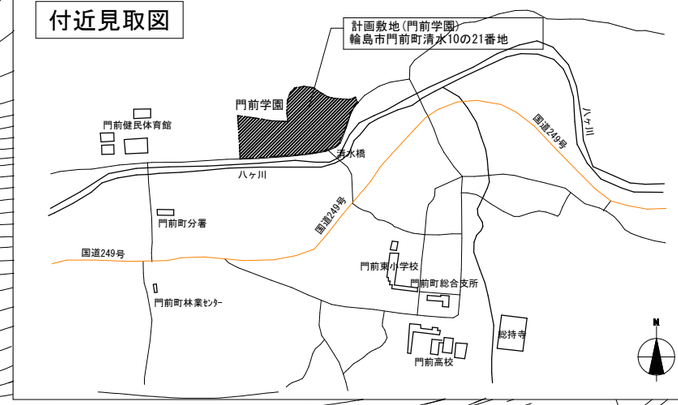
章	項　目	特　記　事　項
○	１ いしかわ週休２日工事	工事現場において週休２日に取り組む「いしかわ週休２日工事」（以下、「週休２日工事」という。）の適用については、次のとおりとする。 なお、週休２日の工事の定義(様式)等については、石川県土木部監理課技術管理室ＨＰの「いしかわ週休２日工事　実施要領」を参照すること。 （１）当初設計において、週単位の週休２日にかかる補正係数を乗じている。 （２）受注者は、工事現場に週休２日に取り組むことを記載した工事看板を設置すること。 （３）受注者は、現場着手前に休日取得［計画］表を作成し、監督員に提出・共有すること。 （４）受注者は、工程に大幅な変更が生じた場合は休日取得［計画］表を修正し、監督員に提出・共有すること。 （５）受注者は、工期最終日までに、休日取得［実績］表を記入し、監督員に提出すること。 （６）分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて１日を通して現場作業が無い状態も「現場閉所」とみなす。 （７）発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、週単位の週休２日に満たない場合は、月単位の週休２日（４週８休相当）の補正に減額するものとし、月単位の週休２日（４週８休相当）に満たない場合は、補正分を減額するものとする。 なお、週休２日の確保が確認できなかった場合であっても、工事成績評定で減点評価は行わない。
そ	２ イメージアップ看板	・　設置する ・　設置しない（別途工事で設置等） ※　監督員へ提案・協議し、設置することができる（設置費は受注者負担とする） 【参考図】 野立型（大）　H1400×W1100 野立型（小）　H1400×W550 壁掛型　H750×W900 未来への扉「石川をつくる」 みんなでつくろう石川 （注）看板のデザインは監督員に確認すること
の	３ 余裕期間制度試行工事	１）適用 ・　対象 ※　対象外 ２）余裕期間制度対象工事の内容 （１）本工事は、円滑な工事施工体制の確保を図るため、全体工期の範囲内で受注者が工事の着手及び完成日を設定することができる工事であり、建設工事に係る余裕期間制度（フレックス方式）試行要領に基づき実施するものとする。 （２）受注者は、契約締結日から着工日の期限までの間で、休日を除く任意の日を着工日として設定することができる。 （３）受注者は、完成日の期限までの間で、休日を除く任意の日を完成日として設定することができる。 （４）工期は受注者が任意で設定した着工及び完成日を記載する。 （５）受注者は、契約時に現場代理人及び主任技術者選任届を発注者に提出しなければならない。 （６）受注者は、着工日までの余裕期間内に工事（工場製作、測量、資材の搬入、仮設物や現場事務所の設置等の準備工を含む。）に着手してはならない。ただし、現場に搬入しない資機材の準備及び労働者の手配は、この限りでない。 （７）受注者は、余裕期間の間は、現場代理人及び主任（監理）技術者の配置を要しない。 （８）受注者は、着工日までに施工計画書を提出するものとする。 （９）余裕期間制度の適用により増加する費用は、受注者の負担とする。 （10）その他、この特記仕様書に定めのないことについては、建設工事に係る余裕期間制度（フレックス方式）試行要領によるものとする。 （着工日の期限）　契約締結日から起算して○ヶ月以内
他	４ 情報共有システム	石川県建設工事情報共有システム実施要領（営繕工事編）に基づく。 https://www.pref.ishikawa.lg.jp/eizen/kijun/kijun.html ・　利用する（発注者指定型） ※　現場着手前に発注者と協議し、利用することができる（施工者希望型）

章	項　目	特　記　事　項
○ そ の 他		

最終改訂　Ｒ８．４．１

工事名　門前学園屋内運動場等空調設備工事	番号　M-03
図面名　工事仕様書（機械設備）－３	縮尺　――
設　計　輪島市　教育委員会　教育総務課	

付近見取図



現況配置図　1/500

株式会社　釣谷建築事務所	1級建築士　第１１９８１６号　吉田　典生		製作年月日 26.10	設計番号 26_16	図面番号 M-04	工事名称 門前学園屋内運動場等空調設備工事 図面名称 付近見取図　現況配置図	縮尺 1/500

空調機器表

| ガスエンジン ヒートポンプエアコン | | 室外機 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 室内機 |
|---|
| 記号 | 系統・用途 | 型式 | 数 | 相当馬力 | 冷房能力 | 暖房能力 | 電源 | | 消費電力 | | エンジン | 送風機 | ガス消費量 | | | | 冷媒管(R410A) | | 基礎 | 備考 | 参考品番(又は同等品以上) | 記号 | 系統・用途 | 型式 | 数 | 相当馬力 | 冷房能力 | 暖房能力 | 電源 | | 消費電力 | | 送風機 | | | 冷媒管(R410A) | | 備考 | 参考品番(又は同等品以上) |
| | | | | | | | | | 冷房時 | 暖房時 | 定格出力 | | 種類 | 冷房 | 暖房 | ガス側 | 液側 | | | | | | | | | | | | | 冷房時 | 暖房時 | 風量 | 容量 | ガス側 | 液側 | | |
| | | | | HP | kW | kW | φ | V | kW | kW | kW | kW | | kW | kW | φ・mm | φ・mm | mm | | | | | | | | HP | kW | kW | φ | V | W | W | m³／m | W | φ・mm | φ・mm | | |
| GHP-1 | 屋内運動場 | ﾋﾞﾙ用ﾏﾙﾁ ﾊｲﾊﾟﾜｰﾌﾟﾗｽ 電源自立運転型 (親機:ﾊﾞｯﾃﾘｰ付) 耐塩害仕様 | 1 (自立運転時) | 20 | 56.0 (45.0) | 63.0 (50.0) | 3 | 200 | 1.33 (0.13) | 1.19 (0.13) | 12.4 | 0.75×2 | LPG | 46.1 (49.2) | 42.7 (45.6) | 28.6 | 15.9 | 300H | SUS製防雪ﾌｰﾄﾞ(上部吹出口)
防振架台 (溶融亜鉛ﾒｯｷ仕上)
鋼板製高架台500H (溶融亜鉛ﾒｯｷ仕上)
(SS400 2050×1000×500H)
ﾜｲﾔｰﾄﾞﾘﾓｺﾝ:CZ-10RT5C(室外機1台に付き1個)
分岐配管ｾｯﾄ | U-GB560U1D | GHP-1-140CR | 屋内運動場 | 天吊露出形 | 4 | 5.0 | 14.0 | 16.0 | 1 | 200 | 117 | 117 | 34.0 | 129 | 15.9 | 9.5 | ﾛﾝｸﾞﾗｲﾌﾌｨﾙﾀｰ
ﾄﾞﾚﾝｱｯﾌﾟﾒｶ
防球ｶﾞｰﾄﾞ、取付ﾌﾞﾗｹｯﾄ架台 | S-G140TU1 |
| GHP-2 | 屋内運動場 | ﾋﾞﾙ用ﾏﾙﾁ ﾊｲﾊﾟﾜｰﾌﾟﾗｽ 電源自立運転型 (子機:ﾊﾞｯﾃﾘｰ無) 耐塩害仕様 | 1 (自立運転時) | 20 | 56.0 (45.0) | 63.0 (50.0) | 3 | 200 | 1.33 (0.13) | 1.19 (0.13) | 12.4 | 0.75×2 | LPG | 46.1 (49.2) | 42.7 (45.6) | 28.6 | 15.9 | 300H | SUS製防雪ﾌｰﾄﾞ(上部吹出口)
防振架台 (溶融亜鉛ﾒｯｷ仕上)
鋼板製高架台500H (溶融亜鉛ﾒｯｷ仕上)
(SS400 2050×1000×500H)
ﾜｲﾔｰﾄﾞﾘﾓｺﾝ:CZ-10RT5C(室外機1台に付き1個)
分岐配管ｾｯﾄ | U-GX560U1D | GHP-2-140CR | 屋内運動場 | 天吊露出形 | 4 | 5.0 | 14.0 | 16.0 | 1 | 200 | 117 | 117 | 34.0 | 129 | 15.9 | 9.5 | ﾛﾝｸﾞﾗｲﾌﾌｨﾙﾀｰ
ﾄﾞﾚﾝｱｯﾌﾟﾒｶ
防球ｶﾞｰﾄﾞ、取付ﾌﾞﾗｹｯﾄ架台 | S-G140TU1 |
| GHP-EDK1 | GHP-1・GHP-2用 | 電源切替盤 | 1 | 屋外自立型 (公共建築工事標準仕様)
鋼板製 (耐塩害仕様・指定色塗装) | | | | | ﾀﾞｳﾝﾄﾗﾝｽ内蔵 | | | | | | | | | | | | HPE-DK-SHD2 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| GHP-SW1 | GHP-1用 | 自立運転ｽｲｯﾁ | 1 | 屋内壁掛型
鋼板製 | | 自立運転ｽｲｯﾁﾎﾞﾀﾝ | | | 自立運転ﾗﾝﾌﾟ | | | | 自立運転警報ﾗﾝﾌﾟ | | | | | | | 錠付きﾎﾞｯｸｽ | HPE-KSS | | | | | | | | | | | | | | | | |
| GHP-3 | 屋内運動場 | ﾋﾞﾙ用ﾏﾙﾁ ﾊｲﾊﾟﾜｰﾌﾟﾗｽ 電源自立運転型 (親機:ﾊﾞｯﾃﾘｰ付) 耐塩害仕様 | 1 (自立運転時) | 20 | 56.0 (45.0) | 63.0 (50.0) | 3 | 200 | 1.33 (0.13) | 1.19 (0.13) | 12.4 | 0.75×2 | LPG | 46.1 (49.2) | 42.7 (45.6) | 28.6 | 15.9 | 300H | SUS製防雪ﾌｰﾄﾞ(上部吹出口)
防振架台 (溶融亜鉛ﾒｯｷ仕上)
鋼板製高架台500H (溶融亜鉛ﾒｯｷ仕上)
(SS400 2050×1000×500H)
ﾜｲﾔｰﾄﾞﾘﾓｺﾝ:CZ-10RT5C(室外機1台に付き1個)
分岐配管ｾｯﾄ | U-GB560U1D | GHP-3-140CR | 屋内運動場 | 天吊露出形 | 4 | 5.0 | 14.0 | 16.0 | 1 | 200 | 117 | 117 | 34.0 | 129 | 15.9 | 9.5 | ﾛﾝｸﾞﾗｲﾌﾌｨﾙﾀｰ
ﾄﾞﾚﾝｱｯﾌﾟﾒｶ
防球ｶﾞｰﾄﾞ、取付ﾌﾞﾗｹｯﾄ架台 | S-G140TU1 |
| GHP-4 | 2階ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞｺｰﾅｰ | ﾋﾞﾙ用ﾏﾙﾁ ﾊｲﾊﾟﾜｰﾌﾟﾗｽ 電源自立運転型 (子機:ﾊﾞｯﾃﾘｰ無) 耐塩害仕様 | 1 (自立運転時) | 20 | 56.0 (45.0) | 63.0 (50.0) | 3 | 200 | 1.33 (0.13) | 1.19 (0.13) | 12.4 | 0.75×2 | LPG | 46.1 (49.2) | 42.7 (45.6) | 28.6 | 15.9 | 300H | SUS製防雪ﾌｰﾄﾞ(上部吹出口)
防振架台 (溶融亜鉛ﾒｯｷ仕上)
鋼板製高架台500H (溶融亜鉛ﾒｯｷ仕上)
(SS400 2050×1000×500H)
ﾜｲﾔｰﾄﾞﾘﾓｺﾝ:CZ-10RT5C(室外機1台に付き1個)
分岐配管ｾｯﾄ | U-GX560U1D | GHP-4-112CR | 2階ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞｺｰﾅｰ | 天吊露出形 | 4 | 4.0 | 11.2 | 12.5 | 1 | 200 | 80 | 80 | 30.0 | 129 | 15.9 | 9.5 | ﾛﾝｸﾞﾗｲﾌﾌｨﾙﾀｰ
ﾄﾞﾚﾝｱｯﾌﾟﾒｶ
防球ｶﾞｰﾄﾞ、取付ﾌﾞﾗｹｯﾄ架台 | S-G112TU1 |
| GHP-EDK2 | GHP-3・GHP-4用 | 電源切替盤 | 1 | 屋外自立型 (公共建築工事標準仕様)
鋼板製 (耐塩害仕様・指定色塗装) | | | | | ﾀﾞｳﾝﾄﾗﾝｽ内蔵
鋼板製高架台300H (溶融亜鉛ﾒｯｷ仕上) | | | | | | | | | | | | HPE-DK-SHD2 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| GHP-SW2 | GHP-3用 | 自立運転ｽｲｯﾁ | 1 | 屋内壁掛型
鋼板製 | | 自立運転ｽｲｯﾁﾎﾞﾀﾝ | | | 自立運転ﾗﾝﾌﾟ | | | | 自立運転警報ﾗﾝﾌﾟ | | | | | | | 錠付きﾎﾞｯｸｽ | HPE-KSS | | | | | | | | | | | | | | | | |
| MRC | 集中管理用ｺﾝﾄﾛｰﾗｰ (職員室設置) | ｼｽﾃﾑｺﾝﾄﾛｰﾗｰ | 1 | | | | 1 | 100 | 10W | | | | | | | | | | | 接続台数：16台
集中制御機能(一括運転、一括停止、ゾーン制御、グループ制御)
週間ｽｹｼﾞｭｰﾙ機能 | | 制御機器設定費を含む | CZ-10ESM5 | | | | | | | | | | | | | | | | |

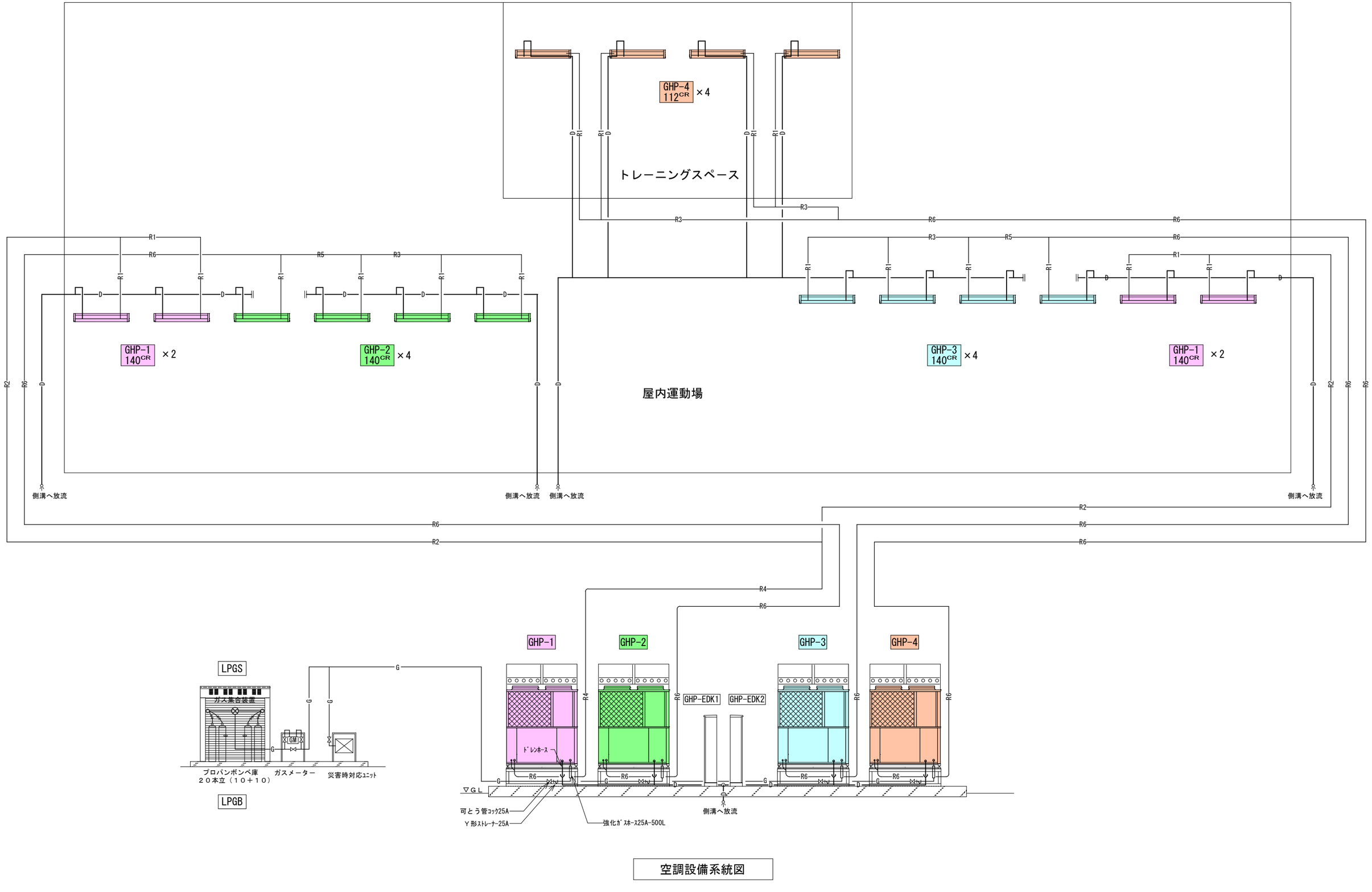
※1．公共建築工事標準仕様
※2．室外機は臭気低減機能付
※3．エアコンの性能はJRA4058:2017に基づく
※4．室外機はグリーン購入法調達基準適合品とする。
※5．室外機及び室内機の電源工事は電気工事とする。
※6．室内機～室外機間及び室内機～ﾘﾓｺﾝｽｲｯﾁ間の制御配線工事は電気工事とする。。
※7．室内機～室内機、室内機～室外機間及び集中ﾘﾓｺﾝｽｲｯﾁ間の制御配線工事は電気工事とする。。
※8．室外機ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄはSUS製、ﾀﾞﾌﾞﾙﾅｯﾄ止めとする。
※9．室外機は耐震1.0とする。

ガス設備機器表

ﾌﾟﾛﾊﾟﾝｶﾞｽ集合装置		型式	数	収容ﾎﾞﾝﾍﾞ		ﾎﾞﾝﾍﾞ収納庫寸法			備考	参考品番
記号	系統・用途			容量	本	W	D	H		
				kg		mm	mm	mm		
LPGS	屋内運動場用GHP系統	自動切替式一体型調節器 (20kg/h)	1	50	10+10＝20	2,000	2,450	2,130	発信機能付・高圧集合装置 (10+10) 本立用・高圧ﾎｰｽ・圧力計・管・継手等・ｶﾞｽ用ﾎﾞｰﾙﾊﾞﾙﾌﾞ・検査孔付ねじｶﾞｽ栓・ﾎﾞﾝﾍﾞﾁｪｰﾝ・配管架台等・警戒標識 ﾏｲｺﾝｶﾞｽﾒｰﾀｰ10m3/h(架台共)・漏えい検知用ｶﾞｽﾒｰﾀｰ 消火器20型×1本(SUS製屋外収納箱共)・災害時対応ﾕﾆｯﾄ(収納箱・架台・ﾋｭｰｽﾞｶﾞｽ3口・可とうｶﾞｽ栓1口)	－

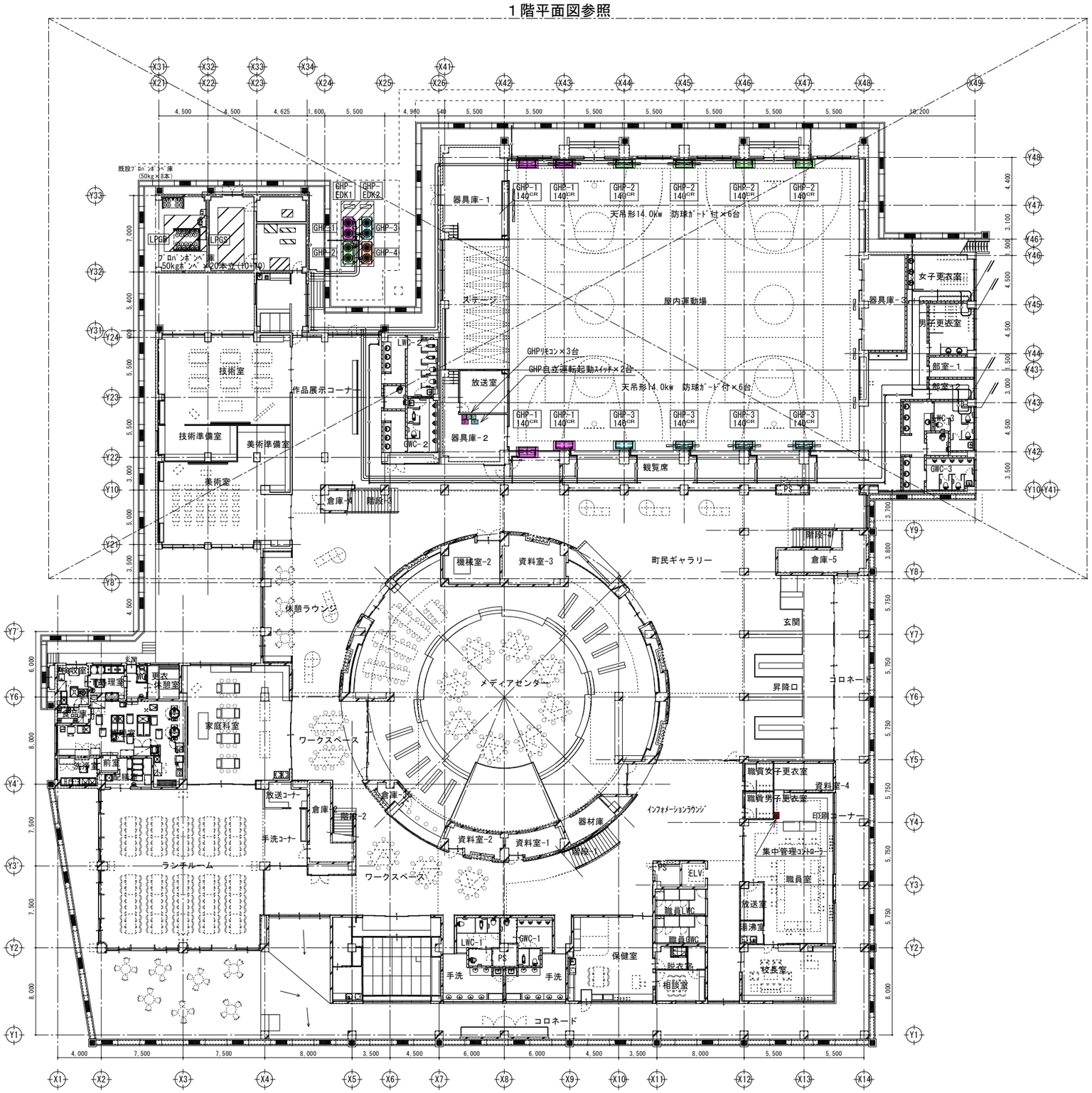
ﾌﾟﾛﾊﾟﾝﾎﾞﾝﾍﾞ収納庫		型式	数	収容ﾎﾞﾝﾍﾞ		ﾎﾞﾝﾍﾞ収納庫						収納庫基礎寸法 (既設基礎利用)			附属品・その他・備考	参考品番 (ﾎｸｴｲ：ﾎﾞﾝﾍﾞｯｸ)
記号	系統・用途			容量	本	仕様			W	D	H	W	D	H		
				kg		材質	形状		mm	mm	mm	mm	mm	mm		
LPGB	屋内運動場用GHP系統	高耐食鍍金鋼板 多雪地域仕様 耐塩害仕様(Bﾀｲﾌﾟ)	1	50	10+10＝20	高耐食鍍金鋼板製 (土台・ﾊﾟﾈﾙ・屋根・ｼｬｯﾀｰ)	前面ｼｬｯﾀｰ 屋根有・後部ﾊﾟﾈﾙ		2,000	2,450	2,130	2,200	2,650	150	ﾎﾞﾙﾄ・ﾀｯﾋﾟﾝｸﾞﾋﾞｽ・ﾎﾞﾙﾄｷｬｯﾌﾟ・基礎ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ・ﾗｲﾅｰﾌﾟﾚｰﾄ 横桟・下部換気口・上部通気口	BN-1000D

株式会社 釣谷建築事務所	1級建築士 第１１９８１６号 吉 田 典 生		製作年月日 26.10	設計番号 26_16	図面番号 M-05	工事名称 門前学園屋内運動場等空調設備工事 図面名称 空調設備 空調機器表・ガス機器表	縮尺 NO SCALE



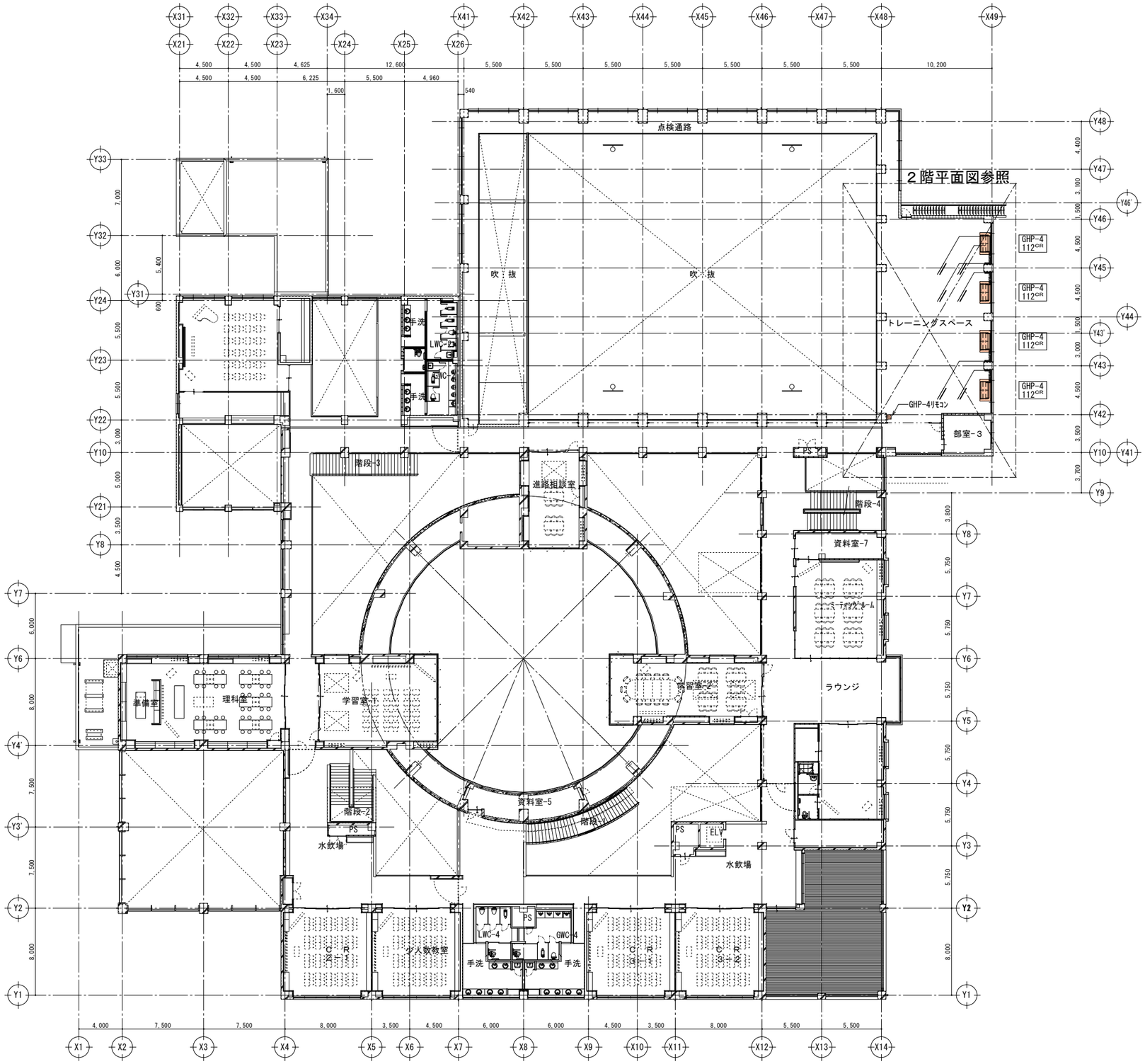
空調設備系統図

株式会社　釣谷建築事務所	１級建築士　第１１９８１６号　吉　田　典　生		製作年月日 26.10	設計番号 26_16	図面番号 M-06	工事名称 門前学園屋内運動場等空調設備工事 図面名称 空調設備　系統図	縮尺 NO SCALE



１階全体平面図　　1/400

株式会社　釣谷建築事務所	１級建築士　第１１９８１６号　　吉田　典生		製作年月日 26.10	設計番号 26_16	図面番号 M-07	工事名称 門前学園屋内運動場等空調設備工事 図面名称 空調設備　１階全体平面図	縮尺 1/400



２階全体平面図　1/400

株式会社　釣谷建築事務所	１級建築士　第１１９８１６号　吉田　典生		製作年月日 26.10	設計番号 26_16	図面番号 M-08	工事名称 門前学園屋内運動場等空調設備工事 図面名称 空調設備　２階全体平面図	縮尺 1/400

詳細図参照

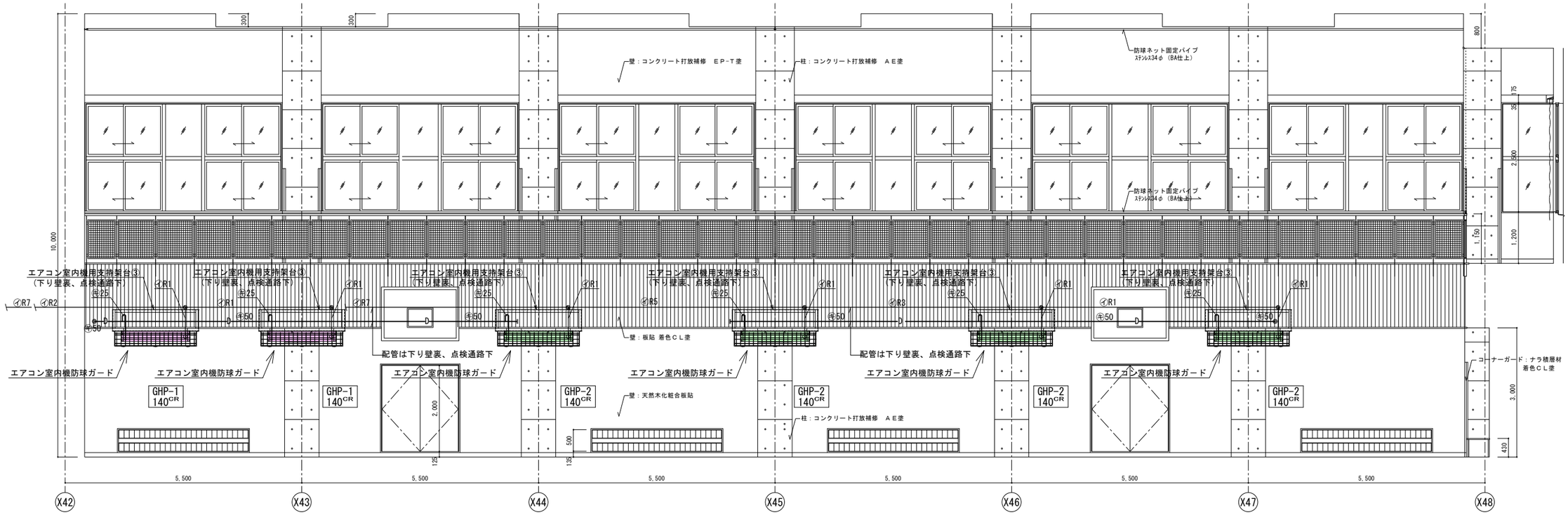
天吊形14.0kw　防球ｶﾞｰﾄﾞ付×6台

天吊形14.0kw　防球ｶﾞｰﾄﾞ付×6台

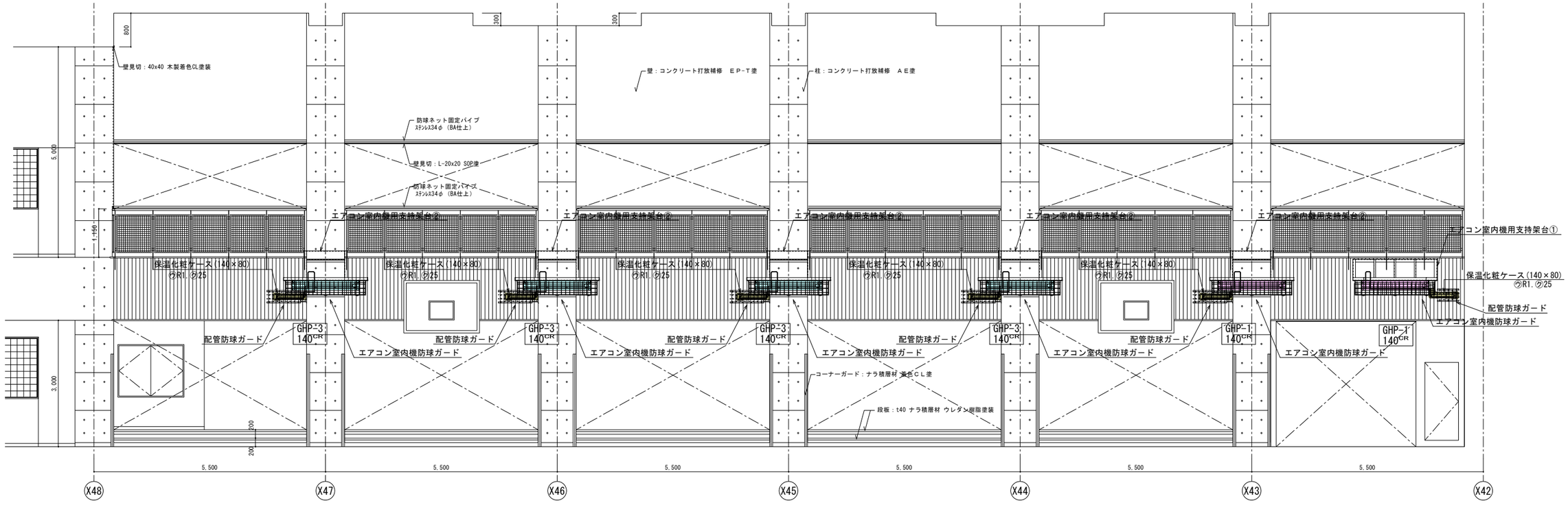
【リモコン収納ボックス】
プラボックス（透明扉）
500W×500H×200D
錠付
RC　GHPリモコン×3個
SW　GHP自立運転起動スイッチ×2個

1階屋内運動場平面図　1/200

株式会社　釣谷建築事務所	1級建築士　第１１９８１６号　吉田　典生		製作年月日 26.10	設計番号 26_16	図面番号 M-09	工事名称 門前学園屋内運動場等空調設備工事 図面名称 空調設備　1階屋内運動場平面図	縮尺 1/200

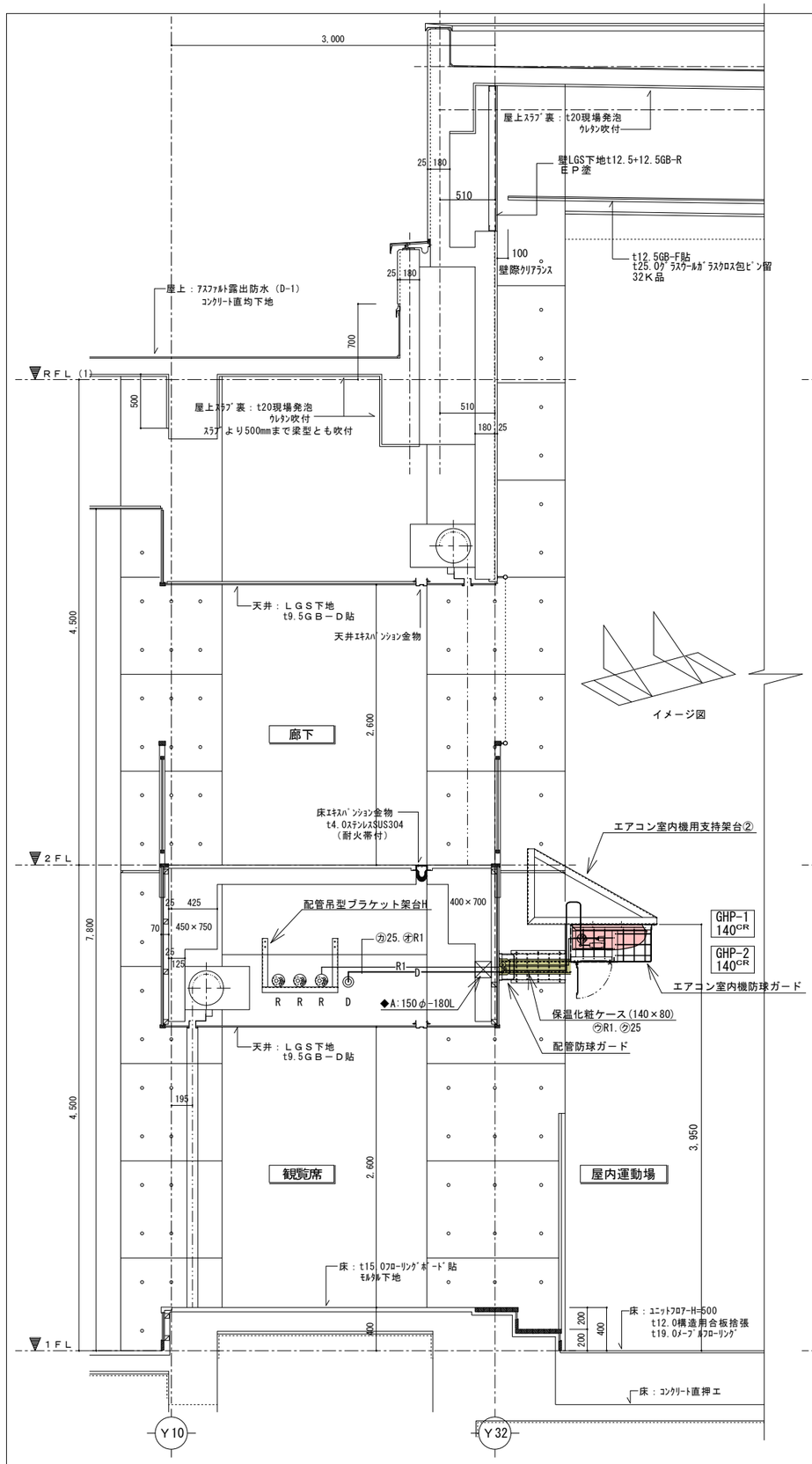


１階屋内運動場北側展開図　1/100

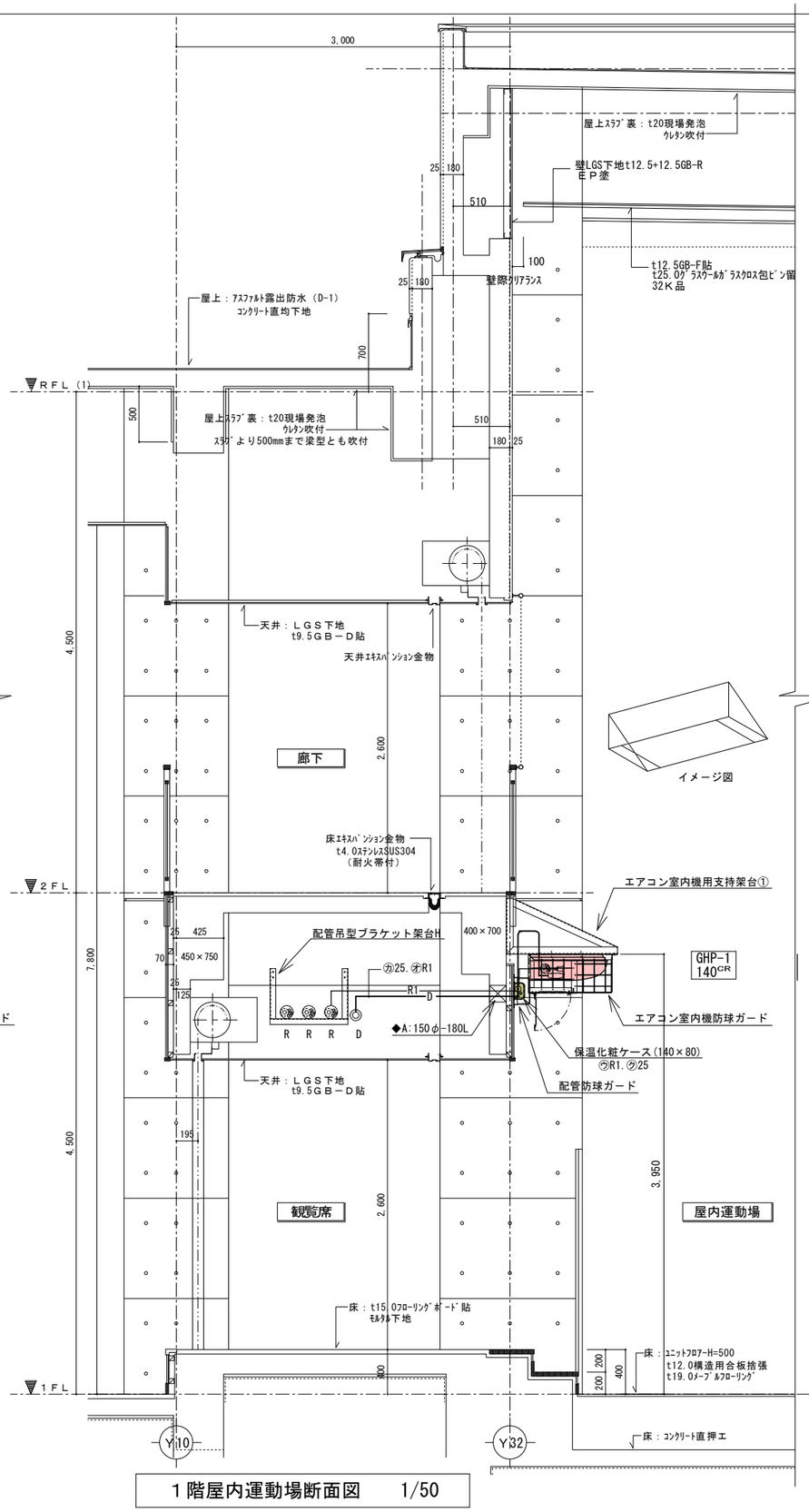


１階屋内運動場南側展開図　1/100

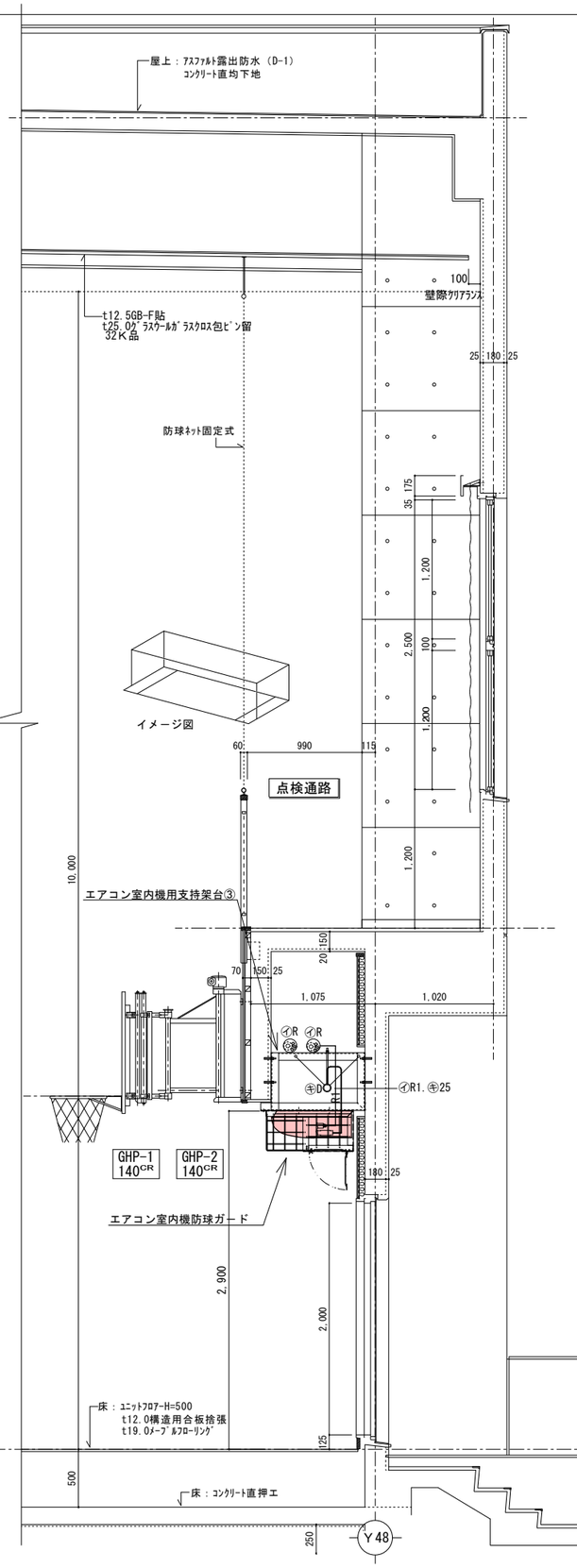
株式会社　釣谷建築事務所	１級建築士　第１１９８１６号　吉田　典生		製作年月日 26.10	設計番号 26_16	図面番号 M-10	工事名称 門前学園屋内運動場等空調設備工事 図面名称 空調設備　１階屋内運動場展開図	縮尺 1/100



イメージ図

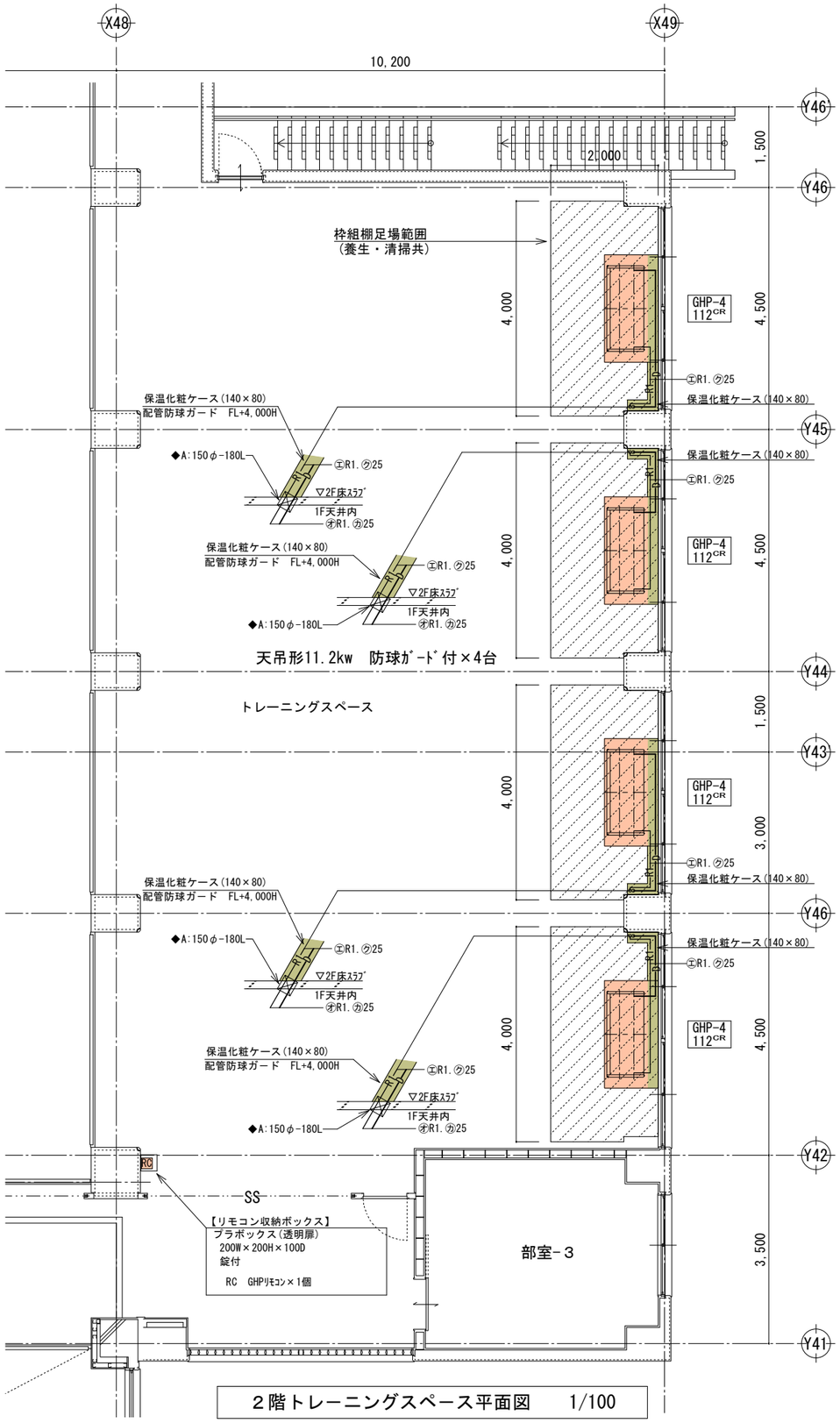


イメージ図

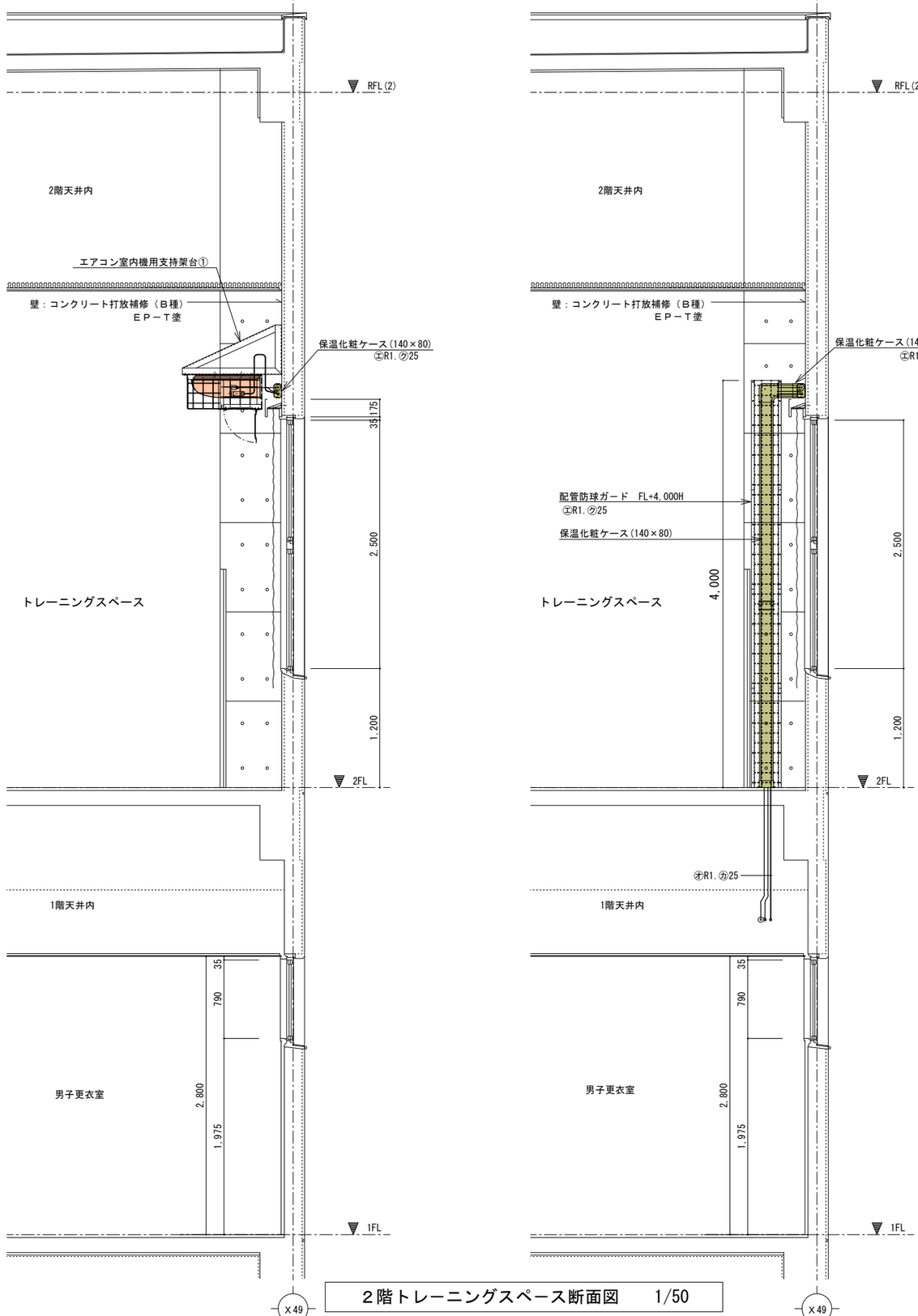


１階屋内運動場断面図　1/50

株式会社　釣谷建築事務所	１級建築士　第１１９８１６号　吉田　典生		製作年月日 26.10	設計番号 26_16	図面番号 M-11	工事名称 門前学園屋内運動場等空調設備工事 図面名称 空調設備　１階屋内運動場断面図	縮尺 1:50

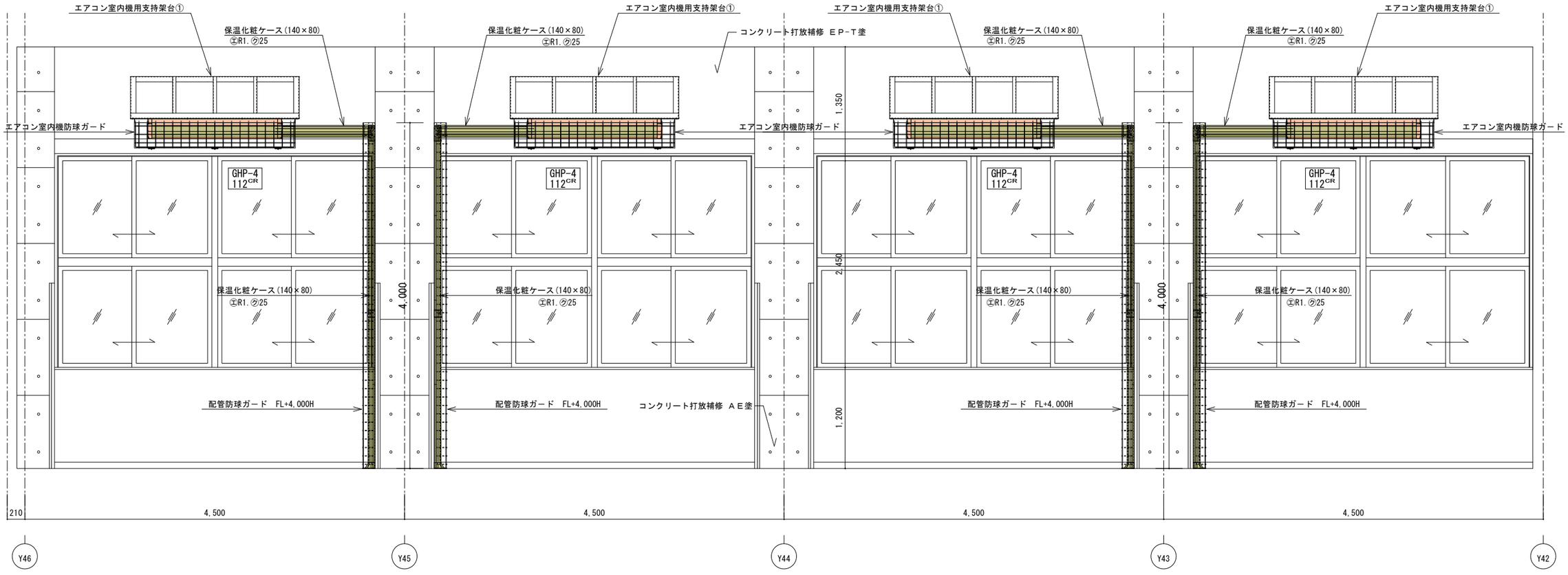


２階トレーニングスペース平面図　1/100



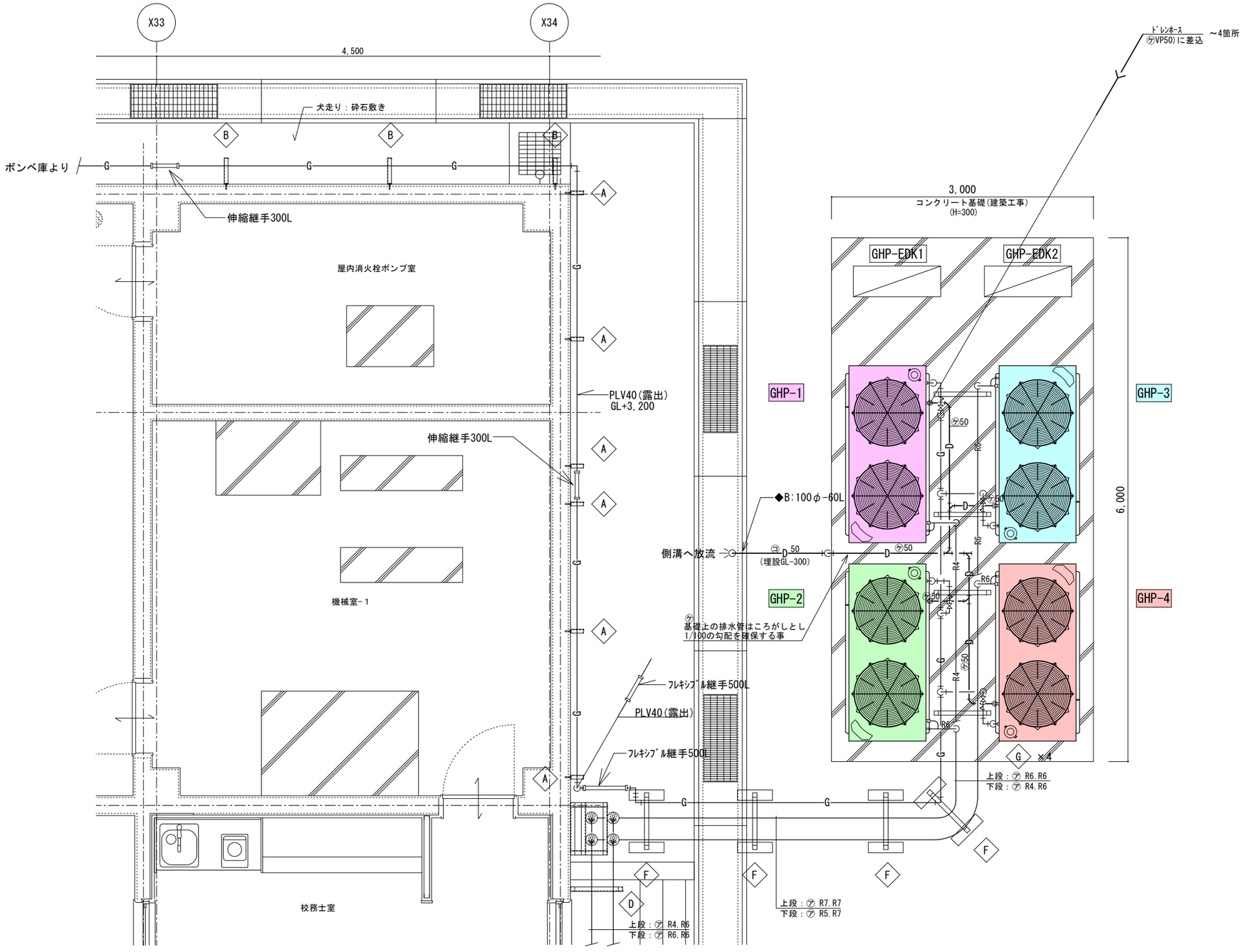
２階トレーニングスペース断面図　1/50

株式会社　釣谷建築事務所	１級建築士　第１１９８１６号　吉田　典生		製作年月日 26.10	設計番号 26_16	図面番号 M-12	工事名称 門前学園屋内運動場等空調設備工事 図面名称 空調設備　２階トレーニングスペース平面図・断面図	縮尺 1/100,1/50



２階トレーニングスペース展開図　1/50

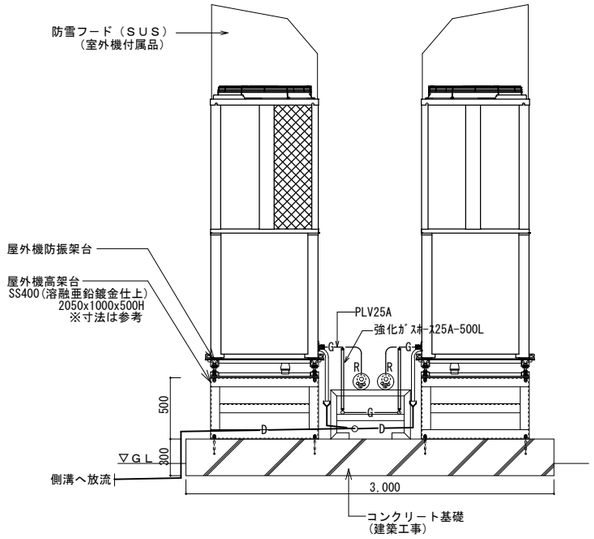
株式会社 釣谷建築事務所	１級建築士 第１１９８１６号 吉田 典生		製作年月日 26.10	設計番号 26_16	図面番号 M-13	工事名称 門前学園屋内運動場等空調設備工事 図面名称 空調設備 ２階トレーニングスペース展開図	縮尺 1/50



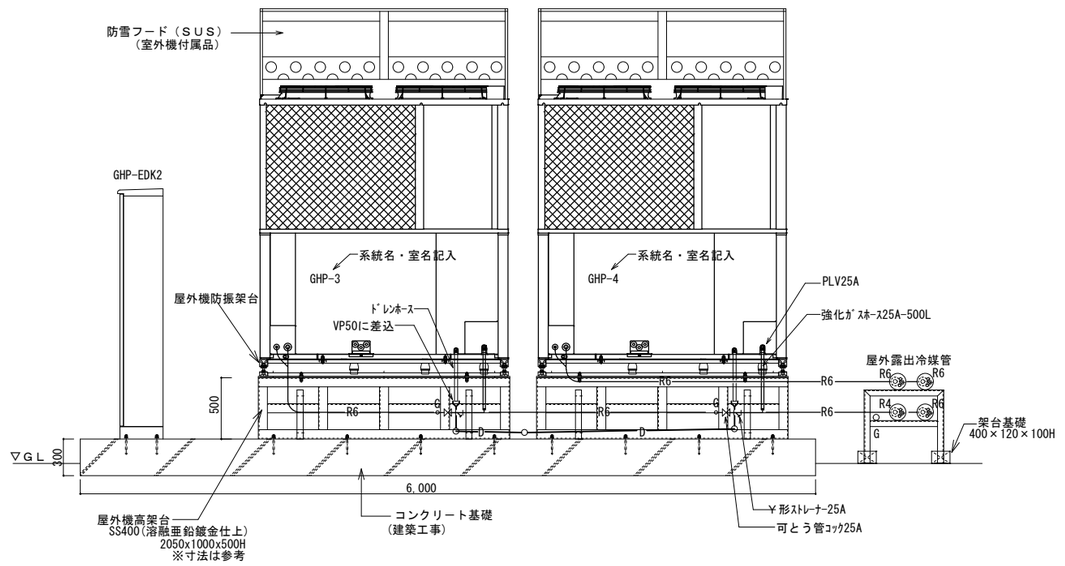
以降平面図参照

室外機置場平面詳細図　1/50

株式会社　釣谷建築事務所	1級建築士　第１１９８１６号　吉　田　典　生		製作年月日 26.10	設計番号 26_16	図面番号 M-14	工事名称 門前学園屋内運動場等空調設備工事 図面名称 空調設備　室外機置場平面詳細図	縮尺 1/50



室外機置場立面詳細図(側面)　1/50



室外機置場立面詳細図(正面)　1/50

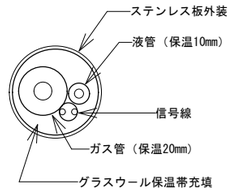
凡　例

記　号	名　称	材料・保温・備考
——R——	冷媒配管	保温付冷媒用被覆銅管 ㋐ 屋外露出：ＧＷ成型後ＳＵＳ外装巻き ㋑ 屋内露出(屋内運動場北側Y48通り部分)：ＧＷ成型後合成樹脂製カバー１(ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ)外装巻き ㋒ 屋内露出(屋内運動場南側Y42通り部分)：合成樹脂製ｶﾊﾞｰ(保温化粧ｹｰｽ)内＋配管防球ｶﾞｰﾄﾞ ㋓ 屋内露出(2階ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞﾙｰﾑX49通り部分)：合成樹脂製ｶﾊﾞｰ(保温化粧ｹｰｽ)内＋配管防球ｶﾞｰﾄﾞ ㋔ 屋内隠蔽：ﾋﾞﾆﾙﾃｰﾌﾟ巻き、支持金具部に保温材保護ﾌﾟﾚｰﾄ ※室外機用電源は電気工事とする ※室内機用電源、制御配線は冷媒配管共巻きとし電気工事とする
——D——	ドレン管	㋕ 屋内一般(　隠蔽)：硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ管(　VP)　＋ＧＷ保温筒 ㋖ 屋内一般(　露出)：硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ管(　VP)　＋ＧＷ保温筒＋合成樹脂製ｶﾊﾞｰ1(ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ)外装巻き ㋗ 屋内一般(　露出)：空調ﾄﾞﾚﾝ用結露防止層付硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ管(　AC)＋合成樹脂製ｶﾊﾞｰ(保温化粧ｹｰｽ)内＋配管防球ｶﾞｰﾄﾞ ㋘ 屋外露出：硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ管　(VP)　塗装(調合ペイント)・保温なし ㋙ 屋外土中：硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ管(　VP)　保温なし
——G——	ガス管	屋外露出：塩化ビニル被覆銅管(　PLV)
◆A: ——> ☒	斫り 箇所	配管用機械貫通斫り部分を示す　　サイズφ－厚さL
◆B: ——> ☒	斫り 箇所	配管用手斫り部分を示す(無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ)　　サイズφ－厚さL
◆C: ——> ☒	斫り 箇所	配管用手斫り部分を示す(ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ)　　サイズφ－厚さL
★	防火区画貫通処理	冷媒配管用：国土交通大臣認定品　　参考(耐火ｷｬｯﾌﾟNX　ｺﾝｸﾘｰﾄ用　IRC-NX)
RC	GHPリモコン	リモコン本体は機械工事、取付は電気工事
SW	自立運転起動 スイッチ	リモコン本体は機械工事、取付は電気工事

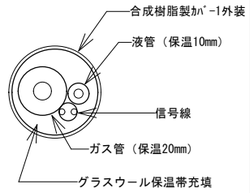
※室外機・配管系統文字書きを行う事。(　系統名)
※室外機・屋内機への電源、制御線は電気工事

冷媒配管施工要領図

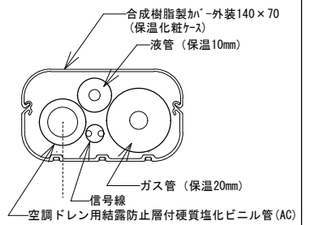
㋐屋外露出部分



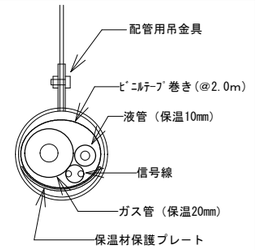
㋑屋内露出部分



㋒㋓㋗屋内露出部分



㋔屋内隠蔽部分



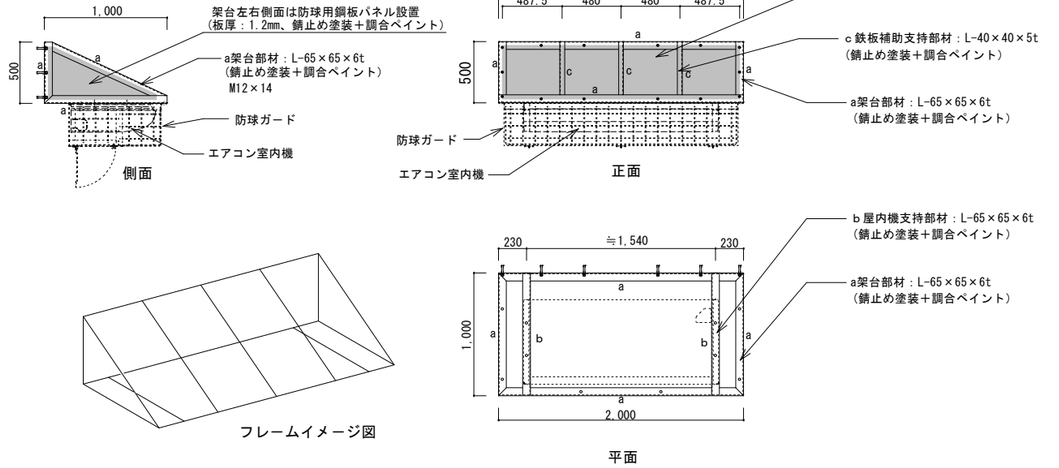
冷媒配管リスト

記号	液　管	ガス管	注記)
R1	9.5φ	15.9φ	室内外機間制御線・ﾘﾓｺﾝ線は
R2	9.5φ	22.2φ	電気工事とし冷媒管共巻き
R3	12.7φ	25.4φ	室外機・室内機の電源線は
R4	15.9φ	28.6φ	電気工事とし冷媒管共巻き
R5	15.9φ	31.8φ	
R6	19.1φ	31.8φ	

株式会社　釣谷建築事務所	１級建築士　第１１９８１６号　吉　田　典　生		製作年月日 26.10	設計番号 26_16	図面番号 M-15	工事名称 門前学園屋内運動場等空調設備工事 図面名称 空調設備　室外機置場立面詳細図・凡例	縮尺 1/50

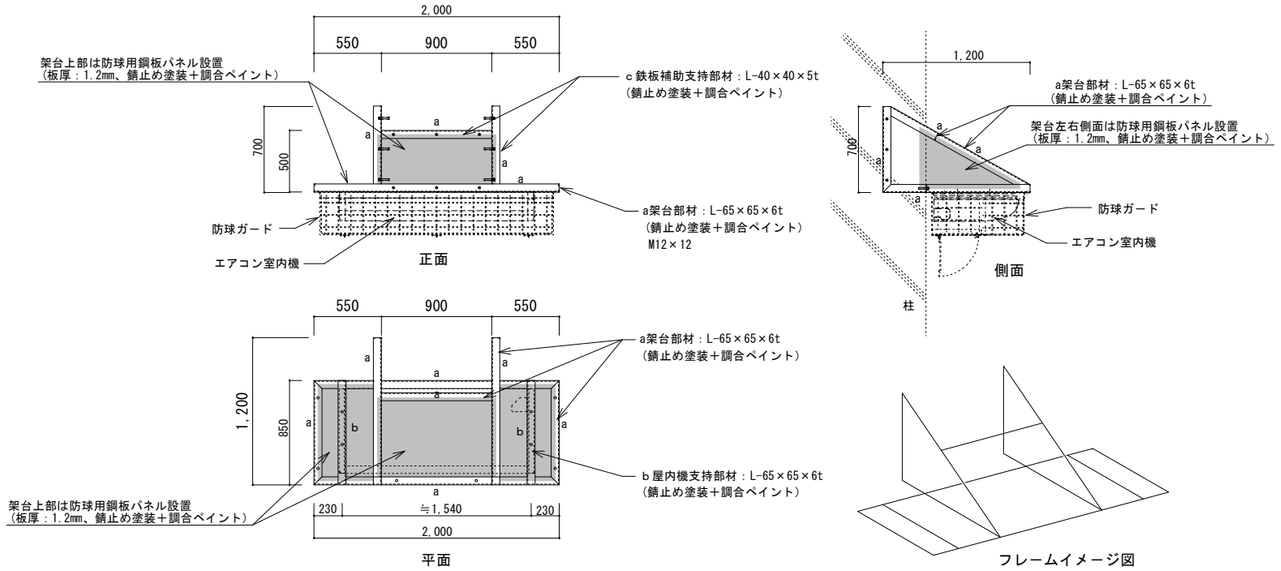
エアコン室内機用支持架台①　1/50　～5台

※参考寸法(現場状況に合わす事)
あと施エアンカーを使用する事(金属又は接着)



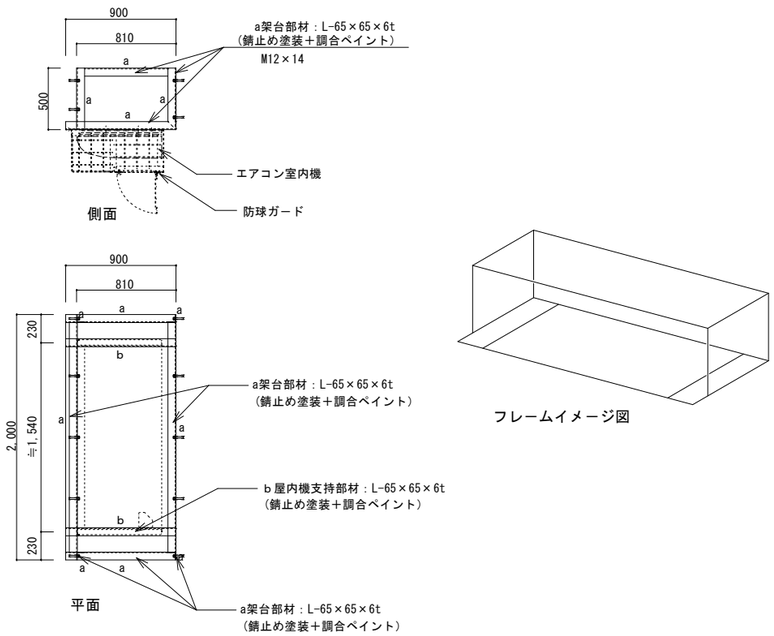
エアコン室内機用支持架台②　1/50　～5台

※参考寸法(現場状況に合わす事)
あと施エアンカーを使用する事(金属又は接着)



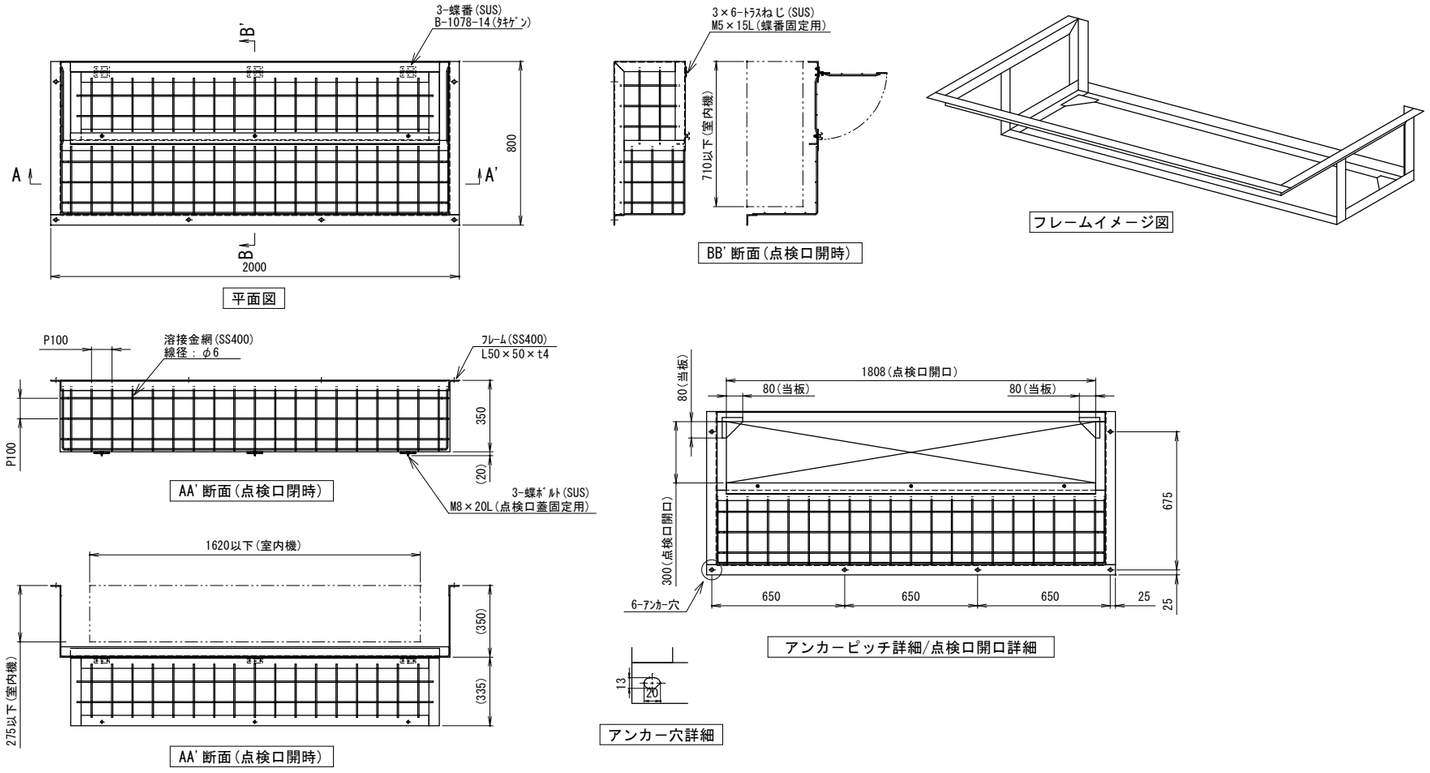
エアコン室内機用支持架台③　1/50　～6台

※参考寸法(現場状況に合わす事)
あと施エアンカーを使用する事(金属又は接着)



エアコン室内機防球ガード詳細図（参考図）1/30　～16台

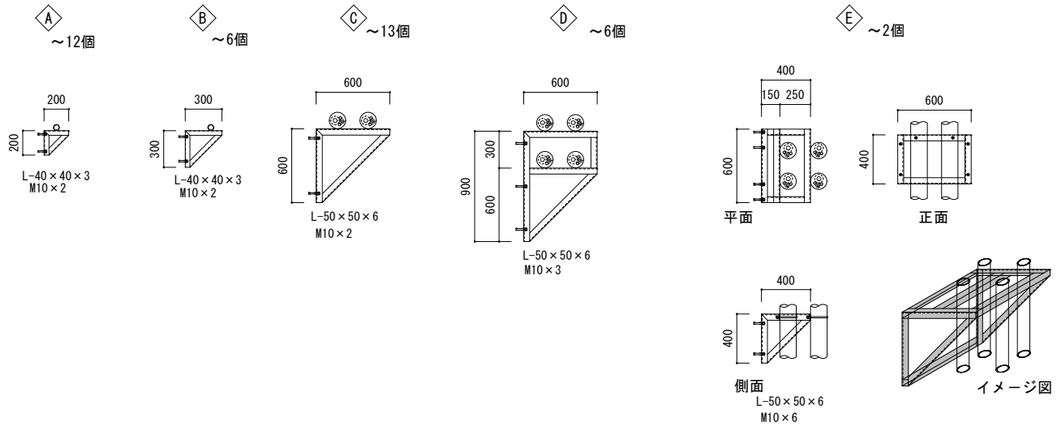
※塗装:メラミン焼付塗装



株式会社　釣谷建築事務所	1級建築士　第１１９８１６号　吉　田　典　生		製作年月日 26.10	設計番号 26_16	図面番号 M-16	工事名称 門前学園屋内運動場等空調設備工事 図面名称 空調設備　エアコン室内機各種架台・防球ガード詳細図	縮尺 1/50,1/30

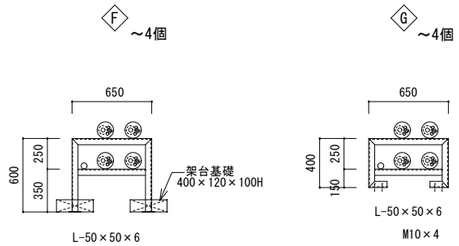
配管用三角ブラケット架台　1/50

※参考寸法(現場状況に合わす事)
(溶融亜鉛ﾒｯｷ仕上:HDZT49)
あと施工アンカーを使用する事(金属又は接着)



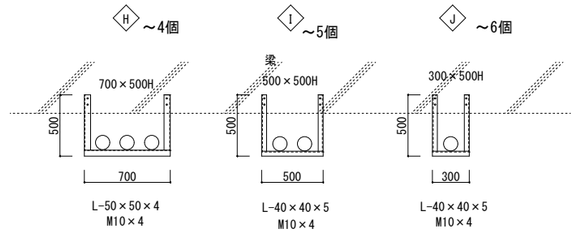
配管用門型ブラケット架台　1/50

※参考寸法(現場状況に合わす事)
(溶融亜鉛ﾒｯｷ仕上:HDZT49)
あと施工アンカーを使用する事(金属又は接着)



配管用吊り型ブラケット架台　1/50

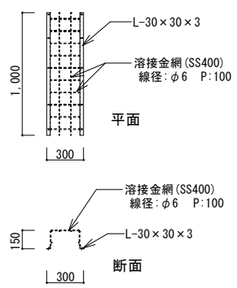
※参考寸法(現場状況に合わす事)
(錆止め塗装)
あと施工アンカーを使用する事(金属又は接着)



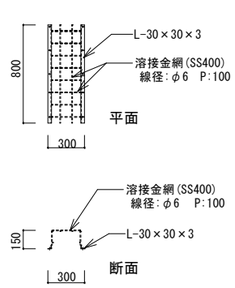
配管用防球ガード　1/50

※参考寸法(現場状況に合わす事)
(メラミン焼付塗装)

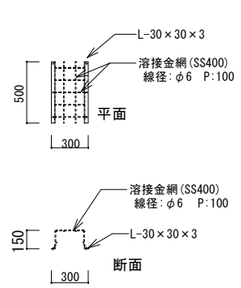
配管用防球ガード　1000L
(メラミン焼付塗装)　～16個



配管用防球ガード　800L
(メラミン焼付塗装)　～5個

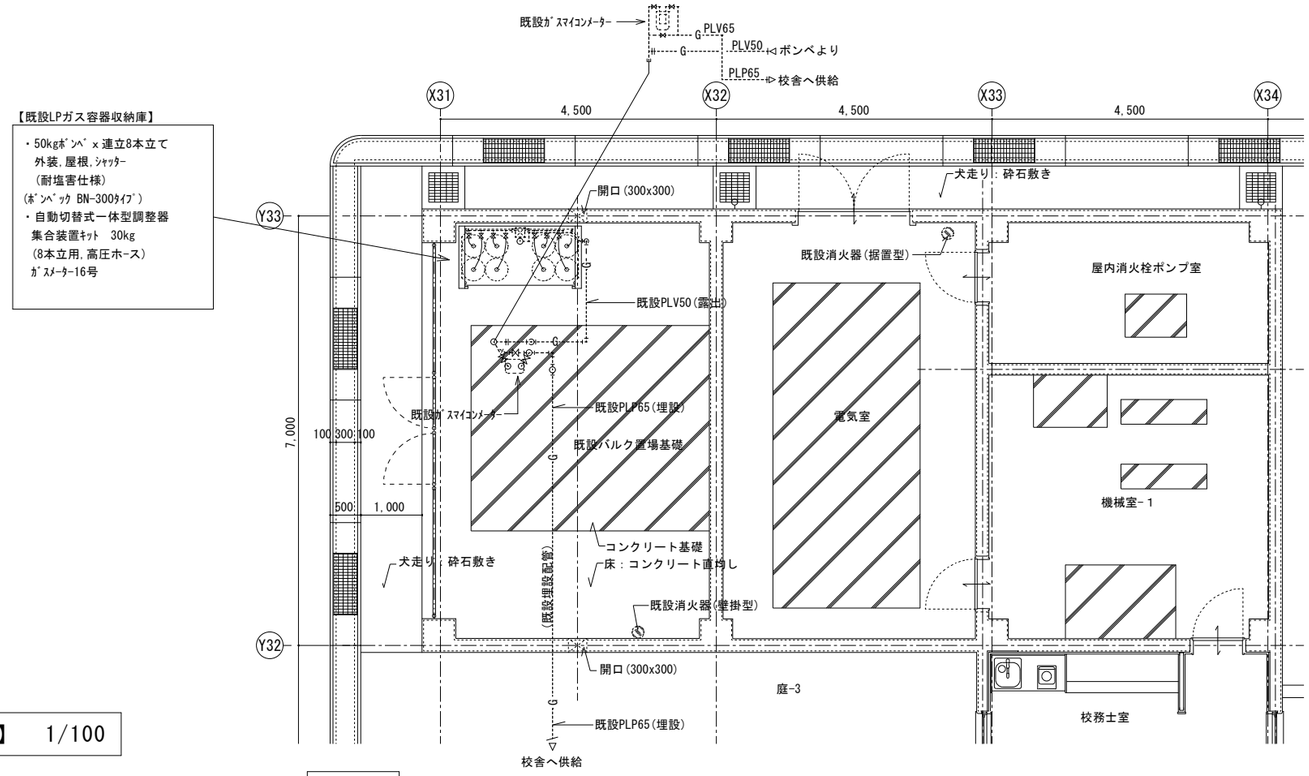


配管用防球ガード　500L
(メラミン焼付塗装)　～6個



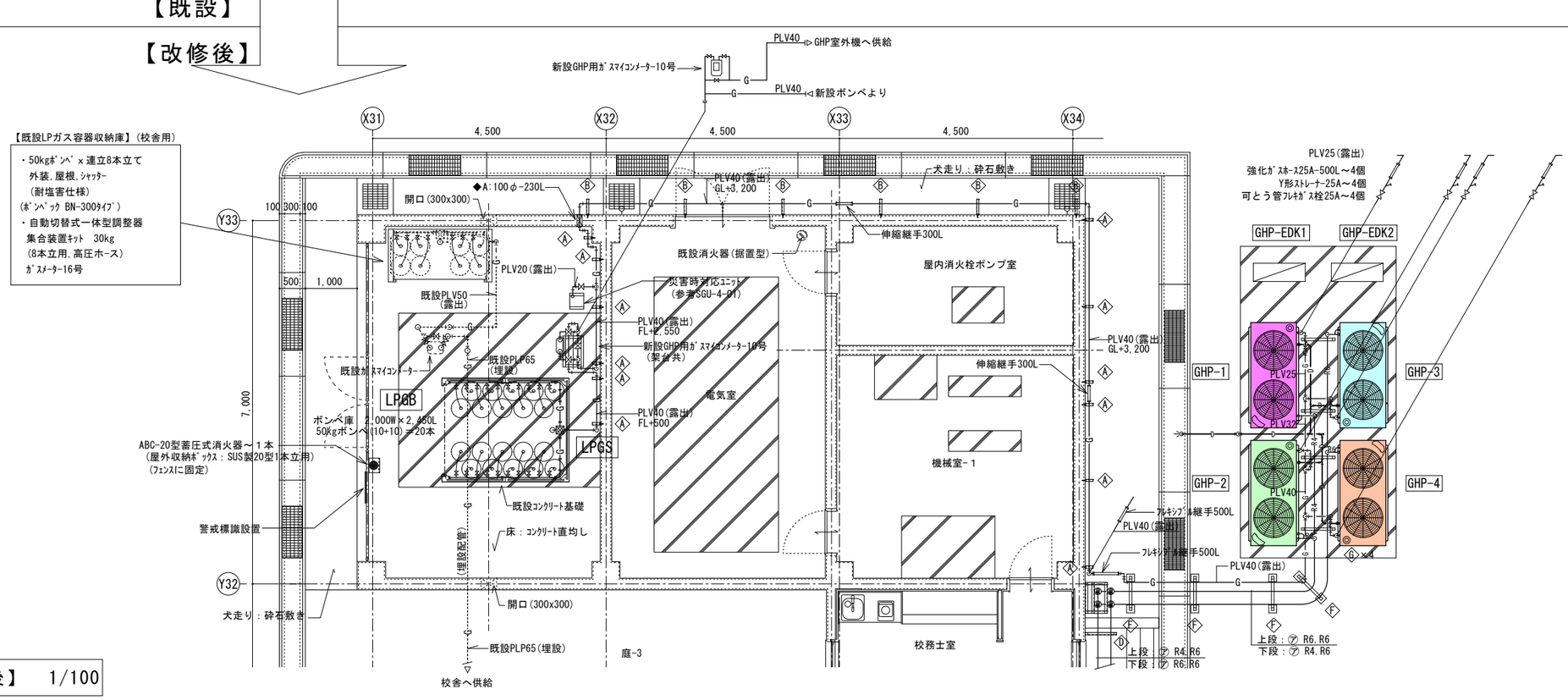
株式会社　釣谷建築事務所	1級建築士　第１１９８１６号　吉　田　典　生		製作年月日 26.10	設計番号 26_16	図面番号 M-17	工事名称 門前学園屋内運動場等空調設備工事 図面名称 空調設備　配管用各種架台・防球ガード詳細図	縮尺 1/50

【既設】



ボンベ置場平面詳細図【既存】 1/100

【改修後】



【LPGB 新設LPガス容器収納庫】(ＧＨＰ用)

・50kgﾎﾞﾝﾍﾞ×連立(10+10)20本立て
高耐食ﾒｯｷ鋼板製：土台,外装ﾊﾟﾈﾙ,屋根,ｼｬｯﾀｰ付
(耐塩害仕様・多雪地域仕様)
下部換気口・上部通気口付
(ﾎﾞﾝﾍﾞｯｸ BN-1000Dﾀｲﾌﾟ)
※基礎は既設基礎を使用

【LPGS 新設LPガス集合装置】(ＧＨＰ用)

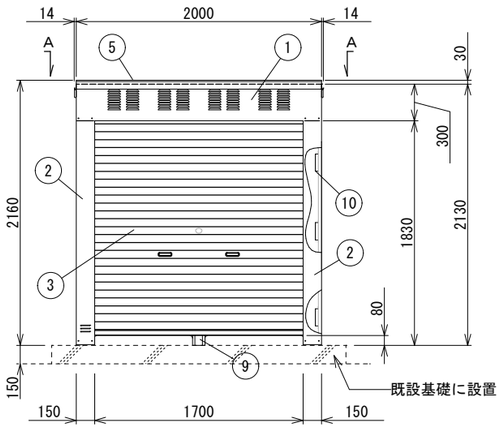
・自動切替式一体型調整器 20kg/h,発信機能付
高圧集合装置(10+10)本立用,高圧ﾎｰｽ,圧力計,管・継手類
ｶﾞｽ用ﾎﾞｰﾙﾊﾞﾙﾌﾞ・検査孔付ねじ込ｶﾞｽ栓・ﾎﾞﾝﾍﾞﾁｪｰﾝ・配管架台等
ﾏｲｺﾝｶﾞｽﾒｰﾀｰ10m3/h(架台共)・漏えい検知用ｶﾞｽﾒｰﾀｰ

ボンベ置場平面詳細図【改修後】 1/100

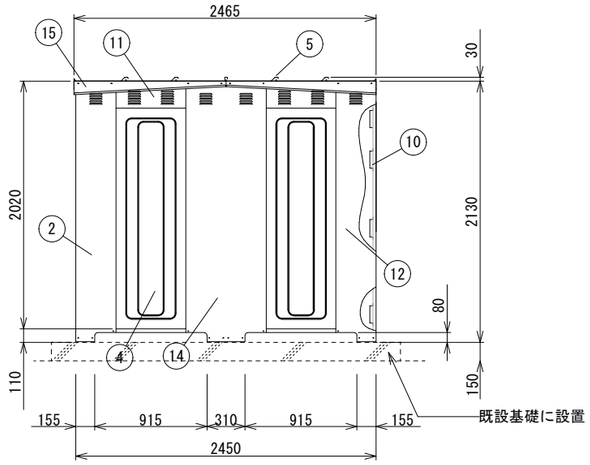
株式会社 釣谷建築事務所	1級建築士 第１１９８１６号 吉田 典生		製作年月日 26.10	設計番号 26_16	図面番号 M-18	工事名称 門前学園屋内運動場等空調設備工事 図面名称 プロパンガス設備 ボンベ置場平面詳細図【既存・改修後】	縮尺 1/100

プロパンボンベ庫詳細図　1/50

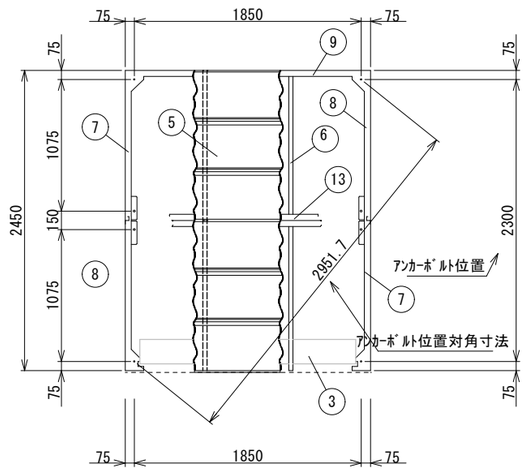
※参考寸法



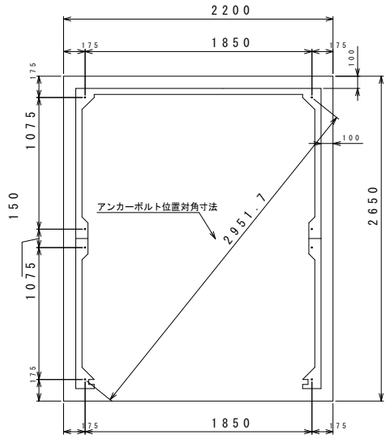
正面図



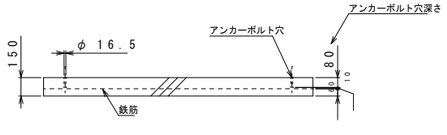
側面図



平面図-Ａ－Ａ



必要基礎平面図　※既設基礎に設置



必要基礎断面図　※既設基礎に設置

プロパンボンベ庫（ＢＮ-1000Ｄ）仕様書

５０kgボンベ２０本立（１０＋１０）

番号	品名	数個	記事
1	前梁	1	めっき鋼板
2	前柱	右1左1	めっき鋼板
3	シャッター	1	高耐食めっき鋼板
4	側パネル	4	めっき鋼板
5	屋根	前1中2後1	高耐食めっき鋼板
	繋ぎ屋根	前1後1	高耐食めっき鋼板
6	母屋	4	めっき鋼板
7	右土台	2	高耐食めっき鋼板
8	左土台	2	高耐食めっき鋼板
9	後土台	1	高耐食めっき鋼板
10	横桟	側12後4	めっき鋼板
11	側梁	4	めっき鋼板
12	後柱	右1左1	めっき鋼板
13	前後繋梁	1	めっき鋼板
14	前後繋柱	2	めっき鋼板
15	屋根受け雨樋	右2左2	高耐食めっき鋼板

※１．多雪地域仕様
※２．耐塩害仕様（ﾌﾟﾗｲﾏｰ塗装＋ﾎﾟﾘｴｽﾃﾙ樹脂系粉体塗装）
※３．シャッターは高耐食めっきｶﾗｰ鋼板仕様（Ｂタイプ）

株式会社　釣谷建築事務所	１級建築士　第１１９８１６号　吉　田　典　生		製作年月日 26.10	設計番号 26_16	図面番号 M-19	工事名称 門前学園屋内運動場等空調設備工事 / 図面名称 プロパンガス設備　プロパンボンベ庫詳細図	縮尺 1/50

工　事　仕　様　書　（電気設備）

Ⅰ. 工 事 概 要

1. 工 事 名 称　門前学園屋内運動場等空調設備工事

2. 工 事 場 所　輪島市門前町清水地内

3. 完 成 期 日　令和　　年　　月　　日　（余裕期間制度試行工事適用の場合は、左記を完成日の期限とする。）
指定部分　・無　・有（指定期日：令和　　年　　月　　日）　対象部分（　　増築棟　　）
概成工期　・無　・有（令和　　年　　月　　日）　(1.2.1(6))

4. 建 物 概 要

建　物　名　称	構　造	階　　数	延面積（㎡）	消防令別表第一	備　考
学　　校	ＲＣ造	２階建(地階　階.塔屋１階)	7,618.70	７項	

5. 別契約の関連工事
・建築工事　・電気設備工事　・給排水衛生設備工事　・空気調和設備工事　・構内交換設備工事
・昇降機設備工事　・自家発電設備工事　・厨房機器設備工事　・屋外付帯工事　・植栽工事
・構内情報通信網設備

6. 工 事 内 容

屋内運動場等空調設備設置に伴う電源供給及び自動制御配線工事を行う。

Ⅱ. 工 事 仕 様

1. 一 般 仕 様

1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和４年版」（以下、「標準仕様書」という。）及び「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）令和４年版」（以下、「標準図」という。）及び「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）令和４年版」（以下「改修標準仕様書」という。）による。

2) 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの標準仕様書・改修標準仕様書を適用する。

2. 特 記 仕 様

章は●印のものを、特記事項で選択する項目は・印に○印の付いたものを適用する。
⊙印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
⊙印と※印の付いた場合は、共に適用する。

章	項　　目	特　　記　　事　　項
● 一般共通事項	1 工事実績情報	請負金額５，０００千円以上の工事は工事実績情報登録を行う。 (1.1.4)
	2 施工体制台帳の作成等	下請負に付する場合は、施工体制台帳を作成し、現場に備え付ける。また、施工体系図を工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げる。 (1.1.5(3))
	3 他工事との取り合い	スリーブ、箱入れなど他工事との取り合いは、別表－１によるものとし、施工に支障をきたさない時期までに、必要な位置、大きさ等を明示し、監督員と打ち合せる。 (1.1.7)
	4 工事の記録等	工事総合進捗表、工事日誌、工事出面報告書、打合せ記録、工事箇所図及び現況写真等を記載した工事報告書を毎月１５日及び月末ごとに提出する。 (1.2.4)
	5 施工条件	・新築工事　⊙改修工事（⊙執務並行改修　・全館無人改修） (1.3.3) ・既設建屋、備品等を破損しないよう、搬入出ルートに十分考慮した施工計画を立案し、また、学校行事を考慮した工事計画とする。 (改1.3.3)
	6 発生材の処理等	・引渡しを要するもの（・　　） (1.3.9(2)) ・特別管理産業廃棄物（・ＰＣＢ使用機器　・廃石綿　・　　） ・現場で再利用を図るもの（・電話機　　） ・再資源化を図るもの（・蛍光ランプ　・コンクリート　・アスファルト　・木材　・　　）
	7 再使用機材	⊙取外し後再使用するものは図示による。 (改1.4.3)

章	項　　目	特　　記　　事　　項
● 一般共通事項	8 事前調査	ＰＣＢ含有分析調査を　・行う（図示　箇所）　⊙行わない (改1.5.2) 石綿含有分析調査を　・行う（図示　箇所）　⊙行わない
	9 養生	1) 既存部分の養生範囲は、図示による。 (改1.7.1) 2) 養生の方法及び固定された備品・ロッカー等の移動は、図示による。 (改1.7.2)
	10 撤去等	1) 回収を要する機器及び配管の内容物　・燃料　・ (改1.8.1) 2) 機器の撤去跡の壁面等の補修は、図示による。 (改1.8.6)
	11 環境への配慮	1) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に規定される特定調達品「公共工事」等は下記による。また、判断基準を満たすことを確認する。 (1.4.1(1)) ・照明制御システム　・変圧器　⊙下塗用塗料（重防食）　・ 2) 本工事の建物屋内で使用する揮発性有機化合物を放散する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次のとおりとする。 (1.4.1(2)) ① JIS又はJASのF☆☆☆☆規格品 ② 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③ 下記表示のあるJAS規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用
一般共通事項	12 機材の品質等	1) 本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、仮設に使用する機材は、新品に限らない。 (1.4.2(1)) 2) 下表に示す機材等の製造者等は次の①から⑥までの事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する評価の書面を提出して、監督員の承諾を受ける。ただし、製造者等が「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿（最新年版）」（（一社）公共建築協会）等に記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 ①品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 ②生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 ③安定的な供給が可能であること。 ④法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること。 ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥販売、保守等の営業体制が整えられていること。

機　　材　　名　　称	
ＬＥＤ照明器具（一般屋内用に限る）	絶縁監視装置
照明制御装置	蓄電池
サージ防護デバイス（ＳＰＤ）	交流無停電電源装置
可変速運転用インバータ装置	太陽光発電装置
盤類	監視カメラ装置
高圧機器	中央監視制御装置

章	項　　目	特　　記　　事　　項
通事項	13 工事の創意工夫等	受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や工事特性に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。 (1.5.6)
	14 化学物質の濃度測定	建築物の室内空気中の濃度測定を　・行う　・行わない (1.5.7) 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等は図示による。
	15 中間検査	中間検査の実施　⊙無　・有（時期　・天井下地完了時　） (1.6.2)
事	16 完成図	原図及び製本（等倍　１　部、Ａ３縮小　２　部）提出する。 (1.7.2)
	17 保全に関する資料	保全に関する資料は次のとおり、　２　部提出する。 (1.7.3) ①建築物等の利用に関する説明書※ ②機器取扱説明書(主要機器一覧表とも) ③機器性能試験成績書（総合試運転報告書とも） ④官公署届出書類 ※「建築物等の利用に関する説明書」作成の手引き 手引きのダウンロード http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_kentikubuturiyou_tebiki.htm
	18 足場類	内部及び外部足場の種別は、図示による。防護シート等の養生は図示による。 (改2.2.2)
項	19 仮設間仕切・扉	設置箇所、種別及び塗装仕上げは、図示による。 (改2.2.3)
	20 仮設備	仮設備を　・設ける（図示による）　・設けない (改2.14.1)
	21 工事用電力等	⊙既存施設に電力量計等を設けて使用できる（有償）　・発電機又は北陸電力引込み等 (改2.2.4)
	22 監督員事務所等	1) 監督員事務所を　※ 設けない　・設ける[・ １号（10㎡程度）　・ ２号(20㎡程度）] (2.1.1(イ)) 2) 監督員事務所に設ける備品等 ・保護帽　・墜落制止用器具　・長靴　・合羽　・机　・椅子 ・懐中電灯　・書棚　・黒板　・寒暖計　・　・ 3) 設計図を工事監理用に製本（等倍　１　部、Ａ３縮小　２　部）し、監督員事務所等に置く。

章	項　　目	特　　記　　事　　項
通事項	23 快適トイレ（快適トイレ実施要領に基づく）	・設置する　・設置しない（別途工事で設置等） ※ 監督員へ提案・協議し、快適トイレを設置することができる 快適トイレを設置した場合は、設計変更の対象とし、「快適トイレ実施要領」により費用を計上する。
● 一般事項	24 工事現場の表示板	工事現場には、下記表示板を設置する。　（記入例） (2.1.1(ウ)) 上段の地色は白色 文字は青色 下段の地色は青色 文字は白色 工　事　名 工 期　自 年 月 日～至 年 月 日 発注者　輪島市 教育委員会 教育総務課 設　計　（建築・設備委託業者名を記入） 監　理　（建築・設備委託業者名を記入） 施　工　建　築　（施工業者名を記入） 電　気　（施工業者名を記入） 機　械　（施工業者名を記入） この工事は、週休２日に取り組んでいます 60cm～75cm　90cm 設計及び監理の欄は、実施設計及び工事監理が委託発注された場合。 工事名は、各工事とも共通な名称とし、各文字は角ゴシック体とする。
	25 埋め戻し土	※ 根切り土の中の良質土（ただし、管の周囲は山砂）　・山砂 (2.2.1)
般	26 建設発生土の処理	・現場内で処理 ・構内指示の場所に堆積　・構内指示の場所に敷き均し ・場外搬出適正処理　（「再生資源利用促進計画書及び実施書」を監督員に提出のこと。） ※ 指定（想定）搬出先　受入場所： 受入時間帯：　時　分～　時　分 仮置き等：
共	27 塗装	次の金属露出配管（亜鉛めっき面を含む）は、塗装を行う。 (2.7.1) ・屋外　⊙屋内（⊙居室　・機械室　・　）
通事項	28 はつり	1) 放射線透過検査を　・行う　※ 行わない（但し、鉄筋探査は行う。） (改2.11.2) 2) 配管貫通部の穴開けは、ダイヤモンドカッターとし、場所・口径は図示による。 (改2.11.3) 3) 溝はつり深さは、図示による。 (改2.11.4) 4) 防水箇所の貫通処理方法は図示による。 (改2.11.5)
	29 あと施工アンカー	1) 埋込み配管等の探査の範囲及び方法は、図示による。 (改2.12.3) 2) 施工後確認試験（引張試験）を　・行う（　箇所）　⊙行わない
	30 県内産材料	石川県建設工事標準請負契約約款（以下「請負契約約款」という。）第６条の２第７項により、調達する工事材料は石川県産とするように努めることについて、工事着手前に使用材料確認願いを提出する。
	31 材料検査	請負契約約款第１３条第２項に定める監督員の検査を受けて使用する工事材料は次のとおり。 ・受変電機器　・自家発電装置　・照明器具類　⊙配電盤類　・避雷針 ・通信機器　・構内交換機器　・接地材料　・　・
事	32 工事写真等の記録	1) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領（令和３年改定）」による。 2) 請負契約約款第１４条第３項に定める工事写真は次のとおり。 ・地中埋設配管部　・機器の基礎及びアンカーボルト埋設部　⊙塗装工程 ・接地極埋設部　⊙天井、トレンチ内の隠ぺい箇所　・躯体内隠ぺい部 3) 区分による規格、枚数、部数は次による。

区　分	大きさ(mm)	撮　影　枚　数	部数	備　　考
着工前	100×148程度	監督員の指示による	１部	工事期間中は現場事務所に整理保管し、工事完成時に提出する。
工事中	85×115程度	監督員の指示による	１部	
完成時	100×148程度	監督員の指示による	１部	Ａ４用紙に整理したもの

4) 完成写真の撮影は、次による。　・建築写真撮影業者　※ 建築写真撮影業者以外
5) 写真はＡ４版用紙に順序よく貼付又は印刷し、説明事項を記入して提出する。
6) 中間検査又は監督員の指示により、手直しを命じられた工事は、手直し前、中、後が判断できる写真を撮影し、報告書に添付し提出する。

	33 部分払いの対象工事材料	請負契約約款第３７条第１項に定める部分払の対象とする工事材料は次のとおり。 ・機器　・盤　・配管、配線　・
	34 火災保険等	請負契約約款第４９条に定める火災保険等は次のとおり。（加入期間は着工日より引渡日まで） ※ 組立保険　・建設工事保険

最終改訂　Ｒ７．１０．１

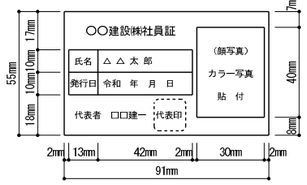
工事名　門前学園屋内運動場等空調設備工事	番号　Ｅ－０１
図面名　工事仕様書（電気設備）－１	縮尺　――
設　計　輪島市　教育委員会　教育総務課	

章	項目	特記事項
● 一般共通事項	35 耐震施工	次に示す事項を除き、すべて独立行政法人建築研究所監修の「建築設備耐震設計・施工指針２０１４年版」による。 (2-2.1.13(2)～(4)) 1）機器の設計用標準水平震度及び耐震クラスは図示による。図示がなければ次による。

設置場所	耐震安全性の分類（重要機器、一般機器共通）	
	特定の施設	一般の施設
	⊙ 耐震クラスS	・ 耐震クラスA
上層階、屋上及び塔屋	２．０	１．５ <２．０>
中間階	１．５	１．０ <１．５>
一階及び地下階	１．０ （１．５）	１．０

注1 設置場所の区分は、機器等を支持する床部分により適用し、天井面（上階床）より支持する機器等は直上階を適用する。
注2 上層階は、２～６階建の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、10～12階建の場合は上層３階、13階建以上の場合は上層４階とする。
注3 （ ）内の値は水槽類（受水槽、高置水槽、消火関係水槽、オイルタンク等）、< >内の値は防振支持の機器（防振材・防振装置を介して設置される機器）に適用する。
2）地域係数は１．０とする。
3）設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の１／２とし水平地震力と同時に働くものとする。
4）１ｋＮ以下の軽微な機器（標準仕様書の適用を受けるものは除く）においても耐震を考慮し据付け又は取付けを行うものとするが、前記指針の方法によらなくてもよい。

● 一般共通事項	36 電気工事士	500kW以上の自家用電気工作物においては第一種電気工事士により施工を行うように努める。
	37 電線本数・管路等	分電盤、制御盤、端子盤等の二次側以降の配線経路、電線太さ、電線本数、管径等は機能を優先し、図面と多少相違しても差し支えない。ただし、相違する場合は監督員の承諾を受ける。また、機械室の露出配線は、金属管にて施工し、全長にわたって接地線を設ける。
	38 名札の義務	請負金額１０，０００千円以上の元請工事の現場代理人及び主任（監理）技術者は顔写真付き名札を常時着用する。下記の寸法等は、参考であり、社員証等に替えることができる。



● 一般共通事項	39 退職金共済制度	受注者は建設業退職金共済制度に加入し、本工事の掛金収納書を工事請負契約締結後１ヵ月以内に監督員を通じて発注者に提出する。また、現場事務所に適用標識（シール）を掲示する。
	40 過積載等の防止	1)積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませない。 2)さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませない。 3)過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長しないようにする。 4)取引関係のあるダンプカー事業車が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずる。 5)建設発生土の処理及び資材の購入に当たって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにする。 6)「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（昭和４２年８月２日法律第１３１号。以下「法」という。）の目的に鑑み、法第１２条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進する。 7) 1)から6)につき、元請建設業者は下請建設業者を十分指導する。
	41 景観への配慮	本工事は、石川県公共事業景観形成ガイドラインに基づく下記の事業であり、景観に配慮した施工に努める。 ・ 重点事業 ・ 一般事業
● 共通事項	42 総合評価方式における技術提案	「石川県建設工事総合評価方式試行要領」に基づく、「技術提案」がある場合は、提案内容を本工事において確実に履行し、「技術提案履行状況報告書」を監督員に提出の上、履行状況の確認を受ける。履行にあたり疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議する。
	43 電子納品	※ 行う（「電子納品仕様書」による。） ・ 行わない 電子納品仕様書 １ 電子納品とは、出来形管理資料や工事写真等の工事完成図書を電子データで納品するものである。 ここでいう電子データとは、下表に示す各種電子納品要領等で定めるフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

名称
営繕工事電子納品要領（令和３年改定）
官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】（令和４年改定）

基準・要領類のダウンロード http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html
２ 工事関係書類の最終成果品を、従来の紙での納品と別にＣＤ－Ｒ、ＤＶＤ－Ｒ又はＢＤ－Ｒで１部納品する。
３ 工事着手時には、事前協議チェックシートを用いて事前協議を行うものとする。
工事関係書類の内、電子データで提出するものは、事前協議にて決定する。

章	項目	特記事項
● 一般共通事項	44 公共事業労務費調査の協力	受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。工期経過後においても同様とする。 ① 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をする。 ② 調査票等を提出した事業所が、事後に発注者が行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力する。 ③ 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行う。 ④ 下請負に付する場合には、当該下請工事受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む）が前各号と同様の義務を負う旨を定める。
	45 事故の補償	受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。（法定外の労災保険を含む）
● 電力設備	1 照明用ポール	内蔵する開閉器 ※ なし（取付板のみ） ・ 配線用遮断器 ・ カットアウトスイッチ (1.4.2(14))
	2 分電盤等	1) キャビネット材質、仕上げ ⊙ 鋼板製指定色塗装 ・ 鋼板製溶融亜鉛めっき ⊙ ステンレス鋼板製指定色塗装 ・ (1.7.3) 2) 電力量計 ・ 検定付 ・ 無検定 (1.7.6)
	3 電気自動車用充電装置	・ 急速充電装置 ・ 普通充電装置（定格電圧 ・ 100V ・ 200V） (1.14.1)
	4 電線の接続	・ 高圧ケーブルの端末処理を行う場合は、被覆の伸縮対策を施す。 (2.1.1)
	5 配管引込部	地盤変位への対応 ※ 小規模 ・ 中規模 ・ 大規模 (2.1.13(5))
	6 導入線	長さ１ｍ以上の通線しない配管には 1.2mm以上の樹脂被覆鉄線を挿入する。 (2.2.9(3))
	7 管の埋設深さ	埋設深さは原則として、構内道路、高圧ケーブル、幹線ケーブルは（・ 60cm ・ cm）、その他は（・ 30cm ・ cm）とする。 (2.12.2)
	8 標識シート等	1) 地中配線に標識シート（倍折）を敷設する。 (2.12.4) 2) 埋設標（・ コンクリート製 ・ 樹脂製 ・ 鉄製）・ 要（図示箇所） ・ 不要 (2.12.5)
	9 雷保護接地極	・ 板状 ・ 垂直 ・ 水平 ・ 環状 ・ 網状 ・ 構造体利用 (2.17.4)
	10 施工の試験	1) 構造体利用等の接地極における接地抵抗測定の時期及び回数（ ） (2.18.2) 2) 一般照明の照度測定を ・ 行う（改修は対象室の改修前後） ・ 行わない (改2.1.1)
○ 受変電設備	1 キュービクル式配電盤等	1) キャビネット材質、仕上げ及び電力量計は、電力設備の分電盤等による。 (1.1.3) (1.1.5) 2) 温度上昇性能試験を ・ 行う ※ 行わない (1.9.1)
	2 交流遮断器	操作方式 ・ 手動ばね操作方式 ・ 電気操作方式 (1.1.6(1))
	3 高圧進相コンデンサ等	1) 進相コンデンサ絶縁方式 ・ 油入 ・ モールド ・ ガス（ＳＦ6を除く） (1.1.6(3)) 2) 直列リアクトル絶縁方式 ・ 油入 ・ モールド (1.1.6(4))
○ 電力貯蔵設備	1 交流無停電電源装置	・ 常時インバータ給電方式 ・ ラインインタラクティブ方式 ・ 常時商用給電方式 (2.2.1) 停電補償時間 分 (2.2.7)
	2 電力平準化用蓄電装置	1) 機能（電力平準機能、電力補償機能及び放電停止機能）は図示による。 (2.3.1(2)) 2) 蓄電池 ※ リチウム二次電池 ・ 鉛蓄電池 ・ (2.3.5(1)) 3) 蓄電池の容量、期待寿命、充放電回数及び放電時間は図示による。 (2.3.5(2))
○ 発電設備	1 ディーゼル発電装置	運転時間 時間 (1.1.1(5))
	2 太陽光発電装置	1) 自立運転を ・ 行う ・ 行わない (1.7.1(3)) 2) 太陽電池アレイの公称出力は、図示による。 (1.7.2(2))
	3 その他	1) 燃料油の種別及び配管等材料は、図示による。 (1.1.7.1)(1.1.8) 2) 系統連系を ・ する ・ しない (1.4.1(ｴ))等
○ 通信・情報設備	1 端子盤等	キャビネット材質及び仕上げは、電力設備の分電盤等による。 (1.4.2)
	2 機器仕様	詳細機器仕様は、図示による。 (1.5.1)等
	3 標識シート等	標識シート等は、電力設備の標識シート等による。 (2.11.3) (2.11.4)
	4 テレビ共同受信設備	受信調査を ・ 行う（ チャンネル） ・ 行わない (2.19.3)
○ 中央監視制御設備	1 警報盤	信号の伝送方式は、図示による。 (1.2.1)
	2 記録装置	印字方式は、図示による。 (1.4.4)

章	項目	特記事項
○ その他	1 接地極	接地極の材料は下記による。なお接地棒EB(14φ)の長さは 1,500mm以上とし、10φは、W=30 L=900mm以上、14φはW=40 L=1,200mm以上 としてもよい。

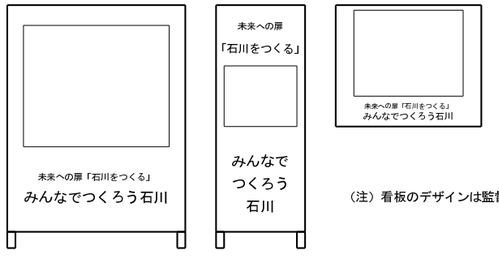
接地の種類	記号	接地抵抗値	接地極
・ 共同接地	EA EB EC ED	Ω以下	・EB（14φ）×３連ー 組
			・EP－900 ×１
・ 共同接地	EA EC ED	Ω以下	・EB（14φ）×３連ー 組
			・EP－900 ×１
・ A 種	EA	10 Ω以下	・EB（14φ）×３連ー ２ 組
			・EP－900 ×１
・ B 種	EB	Ω以下	・EB（14φ）×３連ー ２ 組
			・EP－900 ×１
・ C 種	EC	10 Ω以下	・EB（14φ）×３連ー 組
			・EP－900 ×１
・ D 種	ED	100 Ω以下	EB（10φ）×１（L＝1,000mm）
・ D種 ELCB用	ED ELCB	100 Ω以下	EB（10φ）×１（L＝1,000mm）
・ 高圧避雷器	ELH	10 Ω以下	・EB（14φ）×３連ー ２ 組
			・EP－900 ×１
・ 低圧避雷器	ELL	10 Ω以下	・EB（14φ）×３連ー ２ 組
			・EP－900 ×１
・ 雷保護設備	EL	50 Ω以下	・EB（14φ）×２連ー ２ 組
			・EP－600 ×２
・ 構造体接地			
・ 交換機用	Et	Ω以下	EB（14φ）×３連ー 組
・ 通信用	EAt	10 Ω以下	・EB（14φ）×３連ー ２ 組
			・EP－900 ×１
・ 通信用	EDt EDa	100 Ω以下	EB（10φ）×１（L＝1,000mm）
・ 測定用	E0		EB（10φ）×１（L＝1,000mm）

（別表－１）他工事との取り合い

工事内容		電気	機械	建築	備考
開口部 はり、床、壁の貫通部（ＲＣ造）	補強筋			●	建築図面に図示
	スリーブ、仮枠、穴埋共	●			Ｓ造は建築
埋込形分電盤、端子盤、プルボックス	補強筋			●	建築図面に図示
	仮枠	●			
天井、壁ボード類の軽量鉄骨下地補強（埋込形照明器具用）	下地補強			●	建築図面に図示
	ボード類切込み	●			
軽量鉄骨へのボックス取付金具及びその取付		●			
既成間仕切りへの位置ボックス及びその取付				●	
発電機、配電盤及び制御盤等の基礎				●	建築図面に図示
避雷針、ＴＶアンテナの屋上コンクリート基礎（自立型の場合）				●	建築図面に図示
配管ピット及びふた				●	
床、壁、天井の点検口				●	建築図面に図示
自動扉、電動シャッター、防火ドア等制御盤の一次側配管配線		●			※１
実験台付属コンセント等への配管配線及び配線接続（直接続のみ）		●			
機械設備機器付属の制御盤への電源供給の配管配線		●			一次側
機械設備機器付属の制御盤以降の配管配線（接地共）			●		二次側
制御盤と動力盤間の電源供給及び操作回路の渡り配管配線		●			
機械設備機器と付属操作スイッチとの渡り配管配線		●			天吊FCU、換気扇等

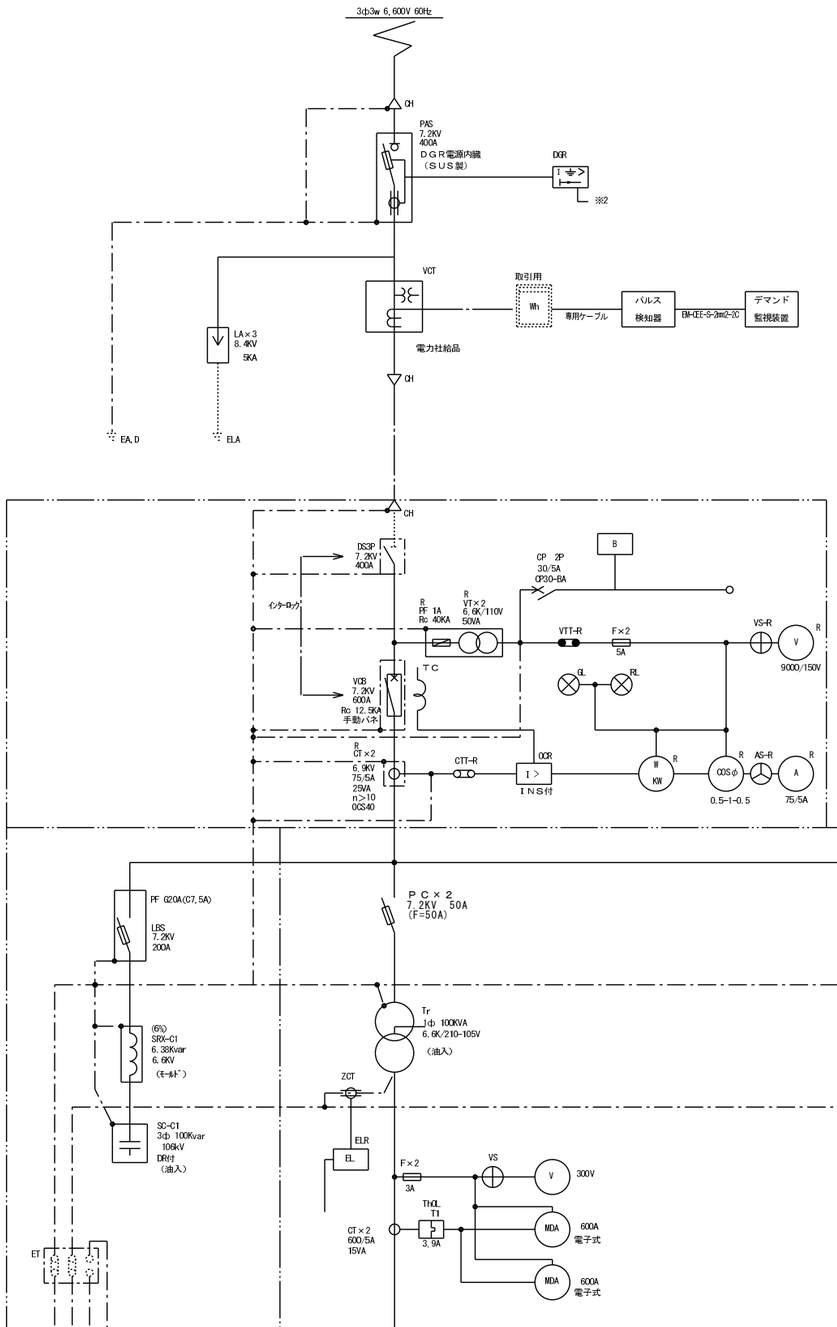
※１ 二次側配線、配管及びシャッター、防火ドア、自動扉は建築工事

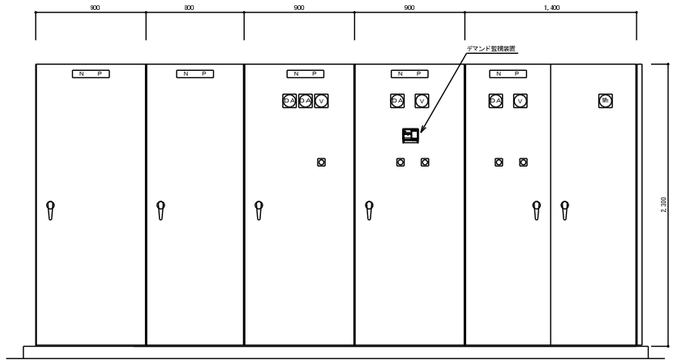
工事名 門前学園屋内運動場等空調設備工事	番号 Ｅ－０２
図面名 工事仕様書（電気設備）－２	縮尺 ――
設計 輪島市 教育委員会 教育総務課	

章	項　　目	特　　記　　事　　項
● そ の 他	1 いしかわ週休 ２日工事	工事現場において週休２日に取り組む「いしかわ週休２日工事」（以下、「週休２日工事」という。）の適用については、次のとおりとする。 なお、週休２日の工事の定義(様式)等については、石川県土木部監理課技術管理室ＨＰの「いしかわ週休２日工事　実施要領」を参照すること。^m （１）当初設計において、週単位の週休２日にかかる補正係数を乗じている。 （２）受注者は、工事現場に週休２日に取り組むことを記載した工事看板を設置すること。 （３）受注者は、現場着手前に休日取得［計画］表を作成し、監督員に提出・共有すること。 （４）受注者は、工程に大幅な変更が生じた場合は休日取得［計画］表を修正し、監督員に提出・共有すること。 （５）受注者は、工期最終日までに、休日取得［実績］表を記入し、監督員に提出すること。 （６）分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて１日を通して現場作業が無い状態も「現場閉所」とみなす。 （７）発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、週単位の週休２日に満たない場合は月単位の週休２日（４週８休相当）の補正に減額するものとし、月単位の週休２日（４週８休相当）に満たない場合は、補正分を減額するものとする。 なお、週休２日の確保が確認できなかった場合であっても、工事成績評定で減点評価は行わない。
	2 余裕期間制度 試行工事	１）適用 ・　対象 ※　対象外 ２）余裕期間制度対象工事の内容 （１）本工事は、円滑な工事施工体制の確保を図るため、全体工期の範囲内で受注者が工事の着手及び完成日を設定することができる工事であり、建設工事に係る余裕期間制度（フレックス方式）試行要領に基づき実施するものとする。 （２）受注者は、契約締結日から着工日の期限までの間で、休日を除く任意の日を着工日として設定することができる。 （３）受注者は、完成日の期限までの間で、休日を除く任意の日を完成日として設定することができる。 （４）工期は受注者が任意で設定した着工及び完成日を記載する。 （５）受注者は、契約時に現場代理人及び主任技術者選任届を発注者に提出しなければならない。 （６）受注者は、着工日までの余裕期間内に工事（工場製作、測量、資材の搬入、仮設物や現場事務所の設置等の準備工を含む。）に着手してはならない。ただし、現場に搬入しない資機材の準備及び労働者の手配は、この限りでない。 （７）受注者は、余裕期間の間は、現場代理人及び主任（監理）技術者の配置を要しない。 （８）受注者は、着工日までに施工計画書を提出するものとする。 （９）余裕期間制度の適用により増加する費用は、受注者の負担とする。 （１０）その他、この特記仕様書に定めのないことについては、建設工事に係る余裕期間制度（フレックス方式）試行要領によるものとする。 （着工日の期限）　契約締結日から起算して○ヶ月以内
	3 イメージアップ 看板	・　設置する ・　設置しない（別途工事で設置等） ※　監督員へ提案・協議し、設置することができる（設置費は受注者負担とする） 【参考図】 野立型（大）　H1400×W1100 野立型（小）　H1400×W550 壁掛型　H750×W900  （注）看板のデザインは監督員に確認すること
	4 情報共有 システム	石川県建設工事情報共有システム実施要領（営繕工事編）に基づく。 https://www.pref.ishikawa.lg.jp/eizen/kijun/kijun.html ・　利用する（発注者指定型） ※　現場着手前に発注者と協議し、利用することができる（施工者希望型）

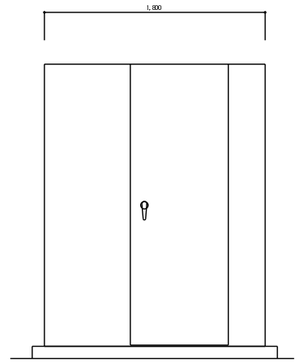
章	項　　目	特　　記　　事　　項

工事名 門前学園屋内運動場等空調設備工事	番号 Ｅ－０３
図面名 工事仕様書（電気設備）－３	縮尺 ―――
設　計 輪島市　教育委員会　教育総務課	

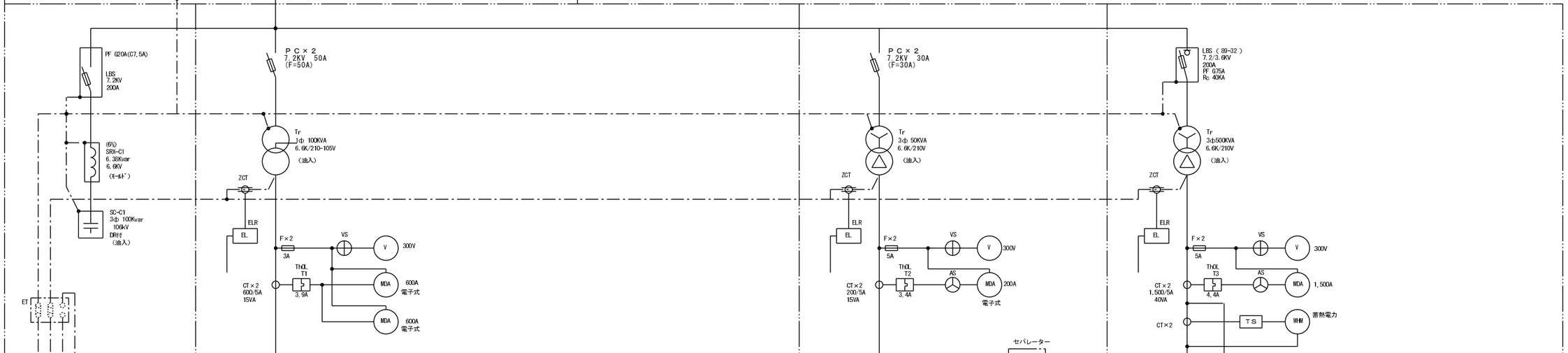

3φ3w 6,600V 60Hz
CH
PAS
7.2KV
400A
DGR電源内臓
(SUS製)
DGR
※2
VCT
取引用
Wh
専用ケーブル
パルス
検知器
EM-CEE-S-2sm2-2C
デマンド
監視装置
LA×3
8.4KV
5KA
電力社給品
CH
EA,D
ELA
CH
DS3P
7.2KV
400A
インターロック
CP 2P
30/5A
CP30-BA
B
R
PF 1A
Rc 40KA
R
VT×2
6.6K/110V
50VA
VTT-R
F×2
5A
VS-R
V
R
9000/150V
GL
RL
TC
VCB
7.2KV
600A
Rc 12.5KA
手動バネ
R
CT×2
6.9KV
75/5A
25VA
n>10
0CS40
CTT-R
OCR
I >
INS付
W
KW
R
0.5-1-0.5
COSφ
R
AS-R
A
R
75/5A



既設受変電設備　正面図（参考図）



既設受変電設備　側面図（参考図）



MCCB 3P	MCCB 3P	MCCB 3P	MCCB 3P	MCCB 3P	MCCB 3P	MCCB 3P	MCCB 3P	MCCB 3P	MCCB 2P	MCCB 2P	ELCB 2P	ELCB 2P	ELCB 2P	MCCB 2P
225AF	225AF	225AF	100AF	225AF	225AF	225AF	225AF	100AF	50AF	50AF	50AF	50AF	50AF	50AF
225AT	150AT	150AT	75AT	200AT	125AT	175AT	125AT	100AT	20AT	20AT	20AT	20AT	20AT	20AT
1L−1	1L−2	1L−3	LM−1	LM−2	2L−1	2L−2	2L−3	予　備	GR電源	盤内電源	校 外 灯	交流広場灯	ｱﾌﾞﾛｰﾄﾞ灯	誘引ﾌｧﾝ用ｺﾝｾﾝﾄ
40.647KVA	26.894KVA	25.291KVA	9.363KVA	39.064KVA	18.620KVA	11.155KVA	21.854KVA							

電灯盤

MCCB 3P	MCCB 3P	MCCB 3P	MCCB 3P	MCCB 3P	MCCB 3P	MCCB 3P
100AF	225AF	100AF	50AF	100AF	100AF	100AF
100AT	200AT	100AT	50AT	75AT	100AT	100AT
1M−1	LM−1	2M−1	予　備	ELV	消火栓P	GHP屋外盤
16.05 KW	37.91 KW	14.13 KW	KW	4.0 KVA	7.5 KW	5.32 KW

動力盤

MCCB 3P	MCCB 3P	MCCB 3P	MCCB 3P	MCCB 3P	MCCB 3P	MCCB 3P	MCCB 3P	MCCB 3P	MCCB 3P
400AF	400AF	400AF	50AF	400AF	400AF	225AF	250AF	100AF	100AF
350AT	300AT	400AT	30AT	350AT	300AT	200AT	250AT	100AT	100AT
FH−1	RAC−1	予　備	予　備	2L−1	2L−2	1AC−1	1AC−3	2AC−1	2AC−2
81.4 KW	49.95 KW			36 KW	28 KW	34.06 KW	43.19 KW	15.24 KW	12.22 KW

蓄熱契約盤

株式会社　釣谷建築事務所	1級建築士　第１１９８１６号　　吉田　典生		製作年月日 26.10	設計番号 26_16	図面番号 E-04	工事名称 門前学園屋内運動場等空調設備工事 図面名称 既設受変電設備　単線結線図	縮尺 NO SCALE

電灯分電盤・動力制御盤　仕様、凡例、注記

1．指示なき盤の仕様は下記による。
- ・電源表示灯は一系統毎に設ける。
- ・単相回路の主開閉器は中性線欠相保護とする。
- ・分岐開閉器はJIS協約形とする。
- ・分岐開閉器の種類は　Ｍ：ＭＣＣＢ、Ｅ：ＥＬＣＢ　とする。
- ・三相回路の開閉器トリップ容量は各電動機の定格容量に適したものを使用する。
- ・分岐回路の漏電感度電流値は30mAとする。※機器指定値があればその値を採用する。
- ・屋内に設置する盤は鋼板製指定色塗装とする。
- ・屋外に設置する盤はＳＵＳ製防水型指定色塗装とする。
- ・電源供給区域を示すゾーニング図を盤内に具備すること。

2．改修に伴い、負荷名称及び回路番号の表示を行うこと。（コンセントの回路表示含む）

3．図中「 」は今回改修する範囲を記す。

新設動力制御盤リスト

盤名称・電源種別・幹線番号 主開閉器・全負荷容量	回路番号	負荷名称	出力kw	機械記号	制御盤有無	分岐開閉器 種別	P	AF	AT	単位装置 始動方式	制御回路	制御SW	現地盤 押釦(ランプ付) 切替	始動	停止	表示 故障	連動・備考
GHP屋外盤																	
屋外壁掛型 ※今回新設																	
QBより																	
3Φ3W AC 200V																	
		電源切替盤 No.1	2.66			M	3	50	50	A							
		電源切替盤 No.2	2.66			M	3	50	50	A							

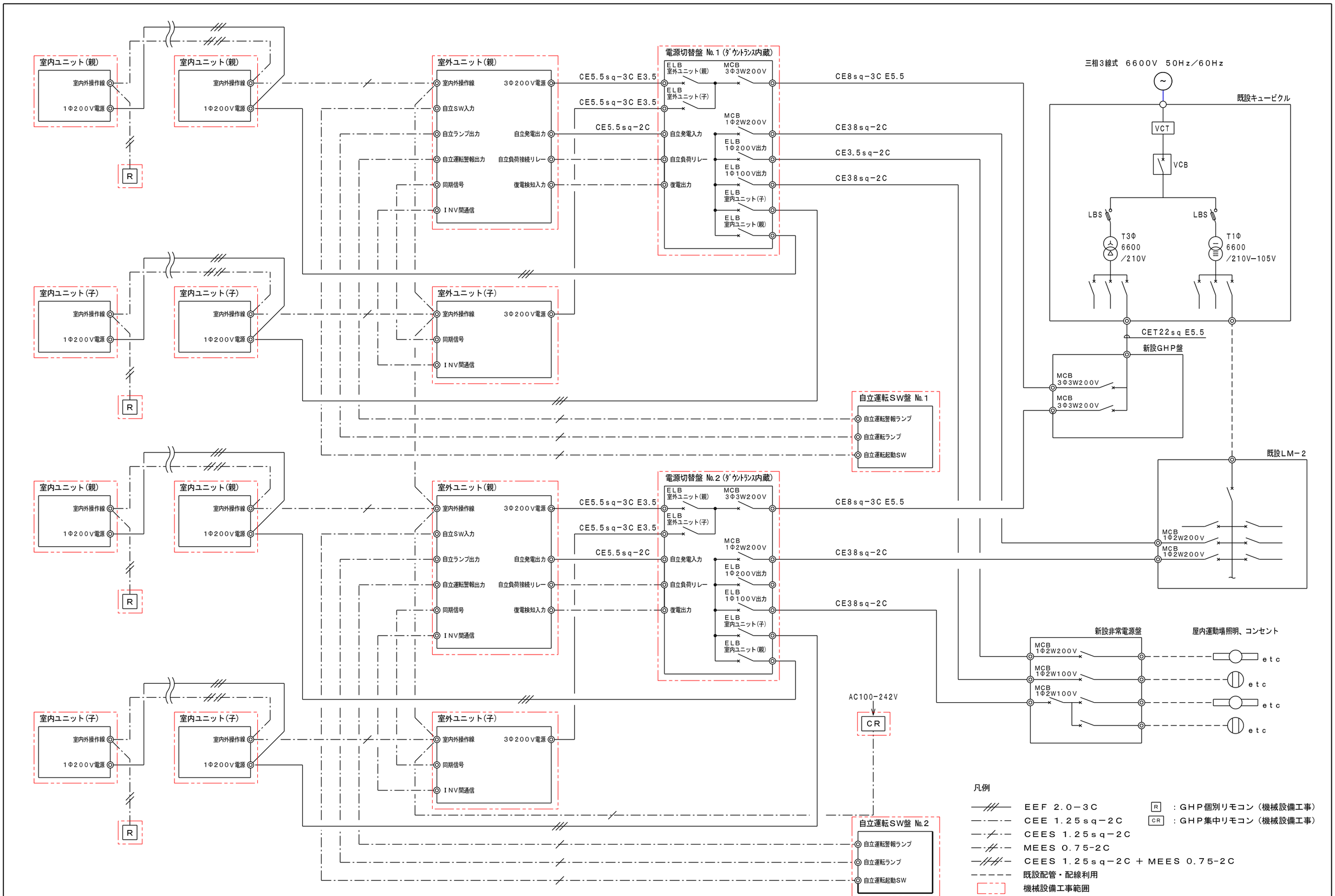
新設電灯分電盤リスト

盤名称 盤形状	幹線番号 電源電圧	主幹 幹線サイズ	分岐回路 回路番号	電圧(V)	負荷容量(VA)	負荷名称	分岐遮断器 種類	極数	AF	AT	リモコン機器 Ry個数	制御機器	遠方操作 発停	RL	OL	備考
非常電源盤																
屋内壁掛型 上部ダクト ※今回新設	電源切替盤 No.1より 1Φ2W AC/GC 200Vx3		①	200	600	体育館照明	M	2	50	15						LM-2 ② Ry1より振替
			②	200	600	体育館照明	M	2	50	15						LM-2 ⑤ Ry2より振替
			③	200	330	トレーニングルーム照明	M	2	50	15						LM-2 ⑦ Ry2より振替
	電源切替盤 No.1より 1Φ2W AC/GC 100V	MCCB 2P 50AF/30AT	①	100	1,000	体育館コンセント	M	2	50	20						LM-2 3 より振替
			②	100	200	WC自動水栓	E	2	50	20						LM-2 8 より振替
			③	100	400	体育館換気	M	2	50	20						LM-2電灯回路より振替
			④	100	100	ﾍﾟｰﾊﾟｰﾗｲｻﾞｰ用ｺﾝｾﾝﾄ	E	2	50	20						
		(電源切替盤 No.1) To : 3.230 kVA														
	電源切替盤 No.2より 1Φ2W AC/GC 100V	MCCB 2P 50AF/40AT	⑤	100	216	体育館通路照明	M	2	50	20						LM-2 ① Ry1より振替
			⑥	100	448	WC照明	M	2	50	20						LM-2 4 より振替
			⑦	100	1,000	ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞﾙｰﾑｺﾝｾﾝﾄ	M	2	50	20						LM-2 10 より振替
			⑧	100	1,000	体育館コンセント	M	2	50	20						LM-2 2 より振替
			⑨	100	500	体育館通路コンセント	M	2	50	20						LM-2 5 より振替
		(電源切替盤 No.2) To : 3.164 kVA														

既設電灯分電盤リスト

盤名称 盤形状	幹線番号 電源電圧	主幹 幹線サイズ	分岐回路 回路番号	電圧(V)	負荷容量(VA)	負荷名称	分岐遮断器 種類	極数	AF	AT	リモコン機器 Ry個数	制御機器	遠方操作 発停	RL	OL	備考
LM-2																
屋内自立型	QBより 1Φ3W AC 100/200V	MCCB 3P 225AF/200AT	Ⓐ	100	50	誘導灯	M	2	50	20						
※今回改修				100		予　備	M	2	50	20						
				100		予　備	M	2	50	20						
			15	100	150	リモコントランス	M	2	50	20						
			18	100		予　備	M	2	50	20						
		To : 20.340 kVA ⇓ 改修後 To : 27.596 kVA														
			①	200	1,200	電　灯	M	2	50	30	2					
			②	200	1,200	電　灯	M	2	50	30	2					Ry1非常電源盤に振替
			③	200	1,200	電　灯	M	2	50	30	2					
			④	200	1,200	電　灯	M	2	50	30	2					
			⑤	200	1,200	電　灯	M	2	50	30	2					Ry2非常電源盤に振替
			⑥	200	1,200	電　灯	M	2	50	30	2					
			⑦	200	1,696	電　灯	M	2	50	20	4					Ry2非常電源盤に振替
			⑧	200	648	電　灯	M	2	50	20	1					
			⑨	200	100	昇降装置	M	2	50	20						
			⑩	200		予　備	M	2	50	20						
			①	100	216	電　灯 ⇒予　備	M	2	50	20	1					Ry1非常電源盤に振替
			②	100	647	電　灯	M	2	50	20						
			③	100	1,364	電　灯	M	2	50	20						
			④	100	448	電　灯 ⇒予　備	M	2	50	20						非常電源盤に振替
			⑤	100	216	電　灯	M	2	50	20						
			⑥	100	70	電　灯	M	2	50	20						
			⑦	100	21	蓄熱用ファン	M	2	50	20						
			⑧	100	264	換気扇	M	2	50	20						
			⑨	100	1,000	緞帳、スクリーン	M	2	50	20						
			⑩	100	1,000	バスケット	M	2	50	20						
			1	100	300	コンセント	M	2	50	20						
			2	100	600	コンセント ⇒予　備	M	2	50	20						非常電源盤に振替
			3	100	500	コンセント ⇒予　備	M	2	50	20						非常電源盤に振替
			4	100	400	コンセント	M	2	50	20						
			5	100	200	コンセント ⇒予　備	M	2	50	20						非常電源盤に振替
			6	100	500	コンセント	M	2	50	20						
			7	100	400	コンセント	M	2	50	20						
			8	100	450	コンセント ⇒予　備	M	2	50	20						非常電源盤に振替
			9	100	600	コンセント	M	2	50	20						
			10	100	500	コンセント ⇒予　備	M	2	50	20						非常電源盤に振替
			11	100	100	ウォシュレット	E	2	50	20						
			12	100	500	ウォシュレット	E	2	50	20						
			13	100	100	ウォシュレット	E	2	50	20						
			14	100	800	排水ポンプ	E	2	50	20						
			17	100		予　備	M	2	50	20						
			16	100		予　備	M	2	50	20						
			19	200	6,000	電源切替盤 No.1 1Φ入力	M	2	50	40						開閉器追加
			20	200	6,000	電源切替盤 No.2 1Φ入力	M	2	50	40						開閉器追加
	QBより 3Φ3W AC 200V	ELCB 3P 50AF/30AT		200	2,000	蓄熱暖房器	M	2	50	15						
	QBより 3Φ3W AC 200V	MCCB 3P 30AF/15AT		200		予　備	M	3	50	15						

株式会社　釣谷建築事務所	1級建築士　第119816号　吉田　典生	製作年月日 26.10	設計番号 26_16	図面番号 E-05	工事名称 門前学園屋内運動場等空調設備工事 図面名称 電灯盤・動力盤結線図
					縮尺 NO SCALE



株式会社 釣谷建築事務所	1級建築士 第119816号 吉田 典生		製作年月日 26.10	設計番号 26_16	図面番号 E-06	工事名称 門前学園屋内運動場等空調設備工事	縮尺 NO SCALE
						図面名称 GHP空調機 配線系統図	

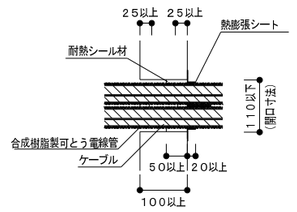
注　記

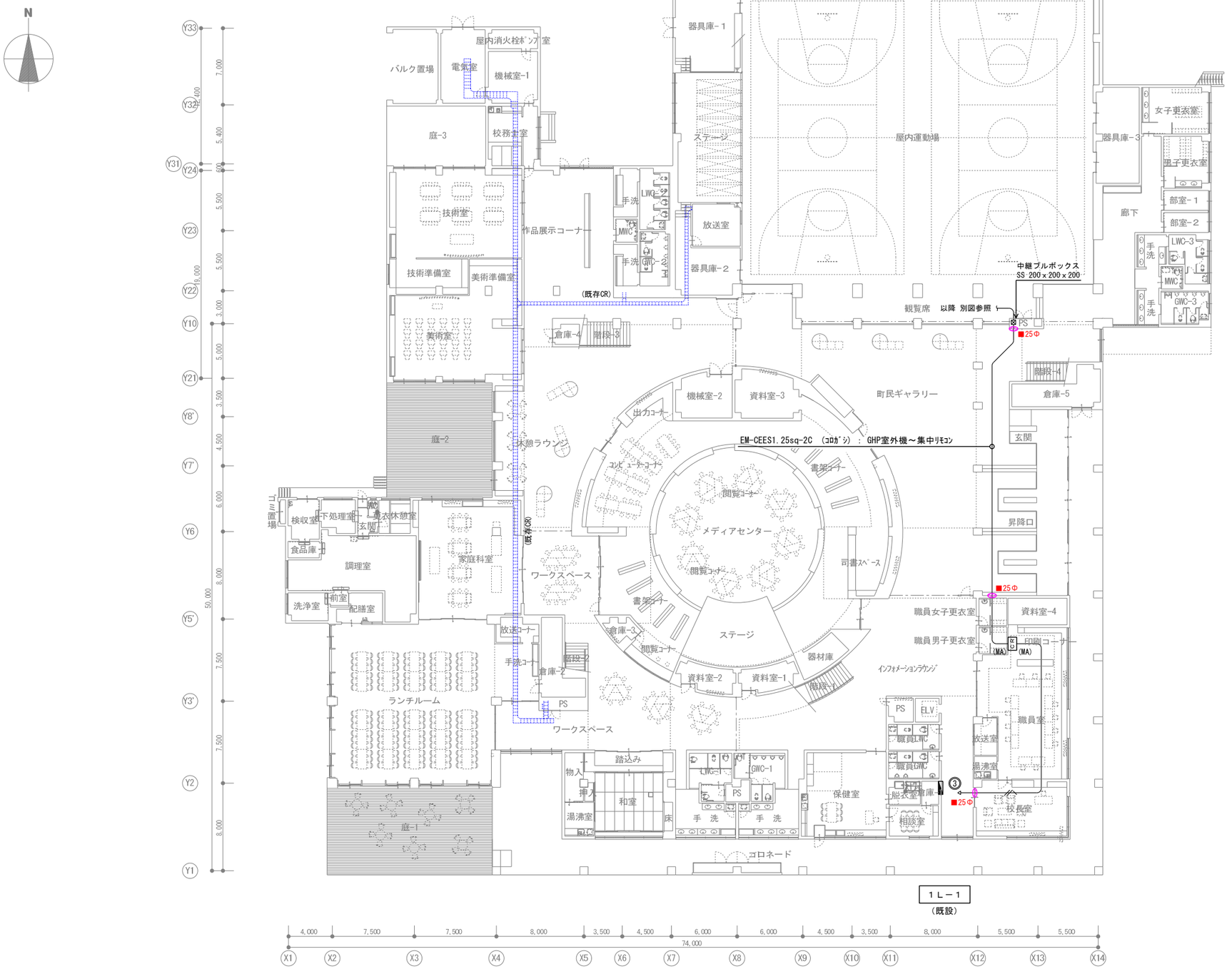
1．特記なき配線、配管は下記とする。
　尚、新設するケーブルの立上下げは保護管を敷設すること。
　EM−EEF2．0−3C　（1Cアース）
　(MA)　MM1（A型）にて立上下げ保護を記す
2．図中「 ■ 」は壁はつり貫通箇所を記し、開口サイズは図示による。
3．図中「 ▨ 」の貫通部は防火区画処理を施す。

凡　例

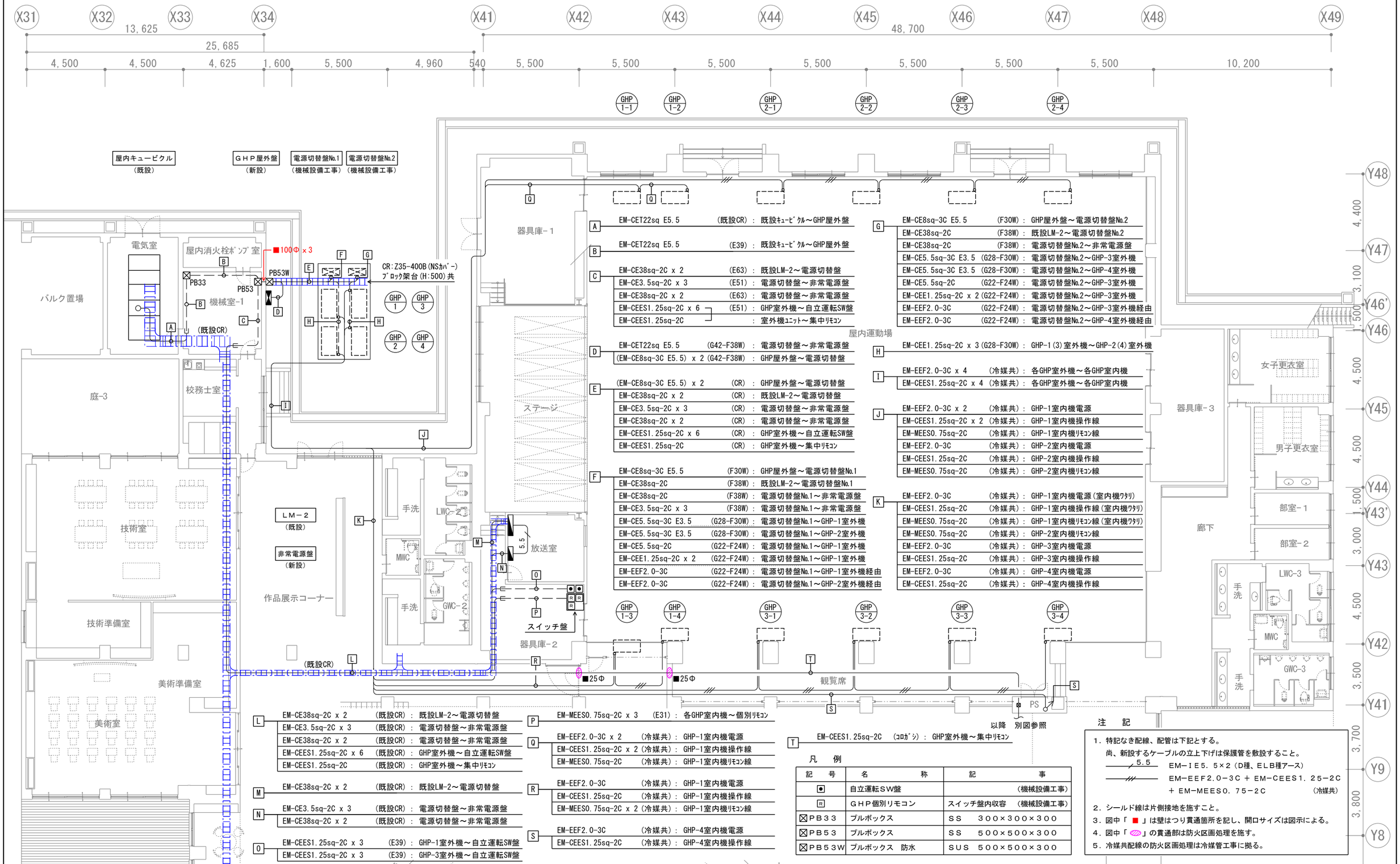
記　号	名　称	
CR	ＧＨＰ集中リモコン	（機械設備工事）
	ﾒﾀﾙﾓｰﾙ2個用ｽｲｯﾁﾎﾞｯｸｽ取付は本工事	

防火区画貫通（RC壁貫通）
国土交通大臣認定工法（PS060　WL−0372）





			製作年月日	設計番号	図面番号	工事名称	縮尺
株式会社　釣谷建築事務所	1級建築士　第１１９８１６号　吉田　典生		26.10	26_16	E-07	門前学園屋内運動場等空調設備工事	1/400
						図面名称 1階全体平面図	



A
EM-CET22sq E5.5 (既設CR) : 既設ｷｭｰﾋﾞｸﾙ～GHP屋外盤

B
EM-CET22sq E5.5 (E39) : 既設ｷｭｰﾋﾞｸﾙ～GHP屋外盤

C
EM-CE38sq-2C x 2 (E63) : 既設LM-2～電源切替盤
EM-CE3.5sq-2C x 3 (E51) : 電源切替盤～非常電源盤
EM-CE38sq-2C x 2 (E63) : 電源切替盤～非常電源盤
EM-CEES1.25sq-2C x 6 (E51) : GHP室外機～自立運転SW盤
EM-CEES1.25sq-2C : 室外機ﾕﾆｯﾄ～集中ﾘﾓｺﾝ

D
EM-CET22sq E5.5 (G42-F38W) : 電源切替盤～非常電源盤
(EM-CE8sq-3C E5.5) x 2 (G42-F38W) : GHP屋外盤～電源切替盤

E
(EM-CE8sq-3C E5.5) x 2 (CR) : GHP屋外盤～電源切替盤
EM-CE38sq-2C x 2 (CR) : 既設LM-2～電源切替盤
EM-CE3.5sq-2C x 3 (CR) : 電源切替盤～非常電源盤
EM-CE38sq-2C x 2 (CR) : 電源切替盤～非常電源盤
EM-CEES1.25sq-2C x 6 (CR) : GHP室外機～自立運転SW盤
EM-CEES1.25sq-2C (CR) : GHP室外機～集中ﾘﾓｺﾝ

F
EM-CE8sq-3C E5.5 (F30W) : GHP屋外盤～電源切替盤No.1
EM-CE38sq-2C (F38W) : 既設LM-2～電源切替盤No.1
EM-CE38sq-2C (F38W) : 電源切替盤No.1～非常電源盤
EM-CE3.5sq-2C x 3 (F38W) : 電源切替盤No.1～非常電源盤
EM-CE5.5sq-3C E3.5 (G28-F30W) : 電源切替盤No.1～GHP-1室外機
EM-CE5.5sq-3C E3.5 (G28-F30W) : 電源切替盤No.1～GHP-2室外機
EM-CE5.5sq-2C (G22-F24W) : 電源切替盤No.1～GHP-1室外機
EM-CEE1.25sq-2C x 2 (G22-F24W) : 電源切替盤No.1～GHP-1室外機
EM-EEF2.0-3C (G22-F24W) : 電源切替盤No.1～GHP-1室外機経由
EM-EEF2.0-3C (G22-F24W) : 電源切替盤No.1～GHP-2室外機経由

G
EM-CE8sq-3C E5.5 (F30W) : GHP屋外盤～電源切替盤No.2
EM-CE38sq-2C (F38W) : 既設LM-2～電源切替盤No.2
EM-CE38sq-2C (F38W) : 電源切替盤No.2～非常電源盤
EM-CE5.5sq-3C E3.5 (G28-F30W) : 電源切替盤No.2～GHP-3室外機
EM-CE5.5sq-3C E3.5 (G28-F30W) : 電源切替盤No.2～GHP-4室外機
EM-CE5.5sq-2C (G22-F24W) : 電源切替盤No.2～GHP-3室外機
EM-CEE1.25sq-2C x 2 (G22-F24W) : 電源切替盤No.2～GHP-3室外機
EM-EEF2.0-3C (G22-F24W) : 電源切替盤No.2～GHP-3室外機経由
EM-EEF2.0-3C (G22-F24W) : 電源切替盤No.2～GHP-4室外機経由

H
EM-CEE1.25sq-2C x 3 (G28-F30W) : GHP-1(3)室外機～GHP-2(4)室外機

I
EM-EEF2.0-3C x 4 (冷媒共) : 各GHP室外機～各GHP室内機
EM-CEES1.25sq-2C x 4 (冷媒共) : 各GHP室外機～各GHP室内機

J
EM-EEF2.0-3C x 2 (冷媒共) : GHP-1室内機電源
EM-CEES1.25sq-2C x 2 (冷媒共) : GHP-1室内機操作線
EM-MEES0.75sq-2C (冷媒共) : GHP-1室内機ﾘﾓｺﾝ線
EM-EEF2.0-3C (冷媒共) : GHP-2室内機電源
EM-CEES1.25sq-2C (冷媒共) : GHP-2室内機操作線
EM-MEES0.75sq-2C (冷媒共) : GHP-2室内機ﾘﾓｺﾝ線

K
EM-EEF2.0-3C (冷媒共) : GHP-1室内機電源(室内機ﾜｸﾁ)
EM-CEES1.25sq-2C (冷媒共) : GHP-1室内機操作線(室内機ﾜｸﾁ)
EM-MEES0.75sq-2C (冷媒共) : GHP-1室内機ﾘﾓｺﾝ線(室内機ﾜｸﾁ)
EM-MEES0.75sq-2C (冷媒共) : GHP-2室内機ﾘﾓｺﾝ線
EM-EEF2.0-3C (冷媒共) : GHP-3室内機電源
EM-CEES1.25sq-2C (冷媒共) : GHP-3室内機操作線
EM-EEF2.0-3C (冷媒共) : GHP-4室内機電源
EM-CEES1.25sq-2C (冷媒共) : GHP-4室内機操作線

L
EM-CE38sq-2C x 2 (既設CR) : 既設LM-2～電源切替盤
EM-CE3.5sq-2C x 3 (既設CR) : 電源切替盤～非常電源盤
EM-CE38sq-2C x 2 (既設CR) : 電源切替盤～非常電源盤
EM-CEES1.25sq-2C x 6 (既設CR) : GHP室外機～自立運転SW盤
EM-CEES1.25sq-2C (既設CR) : GHP室外機～集中ﾘﾓｺﾝ

M
EM-CE38sq-2C x 2 (既設CR) : 既設LM-2～電源切替盤

N
EM-CE3.5sq-2C x 3 (既設CR) : 電源切替盤～非常電源盤
EM-CE38sq-2C x 2 (既設CR) : 電源切替盤～非常電源盤

O
EM-CEES1.25sq-2C x 3 (E39) : GHP-1室外機～自立運転SW盤
EM-CEES1.25sq-2C x 3 (E39) : GHP-3室外機～自立運転SW盤

P
EM-MEES0.75sq-2C x 3 (E31) : 各GHP室内機～個別ﾘﾓｺﾝ

Q
EM-EEF2.0-3C x 2 (冷媒共) : GHP-1室内機電源
EM-CEES1.25sq-2C x 2 (冷媒共) : GHP-1室内機操作線
EM-MEES0.75sq-2C (冷媒共) : GHP-1室内機ﾘﾓｺﾝ線

R
EM-EEF2.0-3C (冷媒共) : GHP-1室内機電源
EM-CEES1.25sq-2C (冷媒共) : GHP-1室内機操作線
EM-MEES0.75sq-2C x 2 (冷媒共) : GHP-1室内機ﾘﾓｺﾝ線

S
EM-EEF2.0-3C (冷媒共) : GHP-4室内機電源
EM-CEES1.25sq-2C (冷媒共) : GHP-4室内機操作線

T
EM-CEES1.25sq-2C (ｺﾛｶﾞｼ) : GHP室外機～集中ﾘﾓｺﾝ

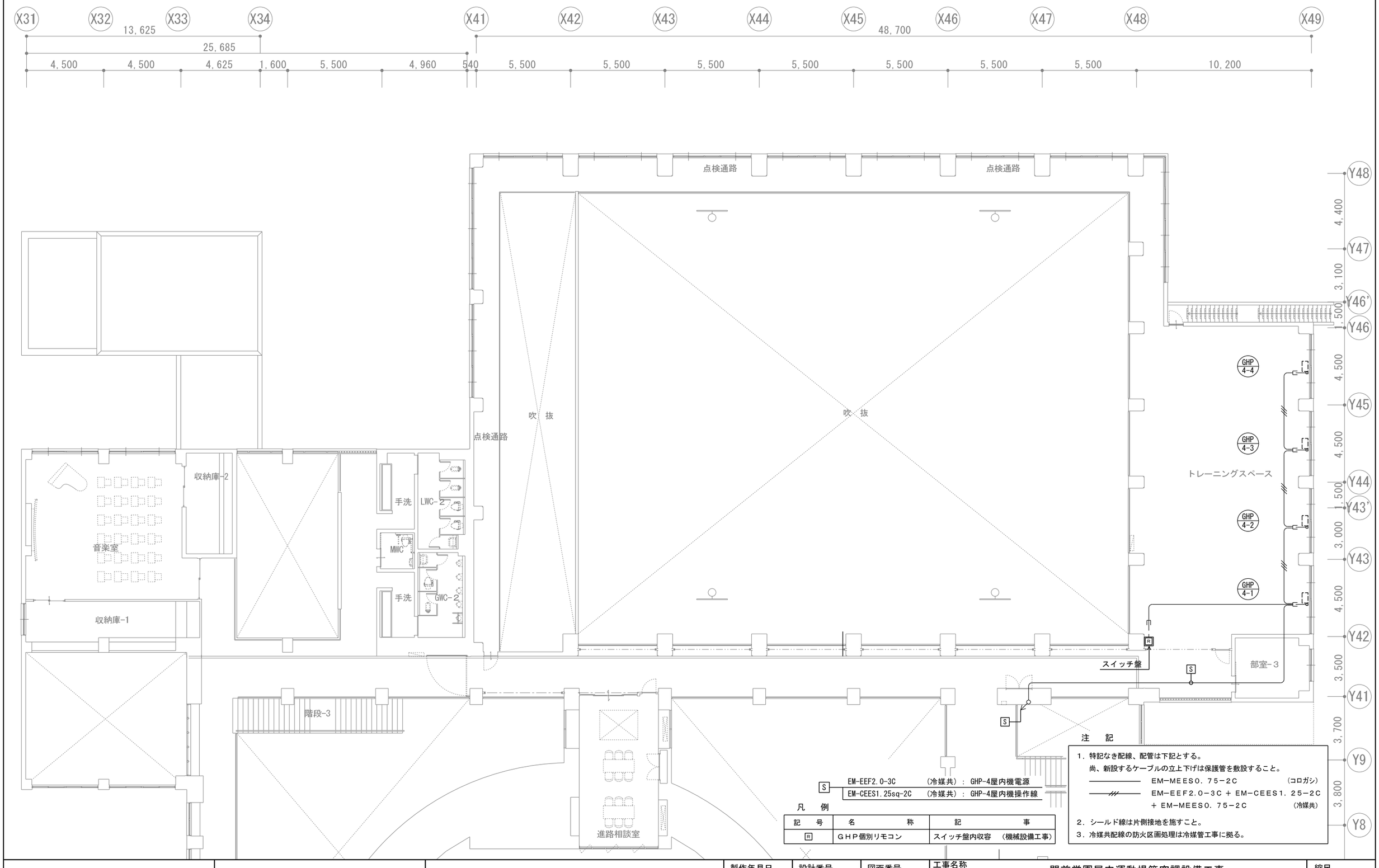
凡 例

記 号	名 称	記 事
◉	自立運転ＳＷ盤	（機械設備工事）
R	ＧＨＰ個別リモコン	スイッチ盤内収容 （機械設備工事）
☒PB33	プルボックス	ＳＳ ３００×３００×３００
☒PB53	プルボックス	ＳＳ ５００×５００×３００
☒PB53W	プルボックス 防水	ＳＵＳ ５００×５００×３００

注 記

1. 特記なき配線、配管は下記とする。
 尚、新設するケーブルの立上下げは保護管を敷設すること。
 5.5 EM-ＩＥ５．５×２（D種、ＥＬＢ種アース）
 EM-ＥＥＦ２．０-３Ｃ ＋ EM-ＣＥＥＳ１．２５-２Ｃ
 ＋ EM-ＭＥＥＳ０．７５-２Ｃ （冷媒共）
2. シールド線は片側接地を施すこと。
3. 図中「 ■ 」は壁はつり貫通箇所を記し、開口サイズは図示による。
4. 図中「 ▨ 」の貫通部は防火区画処理を施す。
5. 冷媒共配線の防火区画処理は冷媒管工事に拠る。

株式会社 釣谷建築事務所	1級建築士 第１１９８１６号 吉田 典生		製作年月日 26.10	設計番号 26_16	図面番号 E-08	工事名称 門前学園屋内運動場等空調設備工事 図面名称 幹線動力・空調電源・自動制御設備 １階平面図	縮尺 1/200



凡　例

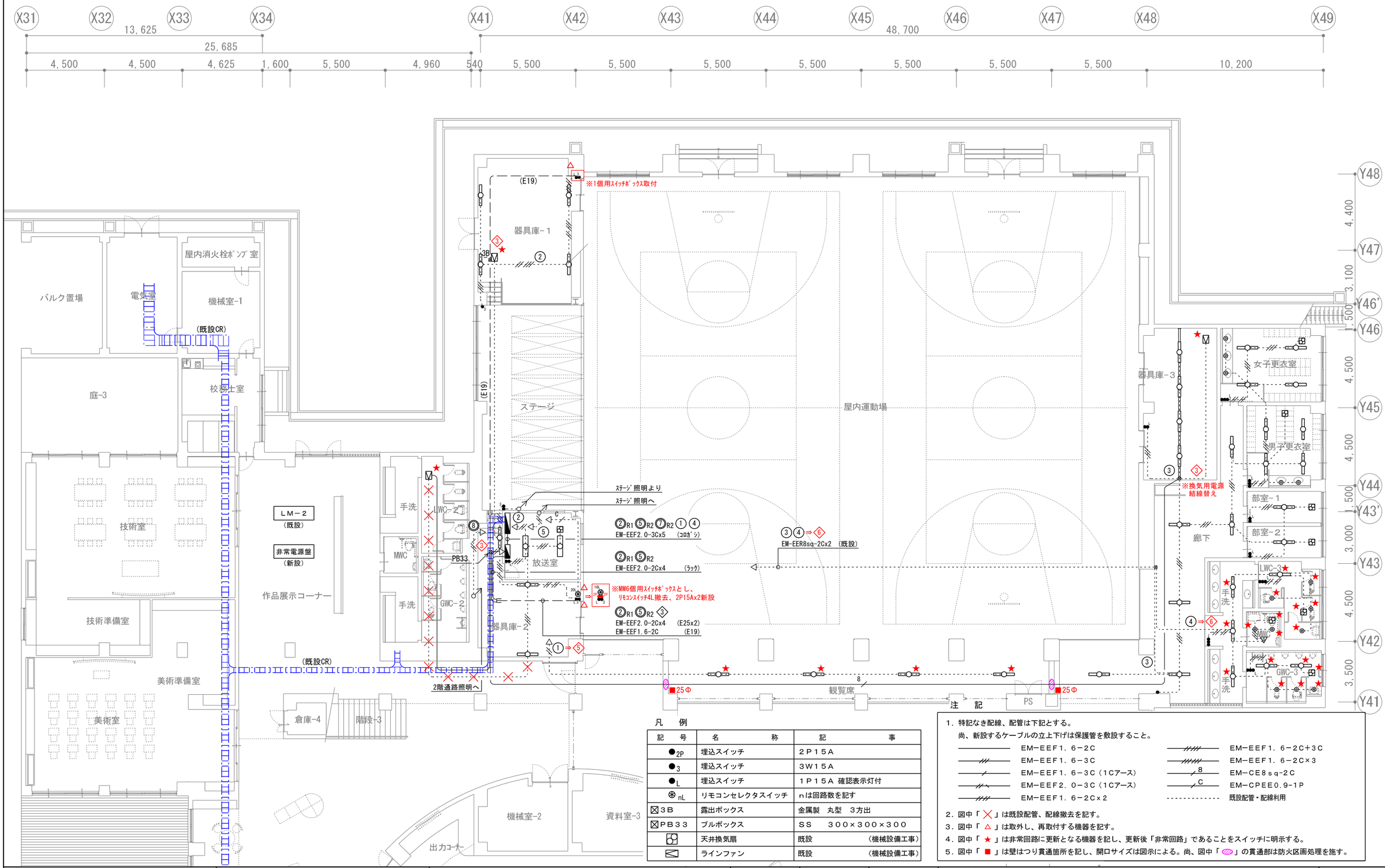
記　号	名　　称	記　　事
R	ＧＨＰ個別リモコン	スイッチ盤内収容　（機械設備工事）

S　EM-EEF2.0-3C　（冷媒共）：GHP-4屋内機電源
　　EM-CEES1.25sq-2C　（冷媒共）：GHP-4屋内機操作線

注　記

1．特記なき配線、配管は下記とする。
　尚、新設するケーブルの立上下げは保護管を敷設すること。
　——————　EM−ＭＥＥＳＯ．７５−２Ｃ　（コロガシ）
　——//——　EM−ＥＥＦ２．０−３Ｃ ＋ EM−ＣＥＥＳ１．２５−２Ｃ
　　＋ EM−ＭＥＥＳＯ．７５−２Ｃ　（冷媒共）
2．シールド線は片側接地を施すこと。
3．冷媒共配線の防火区画処理は冷媒管工事に拠る。

株式会社　釣谷建築事務所	１級建築士　第１１９８１６号　吉田　典生		製作年月日 26.10	設計番号 26_16	図面番号 E-09	工事名称 門前学園屋内運動場等空調設備工事 図面名称 幹線動力・空調電源・自動制御設備　２階平面図	縮尺 1/200



凡　例

記　号	名　　称	記　　事
●2P	埋込スイッチ	２Ｐ１５Ａ
●3	埋込スイッチ	３Ｗ１５Ａ
●L	埋込スイッチ	１Ｐ１５Ａ 確認表示灯付
⊛nL	リモコンセレクタスイッチ	ｎは回路数を記す
⊠３Ｂ	露出ボックス	金属製　丸型　３方出
⊠ＰＢ３３	プルボックス	ＳＳ　３００×３００×３００
	天井換気扇	既設　（機械設備工事）
	ラインファン	既設　（機械設備工事）

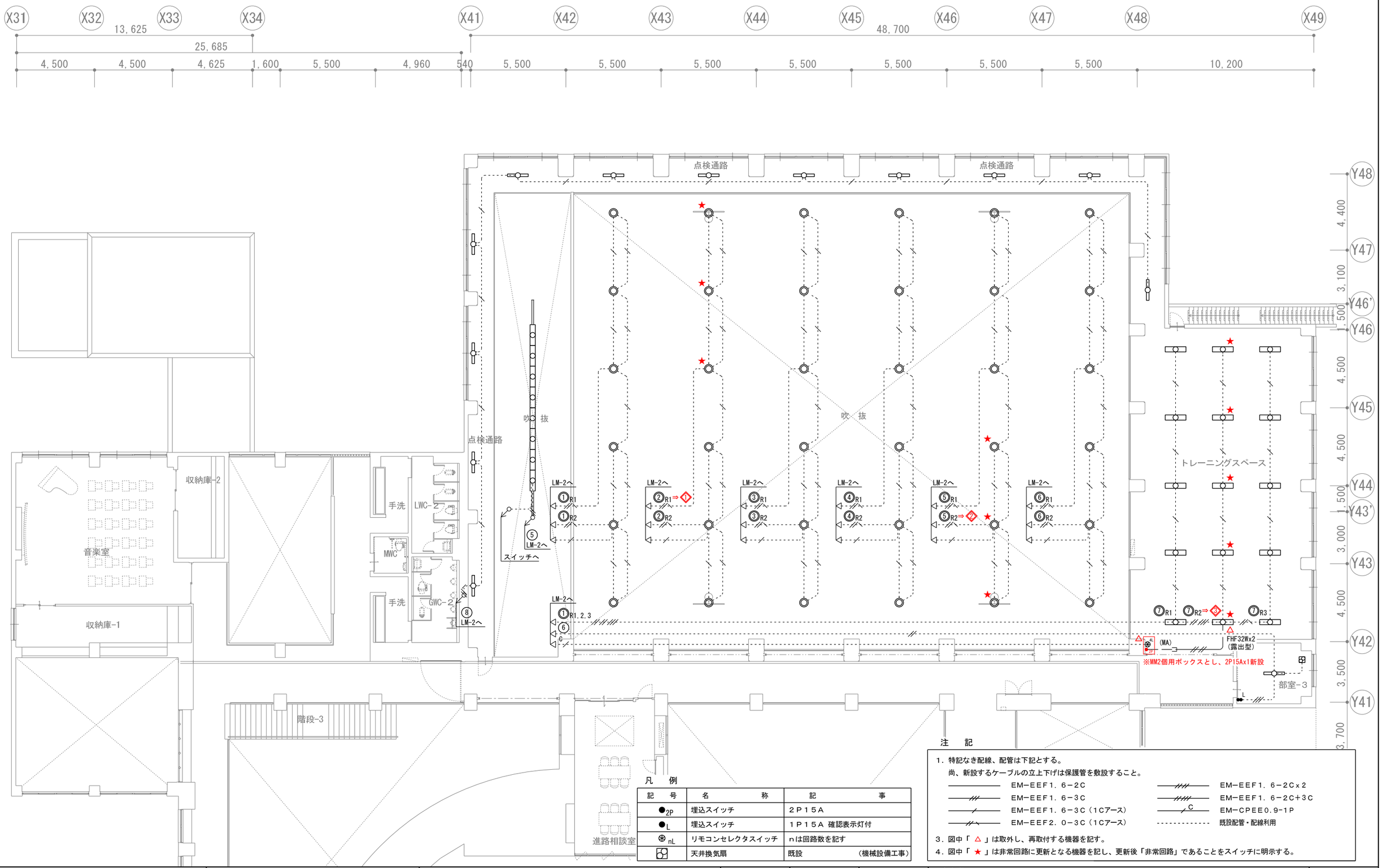
注　記

1．特記なき配線、配管は下記とする。
　尚、新設するケーブルの立上げは保護管を敷設すること。

EM－EEF1．6－2C	EM－EEF1．6－2C＋3C
EM－EEF1．6－3C	EM－EEF1．6－2C×3
EM－EEF1．6－3C（1Cアース）	EM－CE8sq-2C
EM－EEF2．0－3C（1Cアース）	EM－CPEE0.9-1P
EM－EEF1．6－2C×2	既設配管・配線利用

2．図中「╳」は既設配管、配線撤去を記す。
3．図中「△」は取外し、再取付する機器を記す。
4．図中「★」は非常回路に更新となる機器を記し、更新後「非常回路」であることをスイッチに明示する。
5．図中「■」は壁はつり貫通箇所を記し、開口サイズは図示による。尚、図中「▨」の貫通部は防火区画処理を施す。

株式会社　釣谷建築事務所	1級建築士　第１１９８１６号　吉田　典生		製作年月日 26.10	設計番号 26_16	図面番号 E-10	工事名称 門前学園屋内運動場等空調設備工事
						図面名称 電灯設備　１階平面図
						縮尺 1/200



凡　例

記　号	名　　称	記　　事
●2P	埋込スイッチ	２Ｐ１５Ａ
●L	埋込スイッチ	１Ｐ１５Ａ 確認表示灯付
⊛nL	リモコンセレクタスイッチ	nは回路数を記す
	天井換気扇	既設　（機械設備工事）

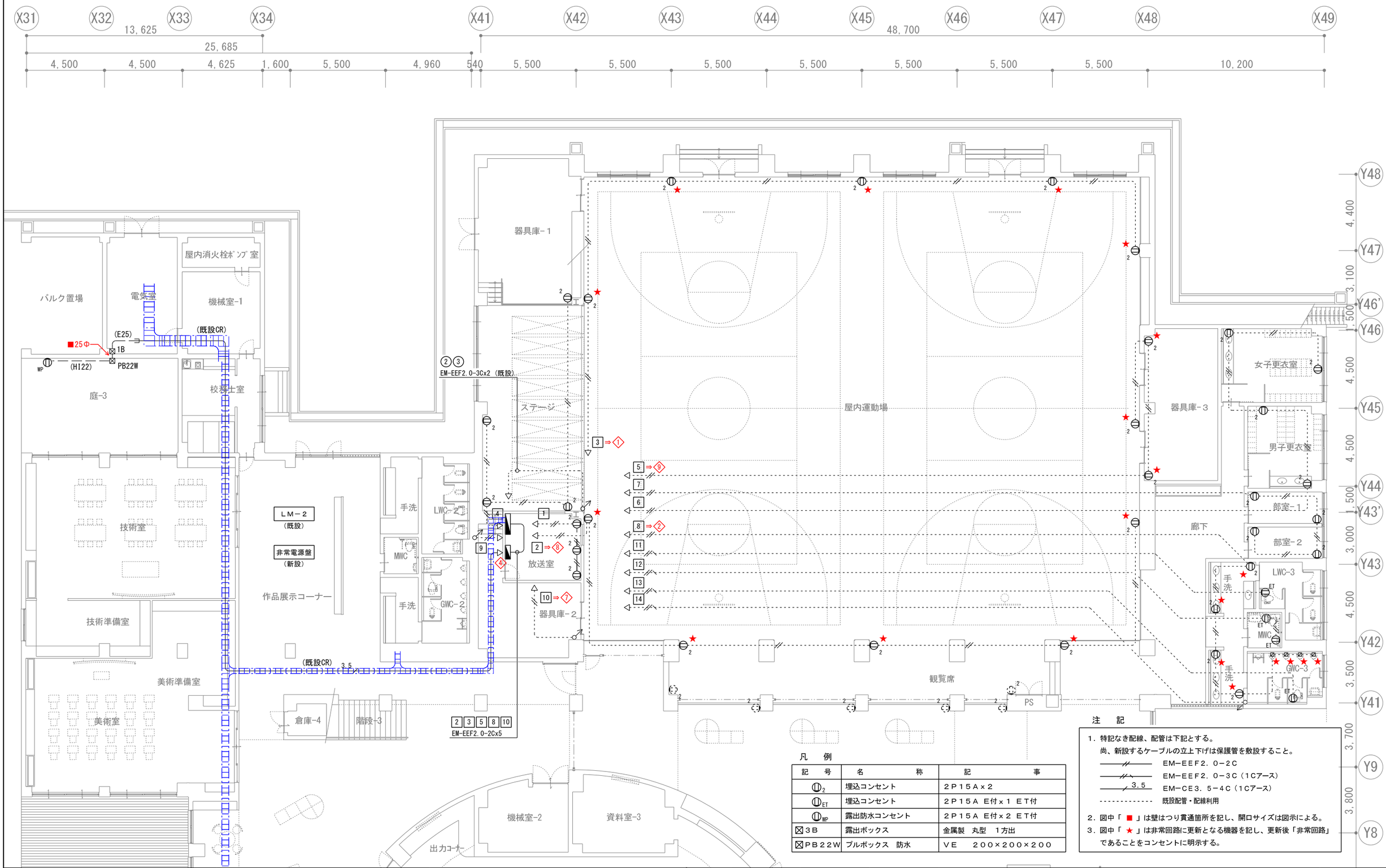
注　記

1．特記なき配線、配管は下記とする。
　尚、新設するケーブルの立上下げは保護管を敷設すること。

EM−EEF1．6−2C	EM−EEF1．6−2C×2
EM−EEF1．6−3C	EM−EEF1．6−2C+3C
EM−EEF1．6−3C（1Cアース）	EM−CPEE0．9−1P
EM−EEF2．0−3C（1Cアース）	既設配管・配線利用

3．図中「 △ 」は取外し、再取付する機器を記す。
4．図中「 ★ 」は非常回路に更新となる機器を記し、更新後「非常回路」であることをスイッチに明示する。

株式会社　釣谷建築事務所	１級建築士　第１１９８１６号　吉田　典生		製作年月日 26.10	設計番号 26_16	図面番号 E-11	工事名称 門前学園屋内運動場等空調設備工事 図面名称 電灯設備　２階平面図	縮尺 1/200



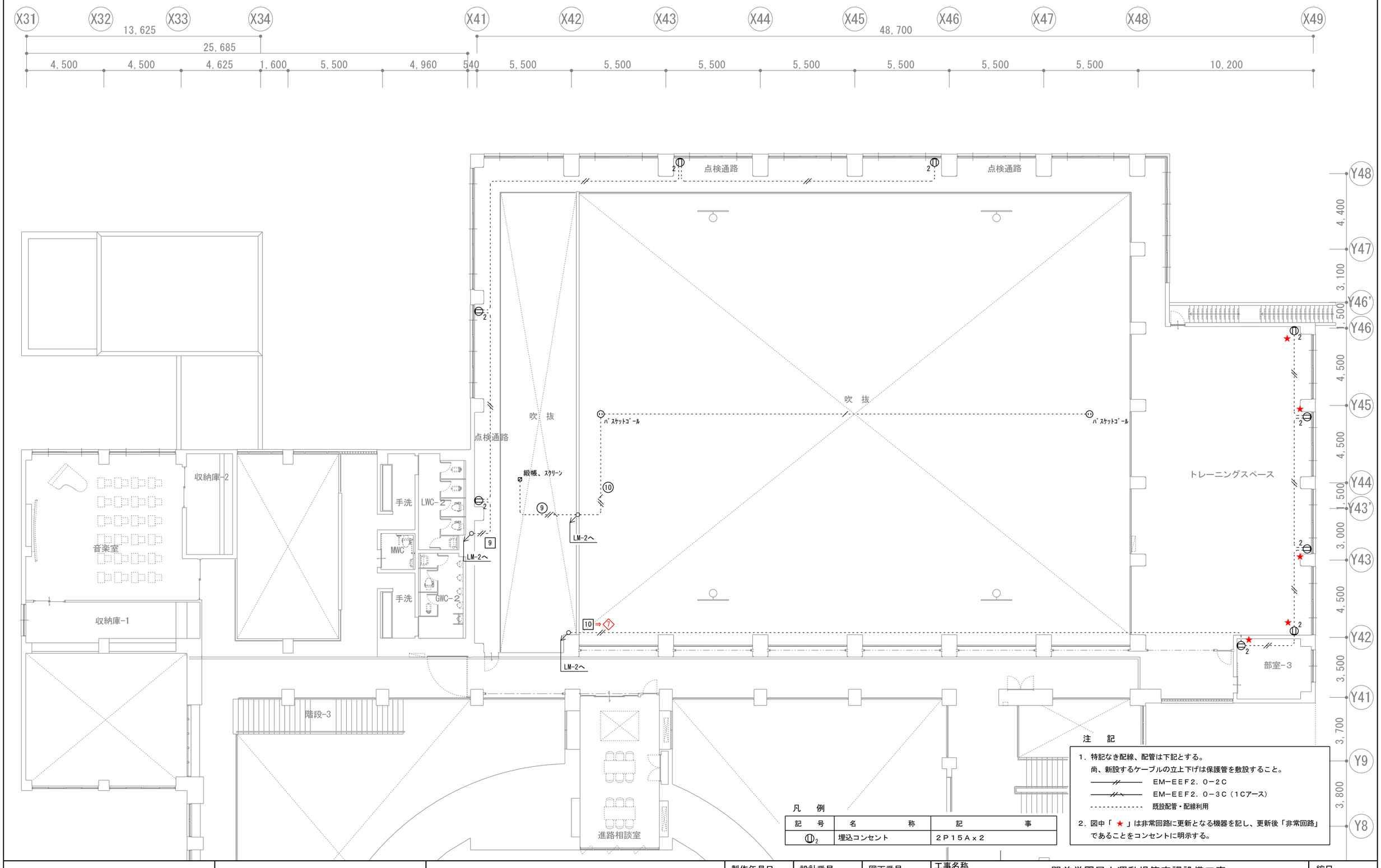
凡　例

記　号	名　　称	記　　事
◍$_2$	埋込コンセント	２Ｐ１５Ａ×２
◍$_{ET}$	埋込コンセント	２Ｐ１５Ａ Ｅ付×１ ＥＴ付
◍$_{WP}$	露出防水コンセント	２Ｐ１５Ａ Ｅ付×２ ＥＴ付
☒３Ｂ	露出ボックス	金属製　丸型　１方出
☒ＰＢ２２Ｗ	プルボックス　防水	ＶＥ　２００×２００×２００

注　記

1．特記なき配線、配管は下記とする。
　尚、新設するケーブルの立上下げは保護管を敷設すること。
　EM−ＥＥＦ２．０−２Ｃ
　EM−ＥＥＦ２．０−３Ｃ（１Ｃアース）
　3.5　EM−ＣＥ３．５−４Ｃ（１Ｃアース）
　既設配管・配線利用
2．図中「 ■ 」は壁はつり貫通箇所を記し、開口サイズは図示による。
3．図中「 ★ 」は非常回路に更新となる機器を記し、更新後「非常回路」であることをコンセントに明示する。

株式会社　釣谷建築事務所	1級建築士　第１１９８１６号　吉田　典生		製作年月日 26.10	設計番号 26_16	図面番号 E-12	工事名称 門前学園屋内運動場等空調設備工事 図面名称 コンセント設備　１階平面図	縮尺 1/200



注　記

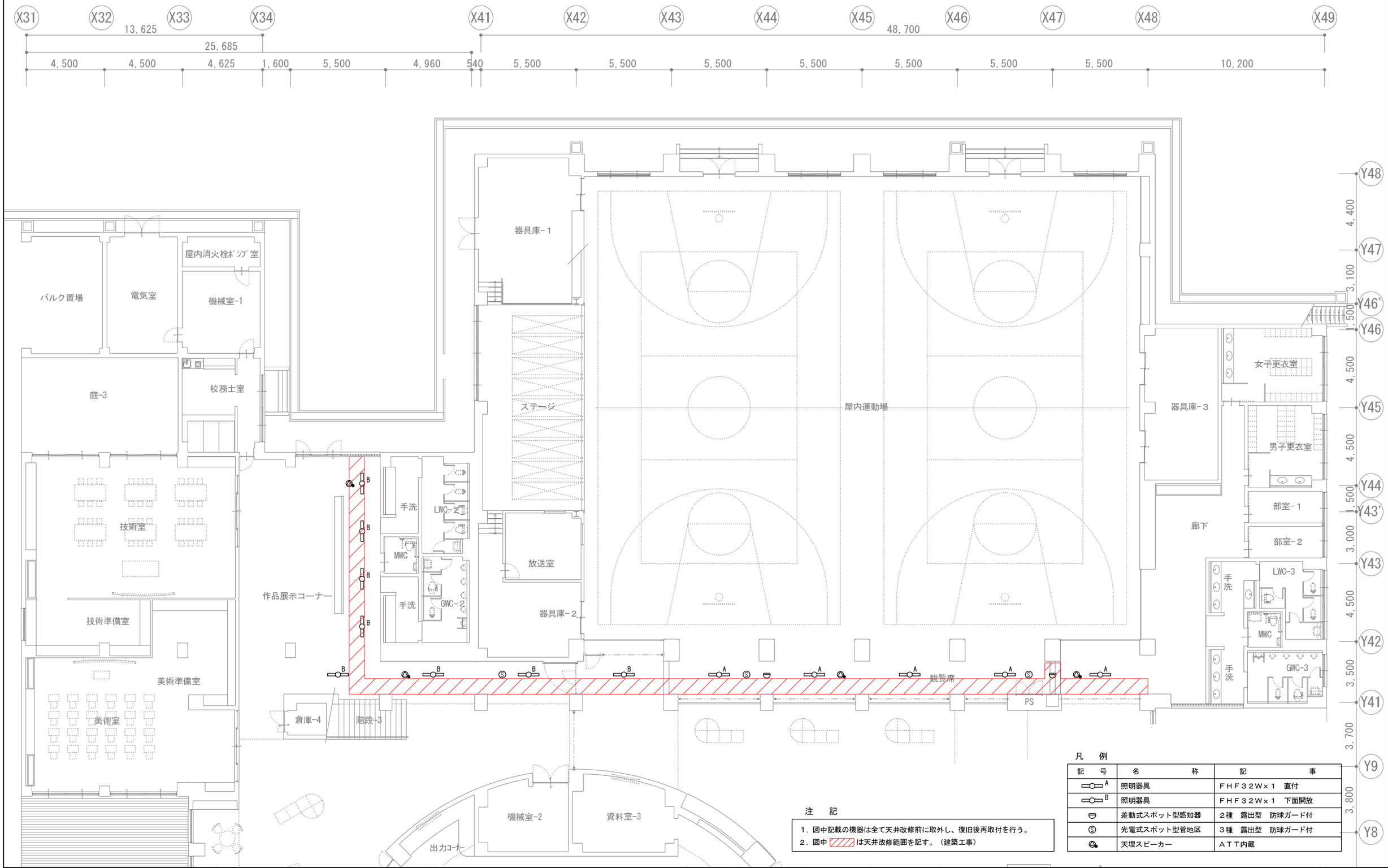
1．特記なき配線、配管は下記とする。
　尚、新設するケーブルの立上下げは保護管を敷設すること。
　EM−EEF2．0−2C
　EM−EEF2．0−3C（1Cアース）
　既設配管・配線利用

2．図中「★」は非常回路に更新となる機器を記し、更新後「非常回路」であることをコンセントに明示する。

凡　例

記　号	名　　称	記　　事
⊕2	埋込コンセント	2P15A×2

株式会社　釣谷建築事務所	1級建築士　第119816号　吉田　典生		製作年月日 26.10	設計番号 26_16	図面番号 E-13	工事名称 門前学園屋内運動場等空調設備工事 図面名称 コンセント設備　2階平面図	縮尺 1/200



凡　例

記　号	名　　称	記　　事
A	照明器具	ＦＨＦ３２Ｗ×１　直付
B	照明器具	ＦＨＦ３２Ｗ×１　下面開放
	差動式スポット型感知器	２種　露出型　防球ガード付
Ⓢ	光電式スポット型管地区	３種　露出型　防球ガード付
	天埋スピーカー	ＡＴＴ内蔵

注　記

1．図中記載の機器は全て天井改修前に取外し、復旧後再取付を行う。
2．図中 ▨ は天井改修範囲を記す。（建築工事）

株式会社　釣谷建築事務所	１級建築士　第１１９８１６号　吉田　典生		製作年月日 26.10	設計番号 26_16	図面番号 E-14	工事名称 門前学園屋内運動場等空調設備工事 図面名称 天井改修　１階平面図	縮尺 1/200

最終改訂　令和７年１０月１日

建築改修工事仕様書

Ⅰ　工事概要

1　工事名　　門前学園屋内運動場等空調設備工事（建築工事）

2　工事場所　　石川県 輪島市 門前町 清水10の21番地

3　工事種目

屋内運動場への空調設備導入に伴う内部改修工事
別途工事

4　完成期日　　令和　8　年　9　月　30　日　（概成工期　令和　　年　　月　　日）
（余裕期間制度試行工事適用の場合は、上記を完成日の期限とする。）
（積算工期　：　〇〇か月）

5　別契約関連工事
・屋外付帯工事　・植栽工事
(・)電気設備工事　・給排水衛生設備工事
・暖房設備工事　・冷房設備工事
・換気設備工事　(・)空調設備工事
・昇降機設備工事　・電話設備工事
・浄化槽設備工事　・

Ⅱ　建築工事仕様

1　共　通　仕　様
1）図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和４年版」（以下「改修標仕」という。）、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築物解体工事共通仕様書（令和４年版）」（以下「解体共仕」という。）及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和４年版」（以下「標仕」という。）による。
2）電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。なお、電気設備工事の工事仕様書は（　／　）図、機械設備工事の工事仕様書は（　／　）図による。

2　特　記　仕　様
1）項目は、番号に〇印の付いたものを適用する。
2）特記事項は、(・)印の付いたものを適用する。
(・)印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
(・)印と※印の付いた場合は、共に適用する。
3）特記事項に記載の（　．　）内表示番号は、「標仕」の該当項目、当該図又は当該表を示す。
4）（別図ー　．　）は、「標仕」の別図「各部配筋」の当該番号を示す。
5）特記事項に記載の［　．　］内表示番号は「改修標仕」の当該項目、当該図又は当該表を示す。
6）G 印は、「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（グリーン購入法）の特定調達品目を示す。該当する項目については、環境負荷を低減できる材料を選定するように努める。
7）製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。また、（　）内は製品名を示す。
8）斜線で消去した章は適用しない。

1章　一般共通事項

項目	特記事項
① 適用基準等	設計図書の他に、下記の図書の該当事項を適用する。 (・)建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　令和４年版） ・建築構造設計基準の資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部　令和３年通知）のうち第３章 (・)営繕工事写真撮影要領（令和３年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部） ・営繕工事電子納品要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部令和３年度版） ・公共建築木造工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　令和４年版） ・屋根瓦工事共通仕様書（石川県土木部営繕課監修　平成２９年版） ・鉄筋コンクリート構造配筋標準図（石川県土木部営繕課監修） ・壁式鉄筋コンクリート構造配筋標準図（石川県土木部営繕課監修） ・鉄骨構造標準図（石川県土木部営繕課監修） ・石川県バリアフリー社会の推進に関する条例（施設整備の手引き） ・石川県公共事業景観形成ガイドライン
2 工事実績情報の登録	※登録する（但し工事請負代金額500万円以上の工事。）　[1.1.4]
③ 発生材の処理	1）産業廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく許可業者により運搬し、同法に基づく許可を得た処分場で処分する。 また、処分に際しては産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認するとともに、マニフェスト一覧表を監督員に提出し、確認を受けなければならない。 2）発生材のうち引渡しを要するものは、指示された場所に整理のうえ調書を添えて監督員に引き渡す。　[1．3．12] イ）引渡しを要するもの及び引渡し場所　・引渡を要するもの　・引渡し場所 ロ）特別管理産業廃棄物の有無　・有　(・)無 ハ）特別管理産業廃棄物の処理方法　※図面　番　図参照 3）発生材のうち、現場で再利用を図るもの及び再資源化を図るものは下記による。 (・)現場で再利用を図るもの　(・)路床、路盤　（機械基礎新設部） ・再資源化を図るもの　・ 4）せっこうボードの処理（有害物質非含有のものに限る）　[1.3.12] ・最終処分　・再資源化 5）ＰＣＢ含有シーリング材　[1.3.12] 分析調査　・する　※しない 6）建設リサイクル法第11条に基づく「通知書」及び同法18条に基づく「再資源化等報告書」の提出の有無 (・)有　・無
4 電気保安技術者	※　適用する　[1.3.3]
⑤ 施工条件	(・)執務並行工事（学校稼働中のため、安全対策の徹底を行い工事すること）　[1.3.5]
⑥ 施工調査	施工数量調査　[1.6.2] 調査範囲　(・)施工範囲とする（各図面を確認のこと） 調査方法　・ 調査破壊部分の補修方法　・

⑦ 建築材料等　[1.4.2][1.4.4]

1）本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するもの、又はこれらと同等のものとする。
①「評価各簿による」と特記されたものについては、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「建築材料等品質性能評価事業建築材料評価各簿（最新年版）」（（社）公共建築協会）によるほか、これらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、次の②に準じ監督員の承諾を受ける。また、同上評価事業の評価を受けたものを使用する場合は、評価書の写しを監督員に提出し、その確認をもって、品質・性能の確認があったものとみなす。
②JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造所等は、次のイ）からヘ）の事項を満たすものとする。また、製造所名、製品名等が記載された材料は、当該製品又は同等以上を使用する場合は、監督員の承諾を受ける者とする。
イ）品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
ロ）生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。
ハ）安定的な供給が可能であること。
ニ）法令等で定める許可、認定、又は免許等を取得していること。
ホ）製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
ヘ）販売保守等の営業体制が整えられていること。
なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関が発行する資料等の写しを監督員に提出し承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合はこの限りではない。

2）請負契約約款第６条の２第７項に基づき調達する石川県産の工事材料については、「使用材料確認願」により監督員の確認を受け、工事完了後は地元産品について「使用材料報告書」を提出すること。

3）請負契約約款第13条第２項に定める監督員の検査を受けて使用すべき工事材料は次のものとする。
※杭　・型枠類　・防水材料　・石材　・木材　但し、杭以外のJIS規格品は除く。

4）請負契約約款第14条第１項に定める監督員等の立会いのうえ調合等をし使用すべき工事材料は次のものとする。　※高強度コンクリート試し練り

5）請負契約約款第14条第３項に定める見本は次のものとする。
(・)金属製品　・合成樹脂製品　・木製建具　(・)塗装
・家具及び家具の金物　・畳　(・)内外装材料　・屋根材料
なお、監督員が承諾した材料は、証明となる資料と使用箇所を付し、工事完成まで現場事務所に掲示する。ただし、掲示が困難な材料等はカタログ、その他に代えることができる。

6）本工事に使用する建築材料等は、アスベスト含有建材を使用しないこと。（「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び石綿障害予防規則等の一部を改正する省令の施行等について」（厚生労働省労働基準局長通達平成18年８月）参照）。安全データシート（SDS）等により確認を行った場合は、その写しを監督員に提出すること。

⑧ 特別な材料の工法　「標仕」に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。

⑨ 技能士等　[1.7.2]

※　技能士

適用工事種別	技能検定作業
仮設工事	・とび作業
鉄筋工事	(・)鉄筋組立て作業
コンクリート工事	・型枠作業　・コンクリート圧送工事作業
鉄骨工事	・構造物鉄工作業　・とび作業
ブロック・ALCパネル工事	・コンクリートブロック工事作業　・エーエルシーパネル工事作業
防水工事	・アスファルト防水工事作業　・塩化ビニル系シート防水工事作業 ・改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・セメント系防水工事作業　・FRP防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業　・ウレタンゴム塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業　・シーリング防水工事作業
石工事	・石材加工作業　・石張り作業　・石積み作業
タイル工事	・タイル張り作業
木工事	・大工工事作業
屋根及びとい工事	・内外装板金作業　・かわらぶき作業
金属工事	(・)鋼製下地工事作業　・内外装板金作業
左官工事	・左官作業
建具工事	・ビル用サッシ施工作業　・自動ドア施工作業　・ガラス工事作業
カーテンウォール工事	・金属製ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ工事作業　・ﾋﾞﾙ用ｻｯｼ施工作業　・ｶﾞﾗｽ工事作業
塗装工事	(・)建築塗装作業
内装工事	・プラスチック系床仕上げ工事作業 ・カーペット系床仕上げ工事作業　(・)木質系床仕上げ工事作業 (・)ボード仕上げ工事作業　(・)壁装作業
排水工事	・建築配管作業
植栽工事	・造園工事作業

・「石川の伝統的建造技術を伝える会」のうち、金沢城公園整備工事従事者の認定を受けた者。

⑩ 完成図等　[1.9.1～3][表1.9.1]

※作成する（施工者にて修正のこと）
工事完成図は、Ａ３版製本（※１部　(・)２部　・　部）を提出する。

屋外付帯工事実測図　※提出しない　・提出する（１部）

保全に関する資料　※提出しない　・提出する（１部）
保全に関する資料のうち「建物等の利用に関する説明書」は、「管理者のための建築物保全の手引き(改訂版)」（(一財)建築保全センター）に建物の構造、機器、保安業務等の説明及び清掃の要点、使用材料の製造品名、連絡先等を記載したものに代えることができる。
なお別契約の設備工事等がある場合は、連携の上作成する。

⑪ 工事写真等の記録

1）工事記録写真等は、営繕工事写真撮影要領（令和３年版）(国土交通省大臣官房官庁営繕部）により整備し、下記により提出する。また、本仕様書の「第１章29電子納品」を行う場合は、更に当該特記事項に基づいて作成し提出する。
各区分の写真は、A4版スクラップブックに順序よく説明事項を記入の上、所定の部数を提出する。

区分	分類	大きさ	撮影枚数	部数
着工前	※カラー・	※100×148程度・	※ 10 景以上	※　１部
工事中	※カラー・	※85×115程度・	「営繕工事写真撮影要領」による	※　１部
完成時	※カラー・	※100×148程度・	※ 10 景以上	※　１部

2）完成写真の撮影　(・)専門業者の撮影（撮影者を明記）　・専門業者以外の撮影

3）原版の使用権を次の者に移譲すること。　※発注者　(・)設計者
移譲を受けた者は、写真を撮影者の了解なしに撮影者名を表示しないで自由に使用できる。撮影者が写真を使用する場合は、発注者・設計者の承諾を必要とする。

4）中間検査または、監督員の指示により手直しを命ぜられた工事は、手直し前、中、後が判断できる写真を撮影し、報告書に添え提出する。

12 責任施工　特記事項中、責任施工の指示のあるものは、受注者及び下請負人の連帯責任とし、保証書を提出する。

⑬ 工事報告書　工事の進捗度表、作業員の出面報告、工事箇所図及び工事現況写真等を記載した工事報告書を毎月15日及び月末毎に提出する。

⑭ 設備工事との取合い

1）設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督員の承認を受ける。
2）設置工事の貫通孔、開口部の型枠、スリーブ等の補強筋は本工事に含むものとする。なお箇所等は、下記による。

位置／大きさ		100mm	125mm	150mm	175mm	200mm			
補強筋箇所数	梁								
	壁								
	床								

鉄骨部のスリーブ及び補強は本工事に含むものとする。
軽鉄下地で天井、壁等の補強は本工事に含むものとする。なお箇所数は、下記による。
イ）天井部分　８　箇所　　ロ）壁部分　　箇所

他工事との取合い	建築工事	電気工事	機械工事	備考
機器の基礎、換気扇取付用枠	○			
梁、床、壁貫通部の補強				
梁、床、壁貫通部のスリーブ、型枠				
外気取付ガラリー、床下水槽マンホール蓋				
ステンレス流し台等				
換気フード、レンジフードファン取付枠（鋼製）とも				
天井、壁、床、点検口、プロパンボンベ庫			○	
下流し、足洗場の給水、排水、玄関の排水				
小便器仕切板（陶器製）、タオル掛（下地共）				
洗面所、手洗所等の鏡				
ボイラーの煙突				
実験台に付属する設備機器				
実験台の配管等の接続				
埋込み分電盤、端子盤等の壁補強				
埋込み分電盤、端子盤等の型枠				
天井、壁ボード類の下地補強				
簡易間仕切り（内装パネル）内の位置ボックス及び配管の取付				
屋内・屋外に設置する発電機、配電盤、制御盤、受水槽、ポンプ等の基礎、防油堤				
屋上に設置するテレビアンテナ・避雷針等の設備基礎				
配線ピット及び蓋				
照明器具幹線等の吊りボルト用インサート				
身体障害者用の手すり				
洗濯機用防水パン及びトラップ				
ＦＦ暖房機・クーラー等の配管用スリーブ				
電話・テレビ等の配線用スリーブ				
クーラー取付ボルト用インサート				機械設備図に図示
ユニットバス本体・付属品（シャワー金具・手すり・鏡・照明）				
ユニットバス用換気扇				
消火器				
自動扉、電動Ｓ、電動ルーバー、防火設備の閉鎖制御機器、感知器	１次側配線			
	２次側配線			
地下タンク室				

⑮ 設計ＧＬ　※図示　・設計ＧＬ＝現状ＧＬ

16 建築基準法に基づき指定する条件
・地区の区分に応じた風速（Ｖ（m/sec））　30（県内全域）
・地表面粗度区分　・Ⅰ　・Ⅱ　・Ⅲ　・Ⅳ
・多雪地域の指定　垂直積雪量

⑰ 工事現場の掲示板　工事現場には、下記掲示板を設置する。　（記入例）

90cm

工事名
工期　自　年　月　日～至　年　月　日
発注者　石川県輪島市
（監　修）
設　計
監　理
施　工　建　築　（業者名を記入する）
電　気　（業者名を記入する）
給排水　（業者名を記入する）
暖　房　（業者名を記入する）
この工事は、週休２日に取り組んでいます

60cm（75cm）

上段の地色は、白色　文字は、青色
下段の地色は、青色　文字は、白色

（注意事項）
①（監　修）内は、監修を委託した場合。
②業者名が多くなった場合でも、縦75cm以内とする。
③工事名は、各工事とも共通な名称とし、各文字は、角ゴシック体とする。

⑱ 施工の検査等　監督員等の検査を受ける工種は次のものとする。　[1.7.5]
※根切り掘削完了時　※主要構造部の配筋　・型枠の組立て
その他監督員が指示するもの

⑲ 施工の立会い等　請負契約約款第14条第２項に定める監督員等の立会いのうえ施工するものは次のものとする。
※杭打ち　・コンクリートスランプ確認及び打込み　・屋外タイル圧着試験　[1.7.7]
(・)その他監督員等の指示するもの

20 中間検査　中間検査の実施　※有　・無　[1.8.2]
実施時期　※躯体工事完了時　・

㉑ 公共事業労務調査等に対する協力
・受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
1）調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
2）調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。
3）正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い、就業規則を作成すると共に賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
4）対象工事の一部について下請け契約を締結する場合には、当該下請け工事の受注者（当該下請け工事の一部に係る二次以降の下請け人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
・本工事が「建設副産物実態調査」の対象である場合、工事完了後速やかに調査票を作成し、監督員に提出しなければならない。

㉒ 保険　工事目的物、工事材料等に生ずる損害を填補する保険は、下記による。
※建設工事保険又は組立保険（工事対象物を全て解体する工事を除く）
加入期間　引渡しまで（引き渡しを要しない工事の場合は、工事完了まで）

23 室内空気汚染対策

室内空気の汚染対策の実施　※実施する　・実施しない　[1.7.9]
1）測定の有無
測定する場合は、下記の通り揮発性有機化合物について室内濃度を測定し、厚生労働省の定める指針値以下であることを確認し、報告すること。
イ）測定の有無　※有　・無
ロ）測定対象室
測定は原則として、内装仕上げ材料の仕様が大きく異なる居室毎に行う。ただし、居室の規模が著しく異なる場合は、それぞれ測定する。
内装改修等を行った居室について測定を行う。
ハ）１室当たりの測定箇所数

室の床面積　Ａ（㎡）	Ａ≦50	50＜Ａ≦200	200＜Ａ≦500	500＜Ａ
測定箇所数	1	2	3	4

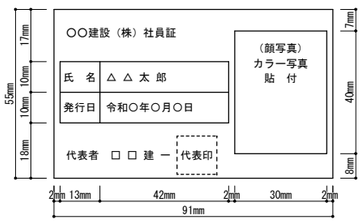
全ての測定箇所において、ニ）の測定対象化学物質全ての濃度を同時に測定する。
ニ）測定対象化学物質及び測定方法
測定対象化学物質は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレンとし、同時に測定する。測定方法は、パッシブ型採取機器を用い、国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課長通知（平成24年４月５日国営整第４号）「官庁営繕部における ホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制に関する措置について」により行う。
ホ）測定時期
測定は下記の時期に行うものとする。
①測定対象化学物質が、関連工事による測定対象室への流入や急激な拡散がほぼなくなり、引き渡し後の室内空気環境と同程度になった時期。
②別途工事又は家具の設置等が行われる前。
③内装又は塗装等の施工が終了し、その後十分な換気が行われていること。
④中央式空気調和設備のように換気を行いながら空気調和を行う設備がある場合は、設備の試運転が終了していること。
ヘ）測定対象物質が指針値を超える濃度で検出された場合の措置
測定結果が厚労省の指針値を超えていた場合は、発散源を特定し、換気等の措置を講じた後、再度測定を行う。
ト）その他、採取、測定及び分析の方法は、上記ニ）の国土交通省通知によるほか、監督員の指示による。

2）施工中・施工後の通風、換気
接着剤、塗料等の塗布に当たっては、使用方法や塗布量を十分管理し、適切な乾燥時間をとるようにする。また、施工時、施工後の通風、換気を十分に行い、室内に放散した溶剤成分等の希釈を図るものとする。

3）引き渡し時
室内空気中に化学物質を発散するおそれのある建築材料等の使用状況の一覧表を提出する。

4）揮発性有機化合物を放散させる建築材料等本工事の建物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次のイ）から ホ）の事項を満たすものとする。
イ）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗り材は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
ロ）保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
ハ）接着剤は、フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシンを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
ニ）塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
ホ）上記のイ）、ハ）、ニ）の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒド放散量」は、次のとおりとする。
※「規制対象外」のもの
①JIS又はJASのＦ☆☆☆☆規格品
②建築基準法施行令第20条の７第４項による国土交通大臣認定品
③下記表示のあるJAS規格品
ア）非ホルムアルデヒド系接着剤使用
イ）接着剤等不使用
ウ）非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料を使用
エ）ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用
オ）非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用
カ）非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用
・「第三種」のもの
①JIS又はJASのＦ☆☆☆規格品
②建築基準法施行令第20条の７第３項による国土交通大臣認定品
③旧JISのＥ０規格品

24 名札の着帯　現場代理人及び主任（監理）技術者は、工事期間中は次に定める様式例等による顔写真入り名札を着帯すること。（但し、請負額1,000万円以上の工事）



（注意事項）
①名札として使用する用紙（台紙）は白色、寸法は上図（名刺サイズ、縦5.5cm×横9.1cm）のとおりとする。
②顔写真（カラー写真）の寸法は縦4.0cm×横3.0cmとし、撮影する部分は胸から上の上半身とする。
③ケースの寸法は上記①の用紙（台紙）が入る大きさとする。

25 施工体制台帳の作成等　当該台帳を現場に備え付け、施工体系図を工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げること。

設計	工事名	門前学園屋内運動場等空調設備工事	
輪島市　教育委員会　教育総務課	図面名	建築改修工事仕様書　その１	図面番号　A-01

㉖ 排出ガス対策型建設機械 G
次に掲げる指定建設機械は、排気ガス対策型とする。
1）バックホウ
2）トラクターショベル
3）発動発電機
4）空気圧縮機
5）ローラ類
6）ホイールクレーン

㉗ 創意工夫等
工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や工事特性に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。

㉘ 保険の付与及び事故の補償
1）受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
2）受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。（法定外の労災保険を含む）
3）受注者は、建設業退職金共済制度の対象労働者数及び就労予定日数を的確に把握し、その掛金収納書の写しを工事請負契約締結１ヶ月以内及び工事完成時に、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。

㉙ 電子納品
※行う（「電子納品仕様書」による。）　・行わない
電子納品仕様書
1　電子納品とは、出来形管理資料や工事写真等の工事完成図書を電子データで納品するものである。
ここでいう電子データとは、下表に示す各種電子納品要領等で定めるフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

名　称
営繕工事電子納品要領（令和３年版）
官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】（令和３年版

基準・要領類のダウンロード　http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html
2　工事関係書類の最終成果品を、従来の紙での納品と別にCD-R、DVD-RまたはBR-Dで１部納品する。
3　工事着手時には、事前協議チェックシートを用いて事前協議を行うものとする。
工事関係書類の内、電子データで提出するものは、事前協議にて決定する。
4　発注者が行うCALS/EC電子納品に関する調査について協力を行うものとする。

㉚ 騒音振動の防止
低騒音（G）、低振動型建設機械を使用する。

31 隣接建物又は工作物の調査
※行う　・行わない

㉜ 敷地の状況確認
着工に先立ち地下に埋設されたガス管、電話ケーブル、給排水管及び架設物がないか関係機関の協力を得て確認し、報告するとともに事故を未然に防ぐよう留意する。

33 総合評価時における技術提案
「石川県建設工事総合評価方式試行要領」に基づく「技術提案」がある場合は、提案内容を本工事において確実に履行し、受注者は「技術提案履行状況報告書」を監督員に提出のうえ、履行状況の確認を受ける。なお、受注者の責任以外の理由等により、変更等の必要が生じた場合は、事前に監督員に協議する。

㉞ ダンプトラック等による過積載等の防止
1）積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2）さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3）過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受けること等、過積載を助長することのないようにすること。
4）取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5）建設発生土の処理及び資材の購入に当たって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6）「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（昭和42年８月２日法律第131号。）の目的に鑑み、法第１２条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体への加入者の使用を促進すること。
7）１から６につき、元請建設業者は下請建設業者を十分指導すること。

㉟ 景観への配慮
当該工事は、石川県公共事業景観形成ガイドラインに基づく重点事業であり、景観に配慮した工事施工に努めること。

２章　仮設工事

項目	特記事項
① 工事用水	構内既存の施設　・利用できる（※有償　・無償）　※利用できない
② 工事用電力	構内既存の施設　・利用できる（※有償　・無償）　※利用できない
③ 工事用道路	工事用道路（敷地内外）は良好なる維持管理を行い、使用後は請負者において速やかに原形に復旧すること。
4 指定仮設	指定仮設の適用　・仮囲い　・敷鉄板（※図示） 仮囲いは、下記により強風に対して倒壊、飛散等しない堅固な構造とし、事前に施工図を提出して監督員の承諾を受けること。 イ）材料　・鋼板　・亜鉛波形鉄板　・単管バリケード ロ）高さ　・1.8m　・2.0m　・3.0m ハ）塗装　・する　・しない　・塗装品 ニ）延長　・　m その他の指定仮設　・ （種別、規格、仕様）
⑤ 足場その他	1）外部足場 [2.2.1] (1) 足場の種類 ※枠組本足場（手すり先行足場） ・くさび緊結式足場（手すり先行足場） 足場を設ける場合は、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働省平成21年4月）の「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の(2)手すり据置又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 (2)　建枠・布枠

建　枠	・1,200枠	・900枠	・600枠
布　枠	・500布枠×２枚	※500＋240布枠 ・500布枠×１枚	・500布枠×１枚

(3)　防護シート等による養生
※設置する　※ネット状養生シート又は養生シート
・防音パネル　なお、出入口等の上部は必要に応じて防護柵を設ける。
・設置しない

2）内部足場 [2.2.1]
種別　・ローリング足場　※きゃたつ、足場板等

3）材料、撤去材の運搬方法 [2.2.1][表2.2.1]
・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　・Ｅ種

⑥ 既存部分の養生	既存部分の養生方法　・　※ビニールシート等 [2.3.1] 既存家具等の養生　・　※ビニールシート等 既存ブラインド・カーテン等の養生方法、保管場所　・図示 固定された備品、机、ロッカー等の移動　・行う（図示）		
7 仮設間仕切	1）仮設間仕切り種別 [2.3.2][表2.3.1]		

種別	下地	仕上げ材（厚さmm）	充填材(mm)	塗装
・Ａ種	※軽量鉄骨	※せっこうボード（※9.5　・　）	厚さ（　）	※無し
・Ｂ種	・木造	・合板（※９　・　）		・有り
※Ｃ種	単管	防炎シート		
仮設扉	※木製扉 ・	合板張り程度	・行う 厚さ（　）	※無し ・有り

8 監督員事務所	※設ける　・既存建物の一部を使用　・設けない [2.4.1]	
	監督員事務所の規模（m^2）	

種別	・１号	・２号	・３号	・４号	・５号
面積	10程度	20程度	35程度	65程度	100程度

	監督職員事務所に設ける備品等 ※保護帽　※墜落防止用器具　※長靴　※合羽　※原図大及びＡ３縮小の設計図面製本各２部 ※机　※椅子　※懐中電灯　・書棚　・黒板　・寒暖計　・
⑨ 快適トイレ（快適トイレ実施要領に基づく）	・ 快適トイレを設置すること ※ 監督員へ提案・協議し、快適トイレを設置することができる 快適トイレを設置した場合は設計変更の対象とし、「快適トイレ実施要領」により費用を計上する。
⑩ 危険物貯蔵所	シンナー等有機溶剤を使用する場合は、特に火災及び盗難について管理を徹底する。 [2.4.2]
11 仮設物撤去他	原形復旧の方法・内容　・ [2.5.1]
⑫ 公衆災害防止等	建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）及び建設副産物適正処理推進要綱等関係規定を順守して災害の防止に努めることとする。

３章　防水改修工事

項目	特記事項
1 一般事項	降雨等に対する養生　・ [3.1.3] 改修工法の種類　・ [表3.1.1]

2 アスファルト防水
1）防水改修工法の種類 [3.3.3]

	防水改修工法の種類	施工箇所	新規防水工法の種別
保護防水	・Ｐ１Ｂ ・Ｐ１ＢＩ　・Ｔ１ＢＩ ・Ｐ２ＡＩ ・Ｐ２Ａ		・Ｂ－１　※Ｂ－２ ・ＢＩ－１　※ＢＩ－２ ・ＡＩ－１　※ＡＩ－２　・ＡＩ－３ ・Ａ－１　※Ａ－２　・Ａ－３
露出防水	・Ｍ４Ｃ ・Ｐ０Ｄ ・Ｐ０ＤＩ　・Ｍ４ＤＩ		・Ｃ－１　※Ｃ－２　・Ｃ－３　・Ｃ－４ ・Ｄ－１　※Ｄ－２ ・ＤＩ－１　※ＤＩ－２
屋内防水	・Ｐ１Ｅ　・Ｐ２Ｅ		・Ｅ－１　※Ｅ－２

2）アスファルトの種類　※３種　・４種 [3.2.2][3.3.2]
3）二重ドレン　・設ける（・ＰＯＤ工法　・ＰＯＤＩ工法） [3.2.5]
4）既存露出防水層表面の仕上げ塗装の除去（Ｍ４Ｃ工法、Ｍ４ＤＩ工法）・行う [3.2.6]
5）断熱工法の断熱材の厚さ（mm）　※25　・ [3.3.2]
断熱材はグリーン購入法における特定調達品目を使用すること
6）立上り部防水層保護 [3.3.2]
・市販品のれんが、又はれんが形コンクリートブロック（見え隠れ部分）
・乾式保護材
7）仕上げ塗料塗り（Ｃ－１、Ｃ－３、Ｄ－１、Ｄ－３、ＤＩ－１、ＤＩ－２）
※有り（・シルバー　・カラー　）　使用量は製造所標準仕様
8）屋上排水溝　・図示（水勾配は1/200以上とする）

3 改質アスファルトシート防水
1）防水改修工法の種類 [3.4.3][表3.4.1～3]

	防水改修工法の種類	施工箇所	新規防水工法の種別
密着工法	・Ｍ４ＡＳ		・ＡＳ－Ｔ１ ・ＡＳ－Ｔ２ ・ＡＳ－Ｊ２
絶縁工法	・Ｍ３ＡＳ ・Ｐ０ＡＳ		・ＡＳ－Ｔ３ ・ＡＳ－Ｔ４ ・ＡＳ－Ｊ１ ・ＡＳ－Ｊ３
断熱工法	・Ｍ３ＡＳＩ ・Ｍ４ＡＳＩ ・ＰＯＡＳＩ		・ＡＳＩ－Ｔ１ ・ＡＳＩ－Ｊ１

2）二重ドレン [3.2.5]
・設ける（・ＰＯＡＳ工法　・ＰＯＡＳＩ工法）
3）既存露出防水層表面の仕上げ塗装の除去（Ｍ４ＡＳ工法、Ｍ４ＡＳＩ工法） [3.2.6]
・行う
4）断熱工法の断熱材の厚さ（mm） [3.4.2]
※25　・
5）下地に部分的に密着又は接着を行う工法 [3.4.4]
※製造所の標準仕様

4 合成高分子系ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ防水
1）防水改修工法の種類 [3.5.3]

	防水改修工法の種類	施工箇所	新規防水工法の種別
接着工法	・ＰＯＳ ・Ｓ４Ｓ ・Ｓ３Ｓ ・Ｍ４Ｓ ・Ｐ１Ｓ		・Ｓ－Ｆ１ ・Ｓ－Ｆ２ ・Ｓ－Ｃ１
機械的固定方法	・ＰＯＳ ・Ｓ４Ｓ ・Ｓ３Ｓ ・Ｍ４Ｓ		・Ｓ－Ｍ１ ・Ｓ－Ｍ２ ・Ｓ－Ｍ３
断熱工法	・ＰＯＳＩ ・Ｓ４ＳＩ ・Ｓ３ＳＩ ・Ｍ４ＳＩ		・ＳＩ－Ｆ１ ・ＳＩ－Ｆ２ ・ＳＩ－Ｍ１ ・ＳＩ－Ｍ２

2）仕上げ塗料塗り（Ｓ－Ｆ１、ＳＩ－Ｆ１、Ｓ－Ｍ１、ＳＩ－Ｍ１の場合）
・シルバー　・カラー
3）新規防水層の仕様分類
・非歩行　・軽歩行
4）断熱材はグリーン購入法における特定調達品目を使用すること。G [3.5.2]
・架橋形発泡ポリエチレンフォーム　厚さ（　）mm
・押出法ポリエチレンフォーム３種Ｂ　厚さ（　）mm
5）PCｺﾝｸﾘｰﾄ部材下地 [3.5.4]
目地処理（接着工法）　※図示
入隅部の増張り（種別Ｓ－Ｆ１の場合）　・行う（幅　mm程度）
6）二重ドレイン（ＰＯＳ、ＰＯＳＩ）　※設ける

5 ウレタン系塗膜防水
1）防水改修工法の種類 [3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1]

防水改修工法の種類	施工箇所	新規防水層の種別	仕上げ塗料塗り
・ＰＯＸ		※Ｘ－１　・Ｘ－２	・シルバー
・Ｌ４Ｘ		・Ｘ－１　※Ｘ－２	・カラー

2）二重ドレン（・ＰＯＸ工法の場合）・設ける [3.2.5]
3）既存露出防水層表面の仕上げ塗装の除去（Ｌ４Ｘ工法の場合）　・行う [3.2.6]

6 シーリング
1）改修方法の種類 [3.1.4][表3.1.2][3.7.4～7]

改修方法の種類	施工箇所
・シーリング充填工法	
・シーリング再充填工法	
・拡幅シーリング再充填工法	
・ブリッジ工法	

2）バンドブレーカー張り及びエッジング材張り（ブリッジ工法の場合） [3.7.7]
3）シーリング材の種類及び施工箇所 [3.7.2][表3.7.1]
下表以外は、改修標仕表３．７．１を標準とする

施工箇所	シーリング材の種類（記号）

4）接着性試験　※簡易接着性試験（対象部位　） [3.7.8]
5）撤去既存ｼｰﾘﾝｸﾞの処理
事前調査等
現場においてサンプルを採取し、専門分析機関で分析を行う。
採取箇所　※外壁目地　・建具周囲目地　・図示
採取箇所数　・部位が異なる毎に１箇所　・図示
分析によりＰＣＢの含有が確認された場合は施工調査等を行い、適切に処理を行う。
施工調査等
調査範囲　※今回改修工事範囲全て　・図示
調査内容　シーリング使用部位及び長さの確認
施工範囲と工事管理区分の確認
仮設計画
廃棄物等の搬出方法

7 防水工事の保証
防水工事は責任施工とし、下記による保証書を提出する。

施工箇所	種別	年限	施工箇所	種別	年限
屋根		１０年			
洗面、浴室、便所		５年			

8 とい
1）材種 [3.8.2][表3.8.1]
※配管用鋼管　・硬質塩化ビニル管（・ＶＰ　・ＲＦ－ＶＰ）G
2）鋼管製といの防露巻き [3.8.3][表3.8.3～4]
※「改修標仕」表3.8.4による
3）防露材のホルムアルデヒド放散量
※規制対象外　・第三種　・次の箇所は行わない（　）
4）たてとい受け金物の取付け [3.8.3]
※図示　・「標仕」13.5.2(2)及び13.5.3(4)(ｲ)による

9 アルミニウム製笠木
1）オーブン形式アルミニウム製笠木の種類 [3.9.2～3][表3.9.1]

種類	板厚(mm)	表面処理及び色合い	固定間隔	下地補修
・100型	・1.5以上	※A-1又はB-1種（無着色）	建築基準法に基づき指定する条件により施工計画書に定める	※行う（図示）
・250型	・1.6以上	B-2種		・行わない
・300型	・1.8以上	・ブラウン系		
・350型	・2.0以上	・ブラック		
		・ステンカラー		

2）既存笠木等の撤去　・行う（範囲　※図示　・　） [3.9.3]
3）板材折曲げ形アルミニウム製笠木の取付方法
固定金具は「改修標仕」3.9.3(2)(ｱ)とし、それ以外の取付方法は図示による。

４章－１　外壁改修工事共通事項

項目	特記事項
1 調査	調査範囲　※外壁全面　・図示の範囲 [1.6.2] ・既存外壁仕上げ材等撤去後の躯体面（仕上げ材等撤去範囲） 調査内容 ひび割れの幅及び長さを壁面に表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び錆汁の流出の有無を調査する。 コンクリート、モルタル及びタイル等のはがれ及びはく落部を壁面に表示する。 また、欠損部の寸法形状等を調査する。 モルタル及びタイルの浮き部分を壁面に表示する。 仕上げ塗材等の劣化部分、はく落部分等を壁面に表示する。 また、既存塗膜と新規上塗り材との適合性を確認する。 調査報告書の部数　※２部
2 改修使用材料	可とう性エポキシ樹脂 [4.2.4][4.3.5][4.4.5]

項目	引張り強さ（N/mm²）	伸び（%）	引張り接着性	
			最大引張り応力（N/mm²）	破断時の伸び（%）
常温特性	1.0以上	30.0以上	1.0以上	10.0以上
低温性	1.0以上	30.0以上		
加熱変化	1.0以上	30.0以上		

比　重	表示値：±0.10
押出し性	60秒　以下
スランプ	3.0mm　以下
加熱減量	5.0%　以下
その他	1）均質で有害と認められる異物の混入がないこと。 2）対象とする被着体を浸さず、かつ、周囲を汚損しないこと。 3）常温常湿（温度5℃～35℃、湿度45%～85%）において製造所の指定する期間又は製造後６か月間保存した後にあっても、品質・性能の各項目に適合していること。

ポリマーセメントモルタル [4.2.4][4.3.5][4.4.5]

項目	曲げ強さ（N/mm²）	圧縮強さ（N/mm²）	接着強さ（N/mm²）		
			標準時	湿潤時	低温時
性能	6.0以上	20.0以上	1.0以上	0.8以上	0.5以上

表面状態	だれの下がり量は5mm以内かつ、ひび割れの発生がないこと。
透水性	裏面の濡れ、水滴の付着がないこと。
その他	ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙに用いる高分子ｴﾏﾙｼｮﾝは、常温常湿において製造後６ヶ月保存しても変質しないこと。

パテ状エポキシ樹脂 [4.2.4][4.3.5][4.4.5]

項目	初期硬化性（N/mm²）	接着強さ（N/mm²）	圧縮強さ（N/mm²）	曲げ強さ（N/mm²）	硬化収縮率（%）
品質	標準：2.0以上	標準：6.0以上	50.0以上	30.0以上	3.0以下

その他	1）均質で有害と認められる異物の混入がないこと。 2）対象とする被着体を浸さず、かつ、周囲を汚損しないこと。 3）常温常湿（温度5℃～35℃、湿度15%～85%）において製造所の指定する期間又は製造後６か月間保存した後にあっても、品質・性能の各項目に適合していること。 4）　試験方法はJIS A6024（建築補修用注入ｴﾎﾟｷ樹脂）に準ずる。

エポキシ樹脂モルタル [4.2.4][4.3.5][4.4.5]

項目	接着強さ（N/mm²）	圧縮強さ（N/mm²）	曲げ強さ（N/mm²）
品質	1.0以上	20.0以上	10.0以上

その他	1）こて塗りが容易で、かつ、硬化後の仕上がりが良好であること。 2）形状に異常がなく、だれが生じない。 3）均質で有害と認められる異物の混入がないこと。 4）「労働安全衛生法」に基づく「有機溶剤中毒予防規則」に規定された第一種有機溶剤を使用しないこと。 5）常湿常湿（温度20±1.5℃、湿度65±20℃）において製造所の指定する期間又は製造後６か月間保存した後にあっても、品質・性能の各項目に適合していること。

ポリマーセメントスラリー [4.2.4][4.3.5][4.4.5]

項目	注入性		保水性	長さ	引張り接着性	曲げ性能	吸水性	耐久性
	広がり速度（cm/s）	粘調整（粘調係数）	（保水係数）	変化率（収縮）（%）	（28日材齢）（N/mm²）	（28日材齢）（N/mm²）	（72時間）（%）	（劣化曲げ強さ）（N/mm²）
品質	3以上	0.05～1.00	0.35～0.55	3以下	0.5以上	5.0以上	15以下	5.0以上

吸水調整材 [4.2.4][4.3.5][4.4.5]

項目	全固形分（%）	吸水量（g）	接着強度（N/mm²）	界面破断率（%）
品質・性能	表示値±1%以内	30分間で1g以下	0.98以上	50以下

均質で有害と認められる異物の混入がないこと。

既製調合モルタル [4.2.4][4.3.5][4.4.5]

項目	保水率（%）	単位容積質量（kg／ｌ）	接着強さ（N/mm²）		長さ変化率（%）	曲げ強さ（N/mm²）
			標準時	温冷繰返し後		
品質・性能	70.0以上	1.8以上	0.6以上	0.4以上	0.2以下	4.0以上

４章－２　コンクリート打放し仕上げ外壁改修工事

項目	特記事項
1 ひび割れ部改修工法	※樹脂注入工法 [4.1.4][4.2.5]

注入工法の種類	ひび割れ幅（mm）	注入口間隔（mm）	注入量（ml/m）
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0以下	※200～300	※
		・	・
・手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.3以下	※50～100	※40
	0.3超え～0.5以下	※100～200	※70
・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.5超え～1.0以下	※150～250	※130
		・	・

注入材料 [4.2.4]
※建築補修用注入エポキシ樹脂（JIS A6024低粘度形又は中粘度形）
検査（コア抜取り） [4.2.5]
※行わない
・行う　抜取り部の補修方法
※充填工法（・ｴﾎﾟｷｼ樹脂ﾓﾙﾀﾙ　・ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙ） [4.2.8]

・Ｕカットシール材充填工法 [4.1.4][4.2.4][4.2.6]

充填材料	種別	備考
・シーリング材	※１成分形又は２成分形 ポリウレタン系シーリング材 ・	ポリマーセメントモルタルの充填 ※行わない　・行う
・可とう性エポキシ樹脂	4.2.4による	

・シール工法 [4.1.4][4.2.4][4.2.7]
シール材料
・パテ状エポキシ樹脂　(4.2.4による)
・可とう性エポキシ樹脂（4.2.4による）

2 欠損部改修工法 ※充填工法 [4.1.4][4.2.4][4.2.8]
充填材料
・エポキシ樹脂モルタル　(4.2.4による)
・ポリマーセメントモルタル（4.2.4による）

４章－３　モルタル塗り仕上げ外壁改修工事

項目	特記事項
1 既存モルタル塗りの撤去	・行う（※全面　・図示の範囲） ・既存モルタル撤去工法（範囲は図示　撤去部分の補修は、３．欠損部改修工法による）
2 ひび割れ部改修工法	※樹脂注入工法 [4.1.4][4.3.2][4.3.6]

注入工法の種類	ひび割れ幅（mm）	注入口間隔（mm）	注入量（ml/m）
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0以下	※200～300	※
		・	・
・手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.3以下	※50～100	※40
	0.3超え～0.5以下	※100～200	※70
・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.5超え～1.0以下	※150～250	※130
		・	・

注入材料 [4.3.5]
※建築補修用注入エポキシ樹脂（JIS A6024低粘度形又は中粘度形）
検査（コア抜取り） [4.2.5]
※行わない
・行う　抜取り部の補修方法
※充填工法（・ｴﾎﾟｷｼ樹脂ﾓﾙﾀﾙ　・ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙ） [4.2.8]

・Ｕカットシール材充填工法 [4.1.4][4.2.6][4.3.5][4.3.7]

充填材料	種別	備考
・シーリング材	※１成分形又は２成分形 ポリウレタン系シーリング材 ・	ポリマーセメントモルタルの充填 ※行わない　・行う
・可とう性エポキシ樹脂	4.3.5項改修使用材料による。	

・シール工法 [4.1.4][4.2.7][4.3.5][4.3.8]
シール材料
・パテ状エポキシ樹脂　(4.3.5による)
・可とう性エポキシ樹脂（4.3.5による）

3 欠損部改修工法 ・充填工法 [4.1.4][4.2.8][4.3.5][4.3.9]
充填材料　※　ポリマーセメントモルタル（4.3.5による）
・モルタル塗替え工法 [4.1.4][4.2.8][4.3.5][4.3.10]
塗替え材料　※　「改修標仕」4.3.5（5）による
仕上げ厚さは全塗厚が25mmを超える場合の処置
※適用する（範囲は図示）
※ステンレス製アンカーピンを縦横200mm程度の間隔に打ち込み、ステンレスラス等を張る。
・図示
既製目地材　・適用する　（形状　※図示　・　） [4.3.5]

設計
輪島市　教育委員会　教育総務課

工事名　門前学園屋内運動場等空調設備工事
図面名　建築改修工事仕様書　その２
図面番号　A-02

4 浮き部改修工法　モルタルを撒去しない場合　[4.1.4][4.3.5][4.3.11～16][表4.3.5～6]

改修工法の種類	ｱﾝｶｰﾋﾟﾝの本数（本/m²） 一般部	ｱﾝｶｰﾋﾟﾝの本数（本/m²） 指定部	注入口の箇所数（箇所/m²） 一般部	注入口の箇所数（箇所/m²） 指定部	充填量又は注入量（ml/箇所）
・アンカーピンニング部分 エポキシ樹脂注入工法	※16 ・	※25 ・			※25 ・
・アンカーピンニング全面 エポキシ樹脂注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※25 ・
・アンカーピンニング全面 ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙｰ注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※50 ・
・注入口付ｱﾝｶｰﾋﾟﾝﾆﾝｸﾞ部分 エポキシ樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・			※25 ・
・注入口付ｱﾝｶｰﾋﾟﾝﾆﾝｸﾞ全面 エポキシ樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	※25 ・
・注入口付ｱﾝｶｰﾋﾟﾝﾆﾝｸﾞ全面 ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙｰ注入工法	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	※50 ・

アンカーピン
材質　※ステンレスSUS304、呼び径４mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの　[4.3.5]
注入口付アンカーピン
材質　※ステンレスSUS304、呼び径外径６mm　[4.3.5]

４章－４　タイル張り仕上げ外壁改修工事

項目	特記事項
1 既存タイル張りの撤去	・外壁タイル張り全面　・図示の範囲 撤去範囲　※下地モルタルまで　・張付けモルタルまで
2 ひび割れ部改修工法	改修箇所　※既存タイル張り面 ・既存タイル撤去面（・コンクリート面　・モルタル面） ※樹脂注入工法　[4.1.4][4.2.5][4.4.5～6]

注入工法の種類	ひび割れ幅（mm）	注入口間隔（mm）	注入量（ml/m）
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0以下	※200～300	※ ・
・手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.3以下	※50～100	※40
	0.3超え～0.5以下	※100～200	※70
・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.5超え～1.0以下	※150～250	※130
		・	・

注入材料　[4.4.5]
※建築補修用注入エポキシ樹脂（JIS A6024低粘度形又は中粘度形）
検査（コア抜取り）　※行わない　[4.2.5]
・行う（抜取り部の補修方法：　）
・Uカットシール材充填工法（既存タイル張り撤去面）　[4.1.4][4.2.4][4.2.6]

充填材料	種別	備考
・シーリング材	※１成分形又は２成分形 ポリウレタン系シーリング材 ・	ポリマーセメントモルタルの充填 ※行わない　・行う
・可とう性エポキシ樹脂	4.2.4による	

3 欠損部改修工法　・タイル部分張替え工法
張付け材料
※ポリマーセメントモルタル
・接着剤（JIS A 5557に基づく一液反応硬化形の変成シリコーン樹脂系）
・タイル張替え工法
張付け材料
・張付けモルタル（・現場調合　・既調合）
・接着剤（JIS A 5557に基づく一液反応硬化形の変成シリコーン樹脂系）

4 浮き部改修工法　タイルを撒去しない場合　[4.1.4][4.4.5][4.4.9～15][表4.3.5～6]

改修工法の種類	ｱﾝｶｰﾋﾟﾝの本数（本/m²） 一般部	ｱﾝｶｰﾋﾟﾝの本数（本/m²） 指定部	注入口の箇所数（箇所/m²） 一般部	注入口の箇所数（箇所/m²） 指定部	充填量又は注入量（ml/箇所）
・アンカーピンニング部分 エポキシ樹脂注入工法	※16 ・	※25 ・			※25 ・
・アンカーピンニング全面 エポキシ樹脂注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※25 ・
・アンカーピンニング全面 ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙｰ注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※50 ・
・注入口付ｱﾝｶｰﾋﾟﾝﾆﾝｸﾞ部分 エポキシ樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・			※25 ・
・注入口付ｱﾝｶｰﾋﾟﾝﾆﾝｸﾞ全面 エポキシ樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	※25 ・
・注入口付ｱﾝｶｰﾋﾟﾝﾆﾝｸﾞ全面 ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙｰ注入工法	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	※50 ・
・注入口付ｱﾝｶｰﾋﾟﾝﾆﾝｸﾞ ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入ﾀｲﾙ固定工法	・	・	・	・	・

アンカーピン
材質　※ステンレスSUS304、呼び径４mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの　[4.3.5]
注入口付アンカーピン
材質　※ステンレスSUS304、呼び径外径６mm　[4.3.5]

４章－５　仕上塗材仕上げ外壁改修工事

項目	特記事項
1 既存塗膜等の除去及び下地処理	既存塗膜の劣化部の除去及び下地処理の工法　[4.5.4][4.5.4～7]

工法	処理範囲	ひび割れ部等の補修
※サンダー工法	※既存仕上げ面全体　・	・ひび割れ部改修工法
・高圧水洗工法	※既存仕上げ面全体　・	・浮き部改修工法
・塗膜はく離剤工法	※既存仕上げ面全体　・	・欠損部改修工法
・水洗い工法	※上記処理範囲以外の既存仕上げ面全体 ・	

2 下地調整材　※下地調整塗材　・ポリマーセメントモルタル　[4.5.4]

3 ﾏｽﾁｯｸ塗材塗り　種別及び凸面処理仕上げ　[4.6.2][表4.6.1]

種別	仕上げ	仕上材塗り
・A種	・凸面処理仕上げ	・アクリル樹脂エナメル
・B種	・	・つや有合成樹脂エマルションペイント

5章　建具改修工事

項目	特記事項
1 一般事項	①改修工法　・かぶせ工法　・撤去工法　[5.1.3] 新規建具周囲の補修工法及び範囲　・ ②防犯建物部品　※建具表による　[5.1.7] ③防火戸　[5.1.4] 防火性能　・防火設備　（建具番号　） ・特定防火設備　（建具番号　） 防火戸の閉鎖機構　・自動閉鎖機構　（建具番号　） ・ヒューズ装置と連動　（建具番号　） ・熱感知器と連動　（建具番号　） ・煙感知器と連動　（建具番号　）
	④見本の製作等　[5.1.5] ・建具見本の製作　（建具番号　） ・特殊な建具の仮組　（建具番号　）
	⑤建具回り等の充填モルタル 防水剤（モルタルに混入する防水剤の品質）　[6.15.3]

項目	混合割合	凝結及び安定性（JIS R 5201） 凝結時間	凝結及び安定性（JIS R 5201） 安定性	曲げ及び圧縮強度比(%)	吸水比(%)	透水比(%)
品質	セメント質量の５%以下	始発1時間以上 終結10時間以内	収縮性、膨張性のひび割れ そりがないこと	70以上	95以下	80以下

⑤取付け調整等　[5.1.6]
・ブラインド　：
・カーテンボックス　：

2 アルミニウム製建具　外部に面する建具の性能等級　[5.2.2][5.2.4][表5.2.1]

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み（mm）	施工箇所
・A種	S－4	※A－3	※W－4	※70((注)共)	
・B種	S－5	・	・	・	
・C種	S－6	A－4	W－5	100	

防音ドアセット　※適用は建具表による
断熱ドアセット　※適用は建具表による
耐震ドアセット　※適用は建具表による
表面処理　[5.2.4][表5.2.2]

施工箇所	種別	色合い等
外部建具	※ＢＢ－１種	無着色
	・ＢＢ－２種	※標準色（・ブラウン系　・ブラック　・ステンカラー）
	・	・
内部建具	※AC-1種又はBB-1種	無着色
	・AC-2種又はBB-2種	※標準色（・ブラウン系　・ブラック　・ステンカラー）

3 網戸　防虫網　[5.2.3～4]
網の種別　・合成樹脂製　※ガラス繊維入り合成樹脂製　・ステンレス製（SUS316）
形式　※外部可動式　・固定式

4 樹脂製建具　1）外部に面する建具の性能値等　[5.3.2][5.3.4][表5.3.1]

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み（mm）	施工箇所
・A種	S－4	A－4	※W－4	・60　・80	
・B種	S－5		W－5	・100	
・C種	S－6			・125	

2）表面色　※白色　・（　）　[5.3.4]
3）ガラス　※複層ガラス　・単層ガラス　・三重ガラス　[5.3.3]

5 鋼製建具　1）簡易気密扉の簡易気密型ドアセット性能値　[5.4.2][表5.4.1]
※適用する（適用箇所は建具表による）
2）外部に面する建具の耐風圧性　[5.4.2][表5.2.1]
・S－4　・S－5　・S－6
3）材料　※JIS G3302(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)
・
4）鋼板類の厚さ（１枚の戸の有効開口幅 950㎜、又は有効高さ 2,400㎜を越える場合）
※下表以外は表５．４．２による　[5.4.4][表5.4.2]

区分		使用箇所	厚さ（mm）
窓	枠類	外部の下枠、水切り板	2.3
出入口	枠類	外部に面するスイングドアの建具	2.3
	戸	中骨	2.3

・　図示

6 標準型鋼製建具　簡易気密型ドアセットの性能値の適用は建具表による　[5.4.2][5.4.6]
・適用する（適用箇所は建具表による）　[表5.4.1]
外部に面する建具の耐風圧性　[5.4.2][5.4.6][表5.2.1]

耐風圧性	施工箇所
・S－4	
・S－5	
・S－6	

7 鋼製軽量建具　簡易気密型ドアセットの性能値の適用は建具表による　[5.5.2]

8 標準型鋼製軽量建具　簡易気密型ドアセットの性能値の適用は建具表による　[5.5.2][5.5.6]

9 ステンレス製建具　簡易気密型ドアセットの性能値の適用は建具表による　[5.4.2][5.6.2]
外部に面する建具の耐風圧性　[表5.4.1][表5.2.1]

耐風圧性	施工箇所
・S－4	
・S－5	
・S－6	

10 木製建具　建物内部の木製建具に使用する表面材及び接着剤のホルムアルデヒドの放散量　[5.7.2]
※規制対象外　・第三種
フラッシュ戸の表面材の種類
※天然木化粧合板
かまち戸の樹種　かまち（　）　鏡板（　）　[16.7.2]
ふすまの上張り　※新鳥の子又はビニル紙程度　・鳥の子　[表5.7.3]
枠及び framework の材料　[5.7.2]
枠　※ 木製枠　・鋼製枠
framework　・ 木製　・ ステンレス製

11 建具金物　1）材質、形状及び寸法　[5.8.2][表5.8.1]
シリンダーサイド　外側　・　※シリンダー
内側　・　※サムターン
軸吊りヒンジの自閉装置機能　・適用する　・適用しない
ドアクローザーのディレードアクション　・適用する　・適用しない
戸当りのあおり止めの付き　・適用する　・適用しない
レバーハンドルのバックセット　・　※64mm
2）鍵　[5.8.4]
マスターキー　・製作する　※製作しない（但し既設マスターキーに合わせる）
3）鍵箱　・適用する

12 自動ドア開閉装置　自動ドアの開閉機構　[5.9.2][表5.9.4]

開閉方法	検出装置の種類
※スライディングドア ・スイングドア	※光線（反射）センサー　・電波センサー　・タッチスイッチ ・熱線センサー　・音波センサー　・押しボタンスイッチ ・多機能トイレスイッチ　・光電センサー

凍結防止措置　・行う（　）　・行わない　[5.9.2]

13 重量シャッター　1）形式及び機構　[5.11.2][表5.11.1]

種類	開閉機構	危害防止機構	ｼｬｯﾀｰｹｰｽ
・管理用シャッター ・外壁用防火シャッター ・屋内用防火シャッター ・防煙シャッター	※上部電動式 （手動併用） ・上部手動式	※障害物感知装置 （自動開錠型） ・	※設ける ・設けない

外部に面するシャッターの耐風圧強度　・耐風圧性能　N/m²

14 軽量シャッター　開閉形式　※手動式　・上部電動式（手動併用）　[5.12.2][表5.12.1]
外部に面するシャッターの耐風圧強度
耐風圧性能（　）N/m²　[5.12.2]
スラット　厚さ（mm）　※0.5　・0.8　[5.12.3][表5.12.2]
材質　※ JIS G3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板又は鋼帯）
・ JIS G3322（塗装溶融55%ｱﾙﾐﾆｳﾑ-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯）
形状　※ インターロッキング形　・ オーバーラッピング形　[5.12.4]
ガイドレール等　※鋼板製　・ステンレス製SUS304（厚さ1.5mm）　[表5.12.2]

15 ｵｰﾊﾞｰﾍｯﾄﾞﾄﾞｱ　形式及び機構　[5.13.2～3][表5.13.1]

セクション材料	開閉方式	収納形式	ガイドレールの材料
※スチールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバーグラスタイプ	※バランス式 ・チェーン式 ・電動式	・スタンダード形 ・ローヘッド形 ・ハイリフト形 ・バーチカル形	・溶融亜鉛めっき鋼板 ※ステンレス鋼板 （SUS304）

耐風圧性能（　）N/m²

16 ガラス　[5.13.2]
ガラスの厚さ・構成等については建具表により、その他ガラス性能等は下記による。
・合わせガラス
特性による種類　※Ⅱ－１類　・　（JIS R 3205）
・強化ガラス

材料板ガラスによる種類	衝撃特性による種類（JIS R 3206）
※フロート強化ガラス ・型板強化ガラス	Ⅲ類　（曲面は１類）

・熱線吸収板ガラス

板ガラスによる種類	日射熱取得率	色調
※熱線吸収フロート板ガラス	２種	・ブルー　・グレー　・ブロンズ ・グリーン

・複層ガラス

種類	断熱性、日射遮へい性による区分
・断熱複層ガラス	※Ｕ３－１　・Ｕ３－２　・Ｕ１　・Ｕ２
・日射熱遮へい複層ガラス	・Ｅ４　・Ｅ５

・熱線反射板ガラス

品種	反射皮膜面	材料板ガラスの種類	色調	映像調整
※熱線反射ガラス ・高性能熱線反射ガラス	※内面　・外面 内面	・フロート板ガラス ・熱線吸収フロート板ガラス ・強化ガラス ・倍強度ガラス	・ブルー ・グレー ・ブロンズ ・シルバー	※行わない ・行う

・倍強度ガラス

材料板ガラスによる種類の名称	色調
※ フロート倍強度ガラス	
・熱線吸収倍強度ガラス	・グレー　・ブルー　・ブロンズ

17 ガラス留め材　[5.13.2][表3.7.1]

建具の種類	種類
アルミニウム製	※シーリング材　・ガスケット（ＦＩＸ部はシーリング材）
鋼製及び軽量鋼製	※シーリング材
ステンレス製	※シーリング材

18 ガラス溝　板ガラスをはめ込む溝の大きさ　[5.14.3]
※「改修標仕」図5.14.1による。ただし、強化ガラス及び倍強度ガラスを使用する場合は性能値等が確認できる資料を監督職員に提出し、承諾を受ける。

19 ガラスブロック積み　ガラスブロック　[5.14.5]

寸法（mm） 呼び寸法	寸法（mm） 厚さ	表面形状 色調	表面形状 パターン	性能等 防火性能	性能等 耐火性能
		※クリア	・	※無し ・	※無し ・

壁用金属枠及び補強材　[5.14.5]

壁用金属枠の種類	規格及び補強材等
※アルミニウム製	※ 改修共仕5.2.3のアルミニウム製建具の材料による
	・

化粧目地モルタルの色　※モルタル色　[5.14.5]
シーリング材料　[5.14.5][3.7.2][表3.7.1]
下表以外は改修標仕表3.7.1による

被着体の組合せ	シーリング材の種別 記号	主成分による区分	耐久性による区分

ただし、防火区画等に用いる場合は建築基準法に基づく規定に定められたもの、または認定を受けた条件による。

20 ガラス用フィルム

名称	記号	張り面
・衝撃破壊対応ガラス飛散防止フィルム	ＧＩ	※内張り　・外張り
・層間変位破壊対応ガラス飛散防止フィルム	ＧＤ	
・		

品質　JIS A 5759による

６章　内装改修工事

項目	特記事項
① 床改修一般事項	1）工法　[6.2.2] (1)ビニル床シート等の除去 ※仕上げ材のみ（接着剤とも）　・下地モルタルとも（※図示の範囲　・除去範囲全て） 合成樹脂塗り床材の除去工法 ・機械的除去工法　・目荒工法 (2)改修後の床清掃範囲　※改修箇所の室内　・
② 壁改修一般事項	1）工法　[6.1.3][6.3.2] (1)既存壁撤去に伴う当該壁の取り合う天井、壁、床の改修範囲 ※壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・図示の範囲 (2)天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井の改修範囲 ※壁面より両側600㎜程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・図示の範囲 (3)間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修 ※図示 ・モルタル塗り 仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の処置 ・適用する（範囲は図示） ※ステンレス製アンカーピンを縦横200mm程度の間隔に打ち込み、ステンレス等を張る ・図示 2）新設壁下地　・木製壁下地　・軽量鉄骨壁下地
③ 天井改修一般事項	1）工法　[6.1.3][6.4.2] (1)天井の撤去に伴う取り合い部の壁面の改修 ※既存のまま　・図示の範囲 2）新設天井下地　・木製天井下地　・軽量鉄骨天井下地

4 ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ張り　G　材料　[6.8.2]

種類	JISの記号	色柄	厚さ・高さ（mm）
※発泡層のないもの	※ＦＳ　・	※無地　・マーブル柄	※2.0　・2.5
・発泡層のあるもの	・ＨＳ	※柄物　・無地	・
・	・		・
・	・		・
・ビニル幅木			※60　・

工法　※熱溶接工法　・突付け（施工箇所：　）　[6.8.3]

5 ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ張り　G　材料　[6.8.2]
ビニル床タイル

種類	JISの記号	厚さ・高さ（mm）
※コンポジションビニル床タイル（半硬質）	ＫＴ	※2　・
・複層ビニル床タイル	ＦＴ	・
・ビニル幅木		※60　・

視覚障がい者用床タイル
※塩化ビニル系　※300×300　ブロックパターンは
・磁器又はせっ器タイル　・　JIS T 9251による
帯電防止床タイル

種類	厚さ	性能
・コンポジションビニル床タイル	※2.0	体積抵抗値（JIS K 6911による）
・ホモジニアスビニル床タイル	※4.0又は4.5	1.0×10¹⁰Ω以下、または、
・		漏えい抵抗値（JIS A 1454による）
		1.0×10¹⁰Ω未満

6 接着剤　[6.5.3～4][6.8.2][6.9.3]
木工事に使用する接着剤に含まれる可塑剤は、難揮発性とする。
壁紙施工用でん粉系接着剤、ユリア樹脂等を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量
※規制対象外　・第三種　[6.11.4～5][6.13.2][6.14.2][6.16.4]

7 床板張り用合板等　G　ホルムアルデヒドの放散量　[6.5.2]
※規制対象外　・第三種
下張り用床板及び畳下床板の材料　[6.5.2][表6.5.8]

使用区分	材料	厚さ（mm）
下張り用床板の材料	※合板　G	※12
畳下床板	・パーティクルボード　G	・
	・繊維板（ＭＤＦ）　G	・

8 合成樹脂塗り床　[6.10.3][表6.10.4～8]

種別		仕上げの種類
厚膜型	・弾性ウレタン樹脂系塗床材	※平滑仕上げ　・防滑仕上げ　・つや消し仕上げ
	・エポキシ樹脂系塗床材	※薄膜流し展べ工法（※平滑　・防滑） ・厚膜流し展べ工法（※平滑　・防滑） ・樹脂モルタル工法（※平滑　・防滑）
薄膜型	・エポキシ樹脂系塗床材	※平滑仕上げ ・

9 ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ張り　G　材料、工法　[6.11.2～6][表6.11.1～6]

品名	樹種	工法	厚さ(mm)	大きさ寸法（mm）	種別
・ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞﾎﾞｰﾄﾞ	・なら ・ひのき ・ぶな	・釘留め工法（根太張） ・釘留め工法（直張り） ・接着工法	・15 ・12以上 ・8以上	・巾75 長さ400以上 ・	
・ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞﾌﾞﾛｯｸ	・能登ひば	緩衝材裏打	・図示	・既存同材	
・複合ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ	・既存同材	・特殊張り	・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種		

10 畳敷き　材料　[6.12.2][表6.5.8][表6.12.1]

下地の種類	畳の種別
「改修標仕」表6.5.8による床組	・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種（畳床・　）
ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ床下地	※Ｃ種　・Ｄ種（畳床・　）

11 カーペット敷き　G　材料　[6.9.2～3]
防炎性能は、消防法で定める防炎性能を有し、登録されたものとする。
・織じゅうたん　[6.9.3][表6.9.1]

織り方	種別	パイル形状	色柄	帯電圧
・ｳｨﾙﾄﾝｶｰﾍﾟｯﾄ	・Ａ種	・カットパイル	※単一色（無地）	人体帯電圧
・ﾀﾞﾌﾞﾙﾌｪｰｽｶｰﾍﾟｯﾄ	・Ｂ種	・ループパイル	・柄物（標準色）	※3kV以下
・ｱｯｼｽﾞﾝｽﾀｰｶｰﾍﾟｯﾄ	・Ｃ種	・カット、ループ併用	・	・

・タフテッドカーペット　[6.9.3][表6.9.2]

パイル形状	パイル長（mm）	工法	帯電圧
・カットパイル	※5～7　・	※全面接着工法 ・グリッパー工法	人体帯電圧
・ループパイル	※4～6　・		※3kV以下
・レベルループパイル	※4　・		・
・カット、ループ併用	・		

・タイルカーペット　[6.9.3][表6.9.2]

種別	パイル形状	寸法（mm）	総厚さ（mm）	帯電圧
※第一種	※ループパイル	※500×500	※6.5	人体帯電圧
・第二種	・カットパイル ・ｶｯﾄ/ﾙｰﾌﾟパイル	・	・	※3kV以下 ・

12 木下地等　G　1）県産材の使用　[6.5.2]
能登ヒバ、杉は、県産材とし、代用樹種は認めない
2）木材の品質　※「改修標仕」6.5.2による　・市販品　[6.5.2]
保存処理木材の適用箇所は「改修標仕」6.5.6(1)(4)による　[表6.5.2]
樹種

	土台、水掛り枠類	見え掛り部分	見え隠れ部分	備考
下地材（柱等を含む）	・檜・能登ヒバ・草槇	・松　・檜　・杉	・松　・杉	
造作材	・檜・能登ヒバ・草槇	・松　・檜　・杉 ・能登ﾋﾊﾞ　・ﾗﾜﾝ無節		・ラワン材 防虫処理
板　材	・	・	・	

3）集成材　[6.5.2][表6.5.1]
造作用集成材

品名	見付け材面の品質	樹種名
	※１等　・２等	※たも　・なら　・しおじ　・

化粧ばり造作用集成材

品名	見付け材面の品質	化粧薄板樹種名	化粧薄板の厚さ(mm)
	※１等　・２等		

造作用単板積層材

品名	表面の品質	防虫処理
	・天然化木化粧 ・塗装加工あり　・化粧加工なし（　等）	・する ・しない

設計　輪島市　教育委員会　教育総務課

工事名　門前学園屋内運動場等空調設備工事
図面名　建築改修工事仕様書　その３
図面番号　A-03

4）防腐・防蟻処理 [6.5.5]
防腐処理　・薬剤加圧注入　・薬剤塗布（適用範囲　　）
防蟻処理　・薬剤加圧注入　・薬剤塗布（適用範囲　　）
防腐・防蟻剤は、クロルピリホス等含まない非有機リン系の表面処理用木材保存剤とし、種類及び品質等が確認できる資料を監督職員に提出し承諾を受ける。
防腐・防蟻処理の方法
現場における加工が生じた場合には、加工した箇所に対し、現場にて表面処理用木材保存剤を塗布することとする。

5）防虫処理 [6.5.5]
ラワン材を使用する場合は、「製材の日本農林規格」による保存処理の性能区分Ｋ１の防虫処理を行う。
6）県産材使用証明 G [6.5.2]
木材及び合板等は、品質や出荷量等を記録した出荷証明書を提出する。
また、設計図書において、県産材の使用が明記されている場合は、工事受注者（資材の発注者）は、合法木材供給事業者の認定を受けた納品者が発行する「県産材産地及び合法木材証明書」及び「納品書」（合法木材団体認定番号及び産地名が（石川県産）と明記されたもの）を監督員に提出するものとする。

13 軽量鉄骨天井下地
1）形式及び寸法　ダブル野縁　・　　mm [6.6.3]
ただし、建築基準法に基づき指定する条件により、定まる風圧力に対応した工法を1.2.2［施工計画書］による品質計画で定める。 [6.6.4]

2）工法 [6.6.4]
引抜き試験　・適用する　・適用しない
屋外の場合の試験
荷重　・400N
箇所数　・当該階において３箇所程度　・図示 [6.6.4]
天井下地材における耐震性を考慮した補強　・行う　補強箇所　※　図示　・
補強方法　※　図示　・

14 軽量鉄骨壁下地
1）形式及び寸法 [6.7.3][表6.7.1]
スタッド、ランナーの種類　・50形　・65形　・90形　・100形
※スタッドの高さによる区分に応じた種類

[6.13.2][表6.13.1]

⑮ せっこうﾎﾞｰﾄﾞ、その他ﾎﾞｰﾄﾞ及び合板張り

種　類	JISの記号	厚さ（mm）、規格等
・硬質木毛セメント板 G	HW	・15　・20　・25
・普通木毛セメント板 G	NW	・15　・20　・25
・ﾐﾃﾞｨｱﾑﾃﾞﾝｼﾃｨﾌｧｲﾊﾞｰﾎﾞｰﾄﾞ G	MDF	・
・パーティクルボード G		・
・けい酸カルシウム板	0.8FK	タイプ２（無石綿）
・ロックウール化粧吸音板	DR	※フラットタイプ（※9　・12　・　　） ・凹凸タイプ（※12　・15　・19　・　　）
・ロックウール化粧吸音板（軒天井用）		※フラットタイプ 9（（個）不燃） ・凹凸タイプ （※12 ・15）（（個）不燃）
・せっこうボード	GB-R	12.5(不燃) （テーパーエッジボード施工箇所は図示）
・不燃積層せっこうボード	GB-NC	9.5(不燃) 化粧無（下地張り用） 化粧有（トラバーチン模様）
・シージングせっこうボード	GB-S	12.5（（個）不燃）
・強化せっこうボード	GB-F	※12.5（不燃）・15.0（不燃）
・せっこうラスボード	GB-L	9.5
・化粧せっこうボード（トラバーチン）	GB-D	12.5（不燃）幅440mm程度 模様（※柾目　・板目）　専用下地材付き
・メラミン樹脂化粧板		JIS K6903による　厚さ1.2
・難燃合板 G		

軽量鉄骨下地ボード遮音壁の遮音シール材 [6.13.2][表3.7.1]
※適用する　・適用しない

16 壁紙張り
施　工 [6.14.3]
素地ごしらえ [7.3.4][表7.3.7]

下地の種類	素地ごしらえの種別
モルタル及びプラスター面	・A種　※B種
せっこうボード面	・A種　※B種

⑰ モルタル塗り　既製目地材　※適用しない　・適用する [6.15.3]

7章　塗　装　改　修　工　事

項　目	特　記　事　項
① 材料	屋内の壁・天井仕上げ材は、防火材料とする。
② 下地調整	既存塗膜の除去範囲（塗替えで「改修標仕」表7.2.1～表7.2.7のＲＢ種の場合） [7.2.1] ・　※劣化部分

下地調整 [表7.2.1～7]

下 地 の 種 類	種　別	施工箇所
木部	・RA種　※RB種　・RC種	
鉄鋼面	・RA種　※RB種　・RC種	
亜鉛めっき鋼面	・RA種　※RB種　・RC種	
モルタル及びプラスター面	・RA種　※RB種　・RC種	
コンクリート面等	・RA種　※RB種　・RC種	
せっこうﾎﾞｰﾄﾞ及びその他のﾎﾞｰﾄﾞ面	・RA種　※RB種　・RC種	

既存モルタル下地等のひび割れ部の補修
・行う（補修範囲及び補修方法は図示）　※行わない

③ 素地ごしらえ　素地ごしらえ [表7.3.1～7]

下 地 の 種 類	種　別	施工箇所
木部	・A種　・B種	
鉄鋼面	・A種　・B種　※C種	
亜鉛めっき鋼面	・A種　・B種	
モルタル及びプラスター面	・A種　※B種	
コンクリート面等	・A種　※B種	
せっこうﾎﾞｰﾄﾞ及びその他のﾎﾞｰﾄﾞ面	・A種　・B種	

④ 錆止め塗料塗り　ＳＯＰまたはＥＰ－Ｇの場合 [7.4.3][表7.4.3][表7.4.5]

下地の種類	塗替えの種別	新規塗りの種別	
鉄鋼面	・A種　・B種　※C種	見え掛り	※A種　・B種
		見え隠れ	・A種　※B種
亜鉛めっき面	・A種　・B種　※C種	鋼製建具等	※A種　・B種
		その他	・A種　※B種

ＤＰの場合 [7.4.3][表7.4.4][表7.4.6]

下地の種類	塗替えの種別	新規塗りの種別
鉄鋼面	・A種　・B種　・C種	※A種　・B種　・C種
亜鉛めっき面	・A種　・B種　※C種	表7.4.6による

⑤ 合成樹脂調合ペイント塗り（ＳＯＰ） [7.5.3～5][表7.5.1～3]

下地の種類	塗替えの種別		新規塗りの種別		
木部	・A種	※B種　・C種	※A種	・B種	下地調整は各表の注意書きによる
鉄鋼面	・A種	※B種　・C種	・A種	※B種	
亜鉛めっき面	鋼製建具等	※A種　・B種　・C種	※A種	・B種	
	その他	・A種　※B種　・C種			

⑥ ｸﾘｱﾗｯｶｰ塗り（ＣＬ） [7.6.2][表7.6.1]
塗替えの種別　・Ａ種　※Ｂ種
新規塗りの種別　・Ａ種　※Ｂ種

7 アクリル樹脂系非水分散形塗料（ＮＡＤ） [7.7.2][表7.7.1]

下地の種類	工程等	塗替えの種別	新規塗りの場合
コンクリート、モルタル面等	下地調整	・RA種　※RB種　・RC種	「塗料その他」の欄による
	塗り種別	・A種　※B種	・A種　※B種

8 耐候性塗料塗り（ＤＰ） [表７．８．１～３]

下地の種類	塗替えの種別	新規塗りの場合
・鉄鋼面	表7.8.1による	
・亜鉛めっき鋼面	表7.8.2による	
・コンクリート面	・A-1種　・A-2種	・A-1種　・B-1種　・C-1種
押出成形セメント板面	・B-1種　・B-2種	
	・C-1種　・C-2種	

上塗り塗料　・１級　・２級　・３級

9 つや有合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝﾍﾟｲﾝﾄ塗り（ＥＰ－Ｇ） [7.9.2～5][表7.9.1～4]

下地の種類	塗替えの種別	新規塗りの場合
・ｺﾝｸﾘｰﾄ面、ﾓﾙﾀﾙ面等	・A種　※B種　・C種	・A種　※B種
・木部	・A種　※B種　・C種	※A種　・B種
・鉄鋼面	・A種　※B種　・C種	※A種
・亜鉛めっき鋼面	※A種　・B種	※A種

10 合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝﾍﾟｲﾝﾄ塗り（ＥＰ） [7.10.2][表7.10.1]
塗替えの種別　・A種　※B種　・C種
新規塗りの種別　・A種　※B種

11 ｵｲﾙｽﾃｲﾝ塗り（ＯＳ） [7.12.2]

適　用　箇　所	塗　料
・	・油性　・水性
・	・油性　・水性

12 ｳﾚﾀﾝ樹脂ﾜﾆｽ塗り（ＵＣ） [7.11.2][表7.11.1]
塗替えの種別　・A種　※B種
新規塗りの種別　・A種　※B種

12 木材保護塗料塗り（ＷＰ） [7.13.2][表7.13.1]
種別　・A種　※B種

8章　環　境　配　慮　改　修　工　事

項　目	特　記　事　項
① 石綿含有建材の処理	1）事前調査 [1.5.1] あらかじめ関係法令等に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。 目視及び貸与する設計図書等により石綿含有建材の有無について調査する。 調査範囲　・　・図示 貸与資料　・事前調査資料 2）分析による石綿含有建材の調査　・行う　・行わない 分析方法

材　料　名	定性分析方法	定量分析方法
	・JIS A 1481-1	・JIS A 1481-3
	・JIS A 1481-2	・JIS A 1481-4
	・　箇所	・　箇所
	・　箇所	・　箇所
	・　箇所	・　箇所

3）石綿粉じん濃度測定 [9.1.1]
・行う（下表による）　・行わない
測定室（　　）

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点（各施工箇所ごと）
・	測定１	処理作業前	処理作業室内	・各２点　・各３点　（注１）
・	測定２		施工区画周辺又は敷地境界	・各２点（大気）
・	測定３	処理作業中	処理作業室内	・各２点
※	測定４		セキュリティーゾーン入口	・各１点
※	測定５		負圧・除じん装置の排出口（処理作業室外の場合）	出口吹出し風速1m/sec以下の位置　・各１点
・	測定６		施工区画周辺又は敷地境界	・４方向各１点
※	測定７	処理作業後	処理作業室内	・各２点
・	測定８	（隔離シート撤去前）	施工区画周辺又は敷地境界	・４方向各１点（大気）

（注１）各施工箇所ごとの室面積が50㎡以下までは2点、300㎡以下までは3点とする。
300㎡を超えるものは、監督職員と協議する。

測定方法
・自動測定機による測定

測定名称	測　定　方　法
・測定４ ・測定５	粉じん相対湿度計（デジタル粉じん計）、パーティクルカウンター、繊維状粒子自動測定器（リアルタイムファイバーモニター）等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定

・JIS K 3850-1に基づいた測定

測定名称	ﾒﾝﾌﾞﾚﾝﾌｨﾙﾀ直径（mm）	試料の吸引流量（L/min）	試料の吸引時間（min）
・測定４ ・測定５ ・	25	5	・30 ・120
・測定 ・	45	10	・120
・測定 ・	45	10	・240
・測定 ・			

2 石綿含有吹付け材の除去 除去工法 [9.1.3]
・　※改修標仕9.1.3（2）(ｱ)による工法

3 石綿含有保温材等の除去 除去工法 [9.1.4]
※手ばらし　・切断又は破砕

4 石綿含有成形板等の除去 養生　・不要　・要（方法：　　） [9.1.5]

5 石綿含有仕上塗材の除去 除去工法 [9.1.6]
・高圧水洗工法（　　）
・剥離剤を用いる工法（　　）
・電気グラインダー等を用いる工法（　　）
・その他（　　）

6 石綿含有建材の処分 ・安定型 [9.1.3～6]

種　類	受入施設の名称等	所在地
・石綿含有成形板等		

（注）施設の名称については、受注者が別に選定することを妨げるものではない。

・管理型 [9.1.3～6]

種　類	受入施設の名称等	所在地
・石綿含有吹付け材等		

（注）施設の名称については、受注者が別に選定することを妨げるものではない。

9章　リ　サ　イ　ク　ル　製　品

項　目	特　記　事　項
1 リサイクル製品の使用	1）リサイクル製品を使用するものは「石川県エコ・リサイクル認定製品」を優先的に使用すること。 石川県エコ・リサイクル認定製品　・使用する

使用箇所	製品	備考

「石川県エコ・リサイクル認定製品」は、石川県のホームページを参照する。
http://www.pref.ishikawa.jp/（石川県　生活環境部　資源循環推進課）
2）その他、リサイクル製品の使用に努めるものとする。
3）建設副産物リサイクル製品を使用した場合、下記掲示板を設置する。（但し、工事請負代金が1,000万円以上のもの）
看板の寸法は９０ｃｍ×６０ｃｍ程度とする。

この建築工事ではリサイクル製品として
○○○○○○○○、○○○○○○○○
を使用しています。
R
石川県土木部営繕課
建設副産物リサイクル
シンボルマーク

（注）建設副産物シンボルマークのデザインは監督員に確認すること

10章　そ　の　他

項　目	特　記　事　項
① いしかわ週休２日工事	工事現場において週休２日に取り組む「いしかわ週休２日工事」（以下、「週休２日工事」という。）の適用については、次のとおりとする。 なお、週休２日工事の定義(様式)等については、石川県土木部監理課技術管理室ＨＰの「いしかわ週休２日工事　実施要領」を参照すること。 （１）当初設計において、週単位の週休２日にかかる補正係数を乗じている。 （２）受注者は、工事現場に週休２日に取り組むことを記載した工事看板を設置すること。 （３）受注者は、現場着手前に休日取得［計画］表を作成し、監督員に提出・共有すること。 （４）受注者は、工程に大幅な変更が生じた場合は休日取得［計画］表を修正し、監督員に提出・共有すること。 （５）受注者は、工期最終日までに、休日取得［実績］表を記入し、監督員に提出すること。 （６）分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて１日を通して現場作業が無い状態も「現場閉所」とみなす。 （７）発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、週単位の週休２日に満たない場合は、月単位の週休２日（４週８休相当）の補正に減額するものとし、月単位の週休２日（４週８休相当）に満たない場合は、補正分を減額するものとする。 なお、週休２日の確保が確認できなかった場合であっても、工事成績評定で減点評価は行わない。
② 余裕期間制度試行工事	1）余裕期間制度対象工事の内容 （１）本工事は、円滑な工事施工体制の確保を図るため、全体工期の範囲内で受注者が工事の着手及び完成日を設定することができる工事であり、建設工事に係る余裕期間制度（フレックス方式）試行要領に基づき実施するものとする。 （２）受注者は、契約締結日から着工日の期限までの間で、休日を除く任意の日を着工日として設定することができる。 （３）受注者は、完成日の期限までの間で、休日を除く任意の日を完成日として設定することができる。 （４）工期は受注者が任意で設定した着工及び完成日を記載する。 （５）受注者は、契約時に現場代理人及び主任技術者選任届を発注者に提出しなければならない。 （６）受注者は、着工日までの余裕期間内に工事（工場製作、測量、資材の搬入、仮設物や現場事務所の設置等の準備工を含む。）に着手してはならない。ただし、現場に搬入しない資機材の準備及び労働者の手配は、この限りでない。 （７）受注者は、余裕期間の間は、現場代理人及び主任（監理）技術者の配置を要しない。 （８）受注者は、着工日までに施工計画書を提出するものとする。 （９）余裕期間制度の適用により増加する費用は、受注者の負担とする。 （10）その他、この特記仕様書に定めのないことについては、建設工事に係る余裕期間制度（フレックス方式）試行要領によるものとする。 （着工日の期限）　契約締結日から起算して○ヶ月以内

3 イメージアップ看板 ・設置する
・設置しない（別途工事で設置等）
※監督員へ提案・協議し、設置することができる（設置費は受注者負担とする）

【参考図】

野立型（大）	野立型（小）	壁掛型
H1400×W1100	H1400×W550	H750×W900



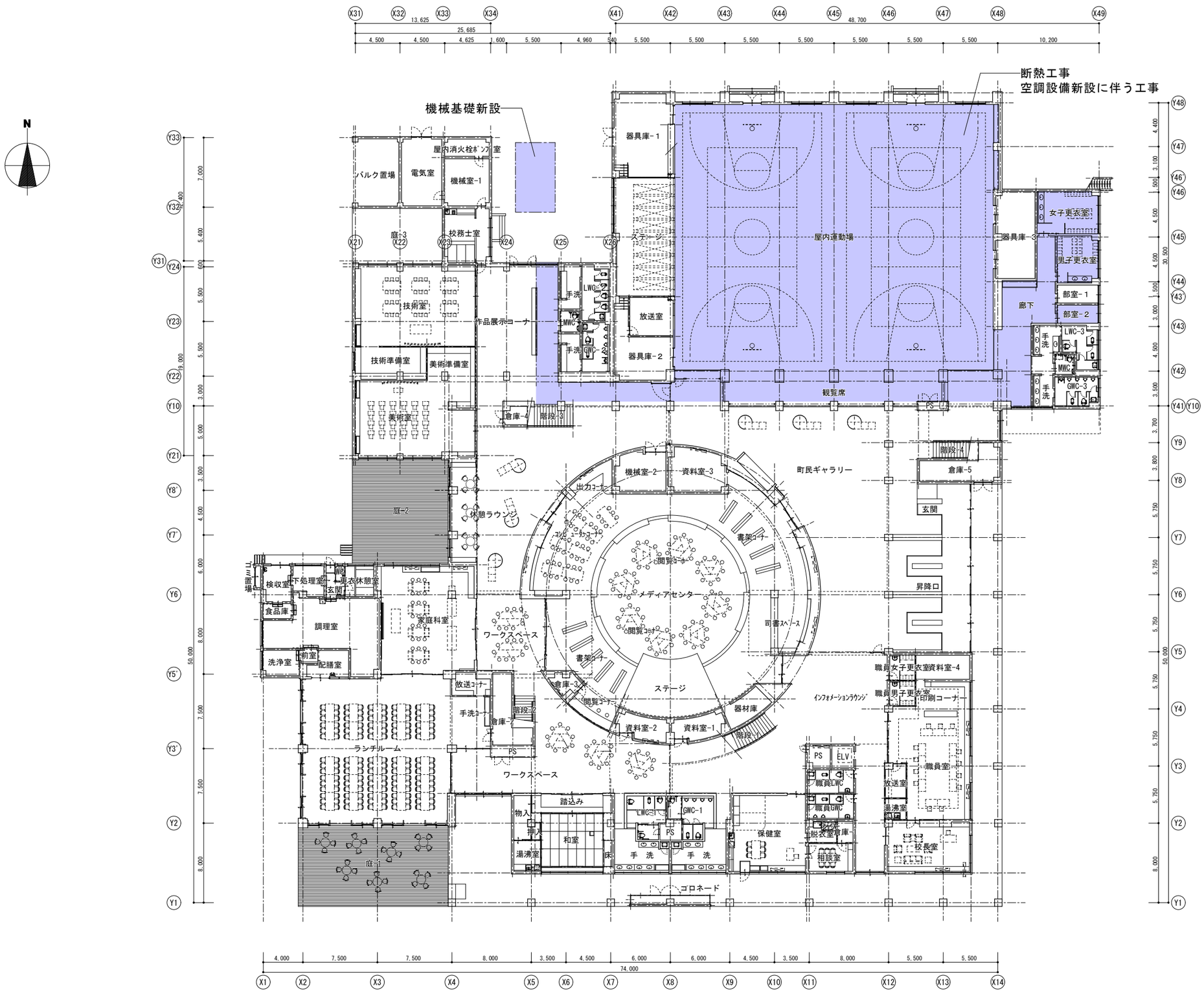
（注）看板のデザインは監督員に確認すること

4 情報共有システム 石川県建設工事情報共有システム実施要領（営繕工事編）に基づく。
https://www.pref.ishikawa.lg.jp/eizen/kijun/kijun.html
・利用する（発注者指定型）
※現場着手前に発注者と協議し、利用することができる（施工者希望型）

改訂履歴
平成14年４月１日
平成15年７月１日
平成15年10月１日
平成16年４月１日
平成17年４月１日
平成17年６月１日
平成18年４月12日
平成18年７月３日
平成19年10月１日
平成20年４月１日
平成21年４月１日
平成21年８月１日
平成22年４月６日
平成23年４月１日
平成24年４月１日
平成25年４月１日
平成26年４月１日
平成27年４月１日
平成28年４月１日
平成29年４月１日
平成29年７月１日
平成30年４月１日
令和２年４月１日
令和３年４月１日
令和３年５月１日
令和４年４月１日
令和５年４月１日
令和６年７月１日
令和６年10月１日
令和７年４月１日
令和７年10月１日

設　計
輪島市　教育委員会　教育総務課

工事名　門前学園屋内運動場等空調設備工事
図面名　建築改修工事仕様書　その４
図面番号　A-04



- 凡例 -

… 改修範囲

株式会社　釣谷建築事務所	1級建築士　第１１９８１６号　吉田　典生		製作年月日 26.10	設計番号 26_16	図面番号 A-05	工事名称 門前学園屋内運動場等空調設備工事 / 図面名称 1階全体平面図	縮尺 1:400

◆内部仕上表

階	室名		床 下地	床 仕上	床 FL	巾木 仕上	巾木 H	壁 下地	壁 仕上	天井 下地	天井 仕上	天井 廻縁	天井高	カーテンボックス	カーテンドレープ	備考
1F 屋内運動場棟	屋内運動場	現状	コンクリート直押え 床下軸組 ：置床工法(H=500)JIS A 6519 構造用合板(1類)捨張t12.0	フローリング特殊貼t19.0 サンダー掛 ウレタン樹脂塗装	±0	木製巾木 着色CL塗装	H=100	LGS下地 グラスウール吸音材充填t50 木軸下地(胴縁組) ラワン合板捨張t9.0 内部グラスウール吸音材充填 木軸下地(胴縁組) (W1800×H1000 2ヶ所)	天然木化粧合板張(有孔)t12.0 板貼t12.0 着色CL塗装 ラワン合板貼t12.0 CL塗装 (W1800×H1000 2ヶ所) 壁・スラブ裏部： コンクリート打放補修(B種) EP-T塗装 柱型： コンクリート打放補修(A種) AE塗装	LGS天井下地(耐震仕様) 屋上スラブ裏： 現場発泡ウレタン吹付t20	GB-F張 t12.5 グラスウール32K品 t25 ガラスクロス包みピン留	塩ビ	10,000 10,300	ｱﾙﾐ W120×H175 ｱﾙﾏｲﾄ処理	カーテン (暗幕)	壁見切：木製30×50 着色CL塗装、木製30×80 着色CL塗装 壁見切：L-20×20 SOP塗装　消火器・消火栓ボックス コーナーガード：ナラ積層材 着色CL塗装(H2,200) 床換気口：アルミ製スライド式 W1000×D200
		撤去	一部撤去(W1820×D910)： 置床工法(H=500)JIS A 6519 一部撤去(W3820×D1910)： 構造用合板(1類)捨張t12.0	一部撤去(W3820×D1910)： フローリング特殊貼t19.0				空調設備取付部撤去： 木軸下地(胴縁組) ラワン合板捨張t9.0	空調設備取付部撤去： 板貼t12.0 着色CL塗装							壁見切一部撤去：木製30×80 着色CL塗装
		改修	置床工法JIS A 6519裏部： ロックウール断熱材t50 一部新設(W1820×D910)： 置床工法(H=500)JIS A 6519 一部新設(W3820×D1910)： 構造用合板(1類)捨張t12.0	一部新設(W3820×D1910)： フローリング特殊貼t19.0 サンダー掛 ウレタン樹脂塗装	±0			一部新設： モルタル金ゴテ薄塗下地t5.0	一部新設：フッ素樹脂塗装		防球ネット 37.5角 (設備配管保護用)					壁見切一部新設：木製30×80 着色CL塗装 ライン引き：床仕上改修部 床点検口600角：2ヶ所 エキスパンションゴム 18×20（床点検口周囲）
	男子・女子更衣室	現状	モルタル下地	ビニール床シート貼(NC)t2.5	±0	ビニール巾木	H=75	コンクリート打放補修(B種) CB化粧積t150	EP-T塗装	LGS天井下地	GB-D張 t9.5	塩ビ	2,800			ライニング天板：ステンレス成形HL仕上t1.5 W100 洗面化粧台(L更衣：W3175×D600×H750、G更衣：W2400×D600×H750) 化粧鏡、隔板(L更衣：W1500、W1050、G更衣：W1050、W1280)
		撤去								一部撤去： LGS天井下地 450角	一部撤去： GB-D張 t9.5 450角					
		改修								LGS天井開口補強450角						天井点検口450角（額縁タイプ）：3ヶ所(女子更衣室) 天井点検口450角（額縁タイプ）：1ヶ所(男子更衣室)
	部屋-2	現状	モルタル下地	ビニール床シート貼(NC)t2.5	±0	ビニール巾木	H=75	コンクリート打放補修(B種) CB化粧積t150	EP-T塗装	LGS天井下地	GB-D張 t9.5	塩ビ	2,800			
		撤去								一部撤去： LGS天井下地 450角	一部撤去： GB-D張 t9.5 450角					
		改修								LGS天井開口補強450角						天井点検口450角（額縁タイプ）：1ヶ所
	LWC-3	現状	防水下地モルタル アスファルト防水 保護モルタル タイル下地モルタル	磁器質タイル貼50角	±0	ー	H=75	タイル下地モルタル LGS下地	陶器質タイル貼100角 GB-S張t12.5 ケイ酸カルシウム化粧板t6.0	LGS天井下地	GB-D張 t9.5	塩ビ	2,600 2,800			床見切：ステンレスFB(6×18) ライニング天板：ステンレス成形HL仕上t1.5 W100
		撤去								一部撤去： LGS天井下地 450角	一部撤去： GB-D張 t9.5 450角					
		改修								LGS天井開口補強450角						天井点検口450角（額縁タイプ）：1ヶ所
	廊下	現状	モルタル下地	フローリングボード直貼t15.0	±0	木製巾木 着色CL塗装	H=75	コンクリート打放補修(A種):柱型 GB-R直貼t12.5	EP-T塗装	LGS天井下地 GB-R捨張t12.5	岩綿吸音板張 t9.0	塩ビ	3,000			ステンレス流し台、ライニング天板：ステンレス成形HL仕上t1.5 W100 化粧鏡、消火器ボックス 天井点検口450角（目地タイプ）
		撤去								一部撤去： LGS天井下地 450角 GB-R捨張t12.5 450角	一部撤去： 岩綿吸音板張 t9.0 450角					
		改修						〈カーテンレール下地〉 接着系あと施エアンカー 不等辺山形鋼 125×75×7 L100 普通ボルトM12 STKR400 □100×75×2.3 錆止め塗装	〈カーテンレール下地〉 SOP塗装	LGS天井開口補強450角（2ヶ所）			3,000		防炎 ﾋﾞﾆｰﾙｶｰﾃﾝ	天井点検口450角（目地タイプ）：新設：2ヶ所 ビニールカーテンレール（取付下地共）
	観覧席	現状	モルタル下地	フローリングボード直貼t15.0	±0	木製巾木 着色CL塗装	H=100	コンクリート打放補修(A種):柱型 GB-R直貼t12.5	AE塗装：柱型 EP塗装	LGS天井下地	GB-D張 t9.5	塩ビ	2,600			ライニング天板：ステンレス成形HL仕上t1.5 W100 洗面化粧台(W3175×D600×H750)、化粧鏡、隔板(W1500、W1050) 天井点検口450角（額縁タイプ）
		撤去									GB-D張 t9.5（撤去範囲別紙）	塩ビ				天井点検口450角（額縁タイプ）：取外し
		改修						〈カーテンレール下地〉 接着系あと施エアンカー 不等辺山形鋼 125×75×7 L100 普通ボルトM12 STKR400 □100×75×2.3 錆止め塗装	〈カーテンレール下地〉 SOP塗装		GB-D張 t9.5	塩ビ			防炎 ﾋﾞﾆｰﾙｶｰﾃﾝ	天井点検口450角（額縁タイプ）：再取付け：4ヶ所 ビニールカーテンレール（取付下地共）
1F 校舎棟	廊下	現状	モルタル下地	フローリングボード直貼t15.0	±0	ビニール巾木	H=75	コンクリート打放補修(A種):柱型 GB-R直貼t12.5 LGS下地 GB-R張t12.5+t9.5	AE塗装：柱型 EP塗装	LGS天井下地	GB-D張 t9.5	塩ビ	2,600			消火栓・消火器ボックス 天井点検口450角（額縁タイプ）
		撤去									GB-D張 t9.5（撤去範囲別紙）	塩ビ				天井点検口450角（額縁タイプ）：取外し
		改修									GB-D張 t9.5	塩ビ	2,600			天井点検口450角（額縁タイプ）：再取付け：1ヶ所

株式会社 釣谷建築事務所	1級建築士 第１１９８１６号 吉田 典生		製作年月日 26.10	設計番号 26_16	図面番号 A-06	工事名称 門前学園屋内運動場等空調設備工事 図面名称 仕上表-1	縮尺 ー

◆外部仕上表

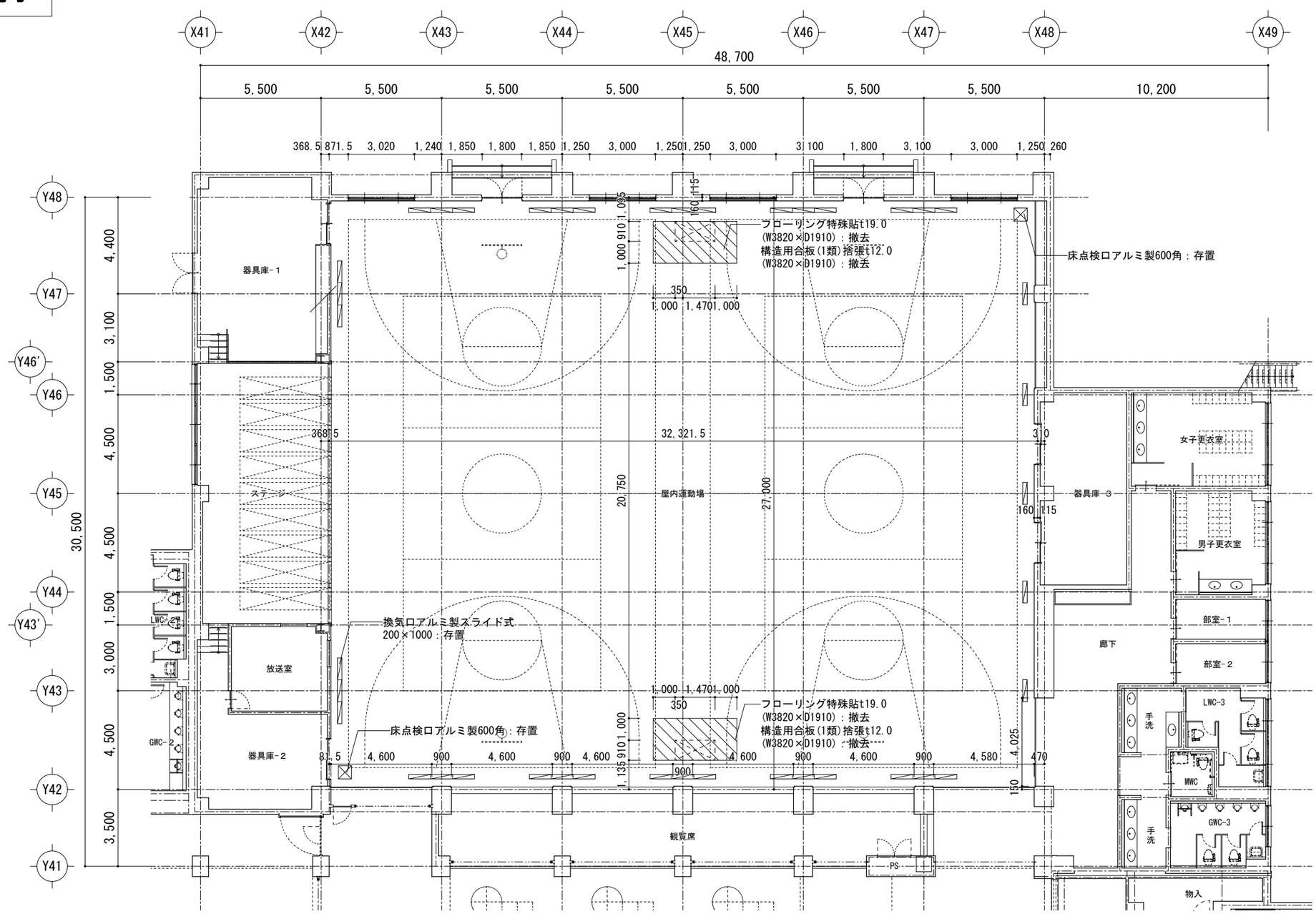
部位		仕上	部位		仕上	部位		仕上
機械基礎	現状	表層：密粒度アスファルト混合物t50 路盤：クラッシャンt150						
	撤去	表層：密粒度アスファルト混合物t50（W4000×D7000） 路盤：クラッシャンt150（W4000×D7000） 路床：t150（W4000×D7000）						
	改修	〈機械基礎部〉 路盤：クラッシャンt150（W3200×D6200）：再利用 路盤：再生クラッシャンt50（W3200×D6200） 捨てコンクリートt50（W3200×D6200） コンクリート基礎t300（W3000×D6000） 〈機械基礎周り〉 路床：t150：一部再利用 路盤：クラッシャンt150：再利用 プライムコート 表層：密粒度アスファルト混合物t50						

◆内部仕上表

下地・仕上　認定番号		その他	材料仕様	
【不燃・準不燃】 GB-D t9.5	NM-1864	●内装材・接着剤・塗装様等：F☆☆☆☆、天井裏等：F☆☆☆☆とする。 ●カーテンは防炎仕様とし、防炎表示を設けること。 ●置床工法：JIS A 6519 ●天井点検口　－　450角目地タイプ、450角額縁タイプ 天井点検口の種類・位置は天井伏図参照。 ●床点検口　－　600角（密閉型）	GB-D t9.5 ビニールカーテン	吉野石膏(株)「タイガージプトーン・ライト」同等品 文化シャッター(株)「エア・セーブ/折りたたみタイプ」同等品

株式会社　釣谷建築事務所	1級建築士　第１１９８１６号　　吉田　典生		製作年月日 26.10	設計番号 26_16	図面番号 A-07	工事名称 門前学園屋内運動場等空調設備工事 図面名称 仕上表-2	縮尺 －

改修前



1階平面図　S=1/200

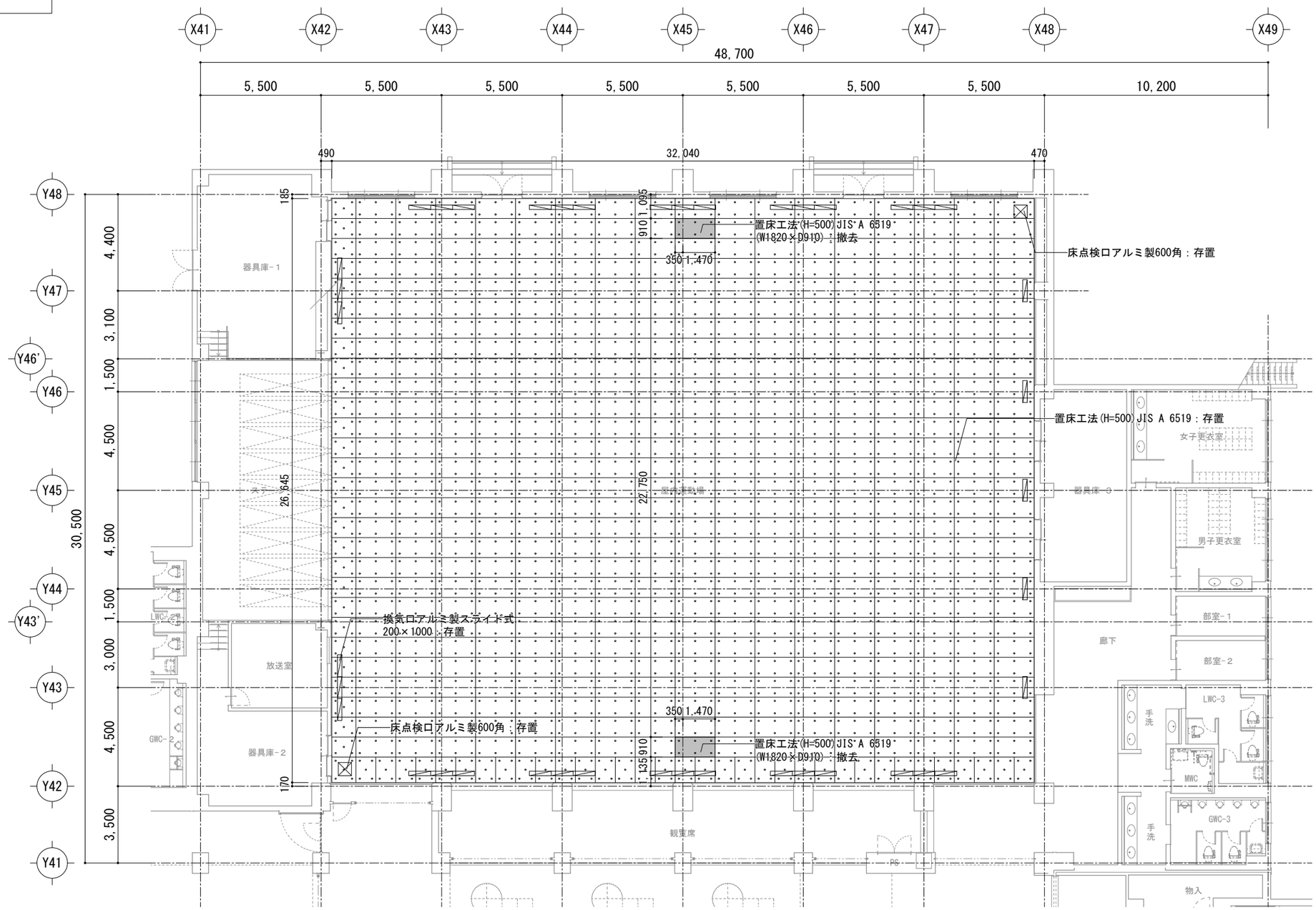
－凡例－

：フローリング特殊貼t19.0：撤去
　構造用合板(1類)捨張t12.0：撤去

：置床工法(H=500)JIS A 6519：取外し部分

株式会社　釣谷建築事務所	1級建築士　第１１９８１６号　吉田　典生		製作年月日 26.10	設計番号 26_16	図面番号 A-08	工事名称 門前学園屋内運動場等空調設備工事 図面名称 平面図-1（改修前）	縮尺 1:200

改修前



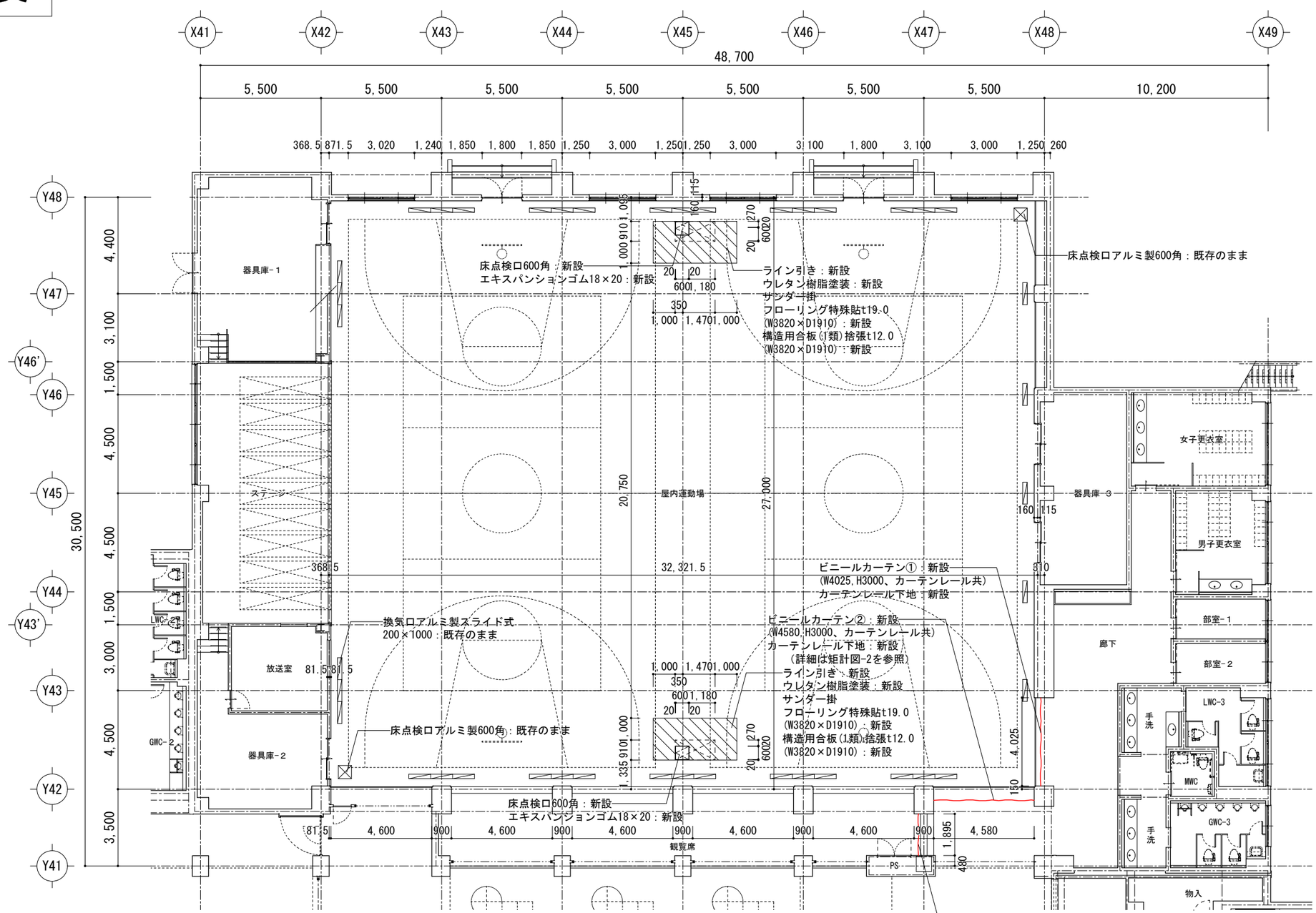
1階床伏図　S=1/200

－凡例－

：置床工法JIS A 6519：撤去

株式会社　釣谷建築事務所	１級建築士　第１１９８１６号　吉田　典生		製作年月日 26.10	設計番号 26_16	図面番号 A-09	工事名称 門前学園屋内運動場等空調設備工事 図面名称 床伏図-1（改修前）	縮尺 1:200

改修後



1階平面図　S=1/200

N

－凡例－

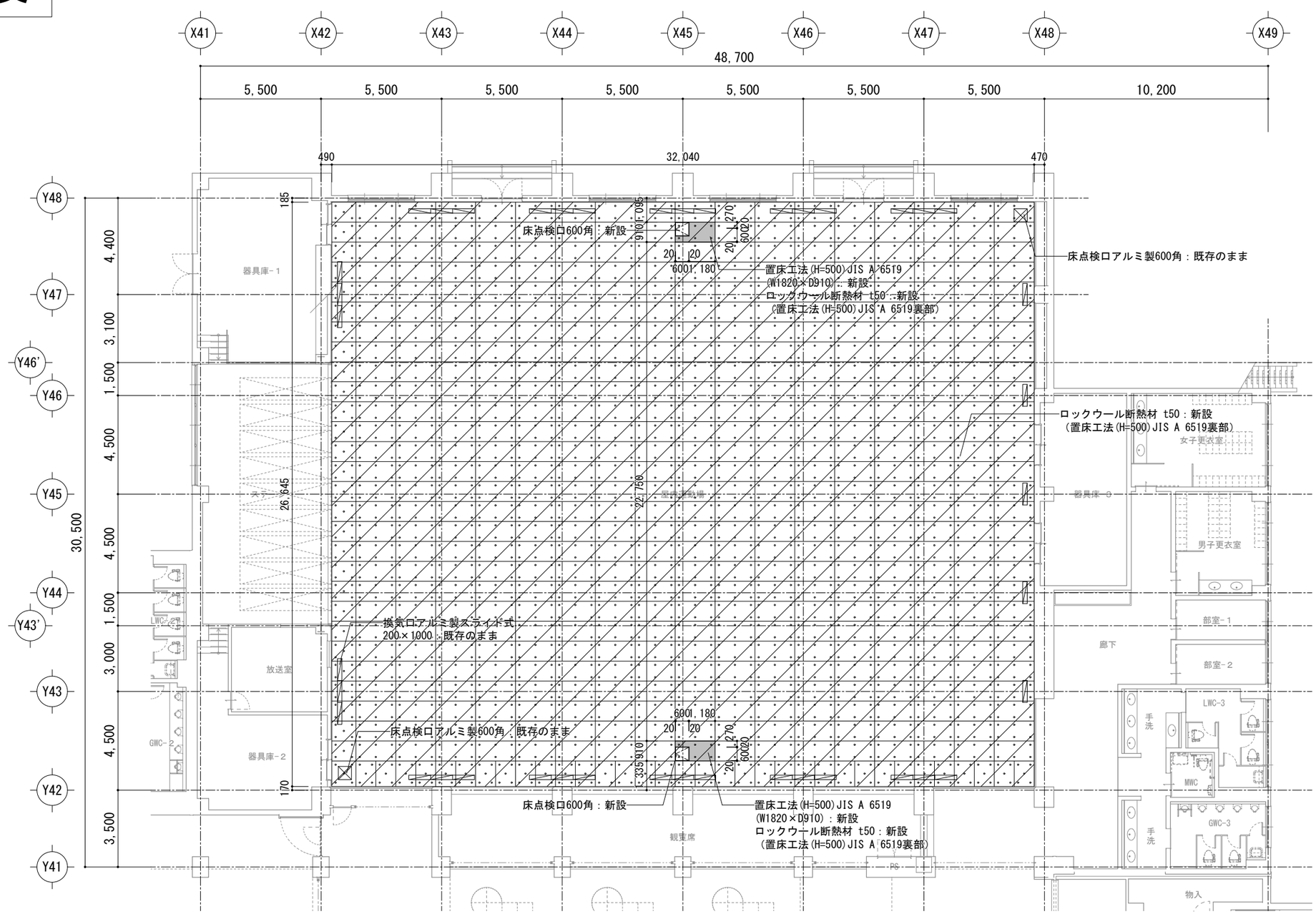
：フローリング特殊貼t19.0：新設
構造用合板(1類)捨張t12.0：新設

：ビニールカーテン：新設
アルミカーテンレール：新設

：置床工法(H=500)JIS A 6519：新設部分

株式会社　釣谷建築事務所	1級建築士　第１１９８１６号　吉田　典生		製作年月日 26.10	設計番号 26_16	図面番号 A-10	工事名称 門前学園屋内運動場等空調設備工事 図面名称 平面図-2（改修後）	縮尺 1:200

改修後



1階床伏図　S=1/200

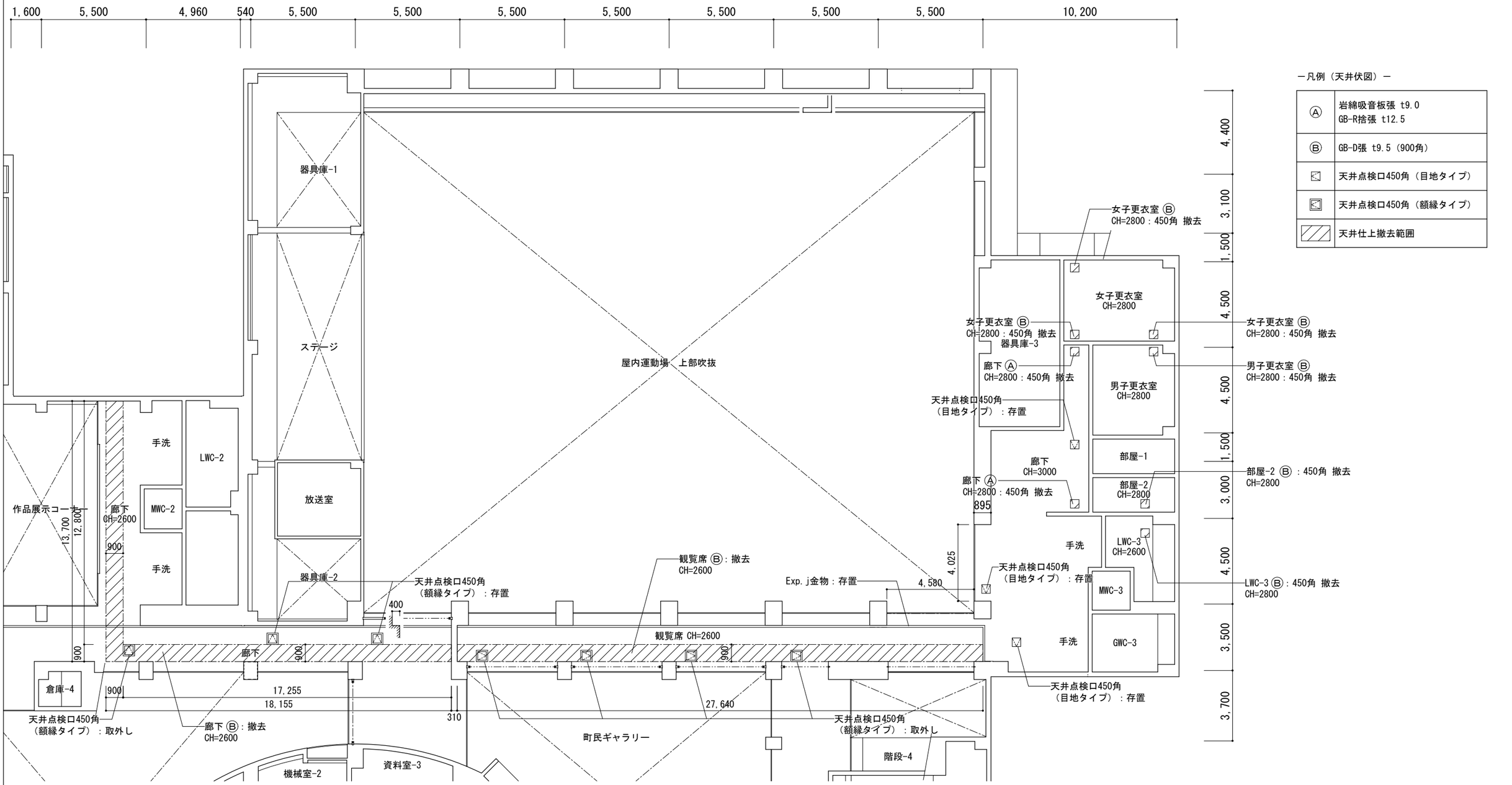
－凡例－

：ロックウール断熱材 t50：新設

：置床工法JIS A 6519：新設

株式会社　釣谷建築事務所	1級建築士　第１１９８１６号　吉田　典生		製作年月日 26.10	設計番号 26_16	図面番号 A-11	工事名称 門前学園屋内運動場等空調設備工事 図面名称 床伏図-2（改修後）	縮尺 1:200

改修前

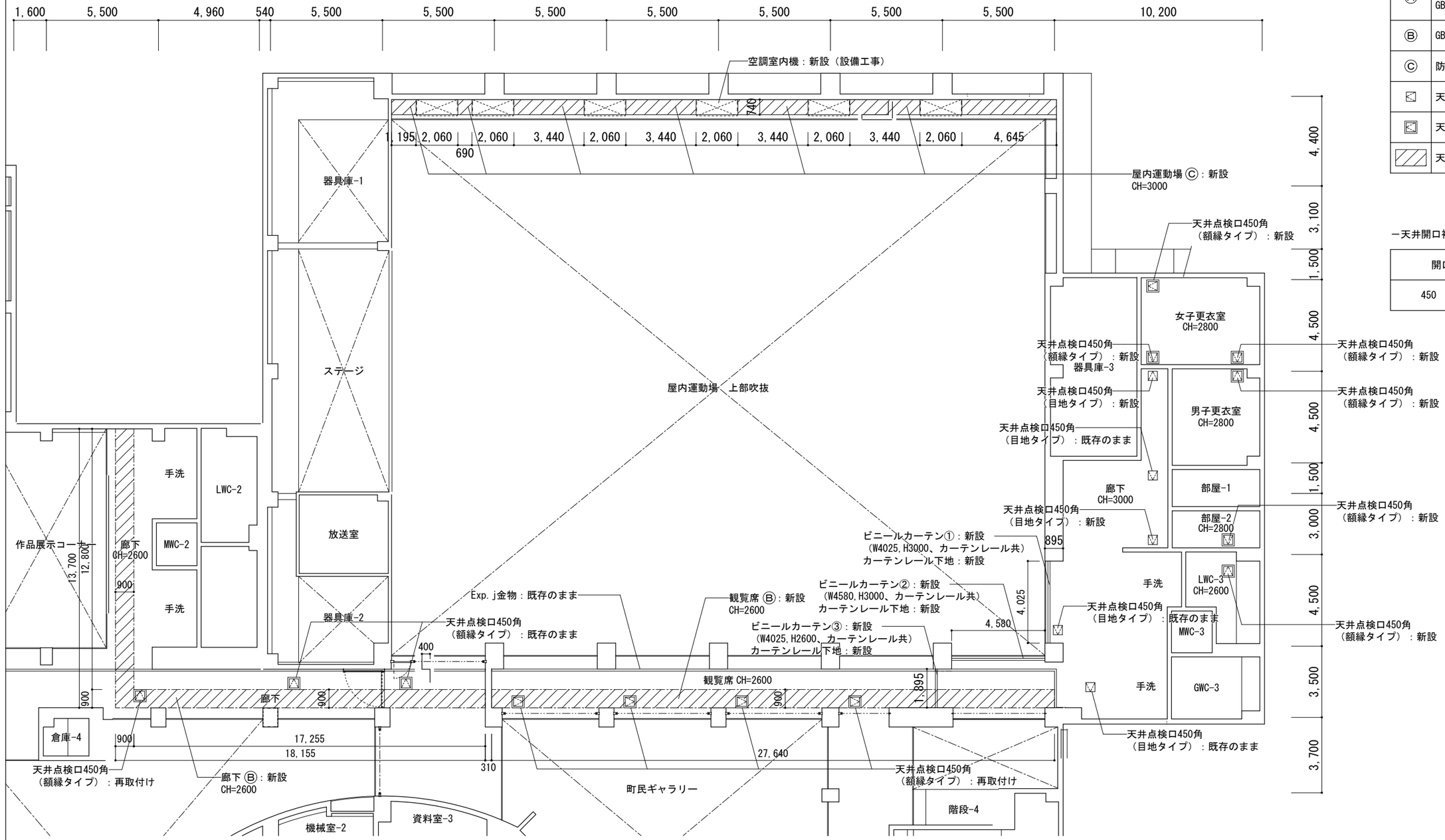


－凡例（天井伏図）－

Ⓐ	岩綿吸音板張 t9.0 GB-R捨張 t12.5
Ⓑ	GB-D張 t9.5（900角）
	天井点検口450角（目地タイプ）
	天井点検口450角（額縁タイプ）
	天井仕上撤去範囲

株式会社 釣谷建築事務所	1級建築士 第１１９８１６号 吉田 典生		製作年月日 26.10	設計番号 26_16	図面番号 A-12	工事名称 門前学園屋内運動場等空調設備工事 図面名称 天井伏図-1（改修前）	縮尺 1:200

改修後



－凡例（天井伏図）－

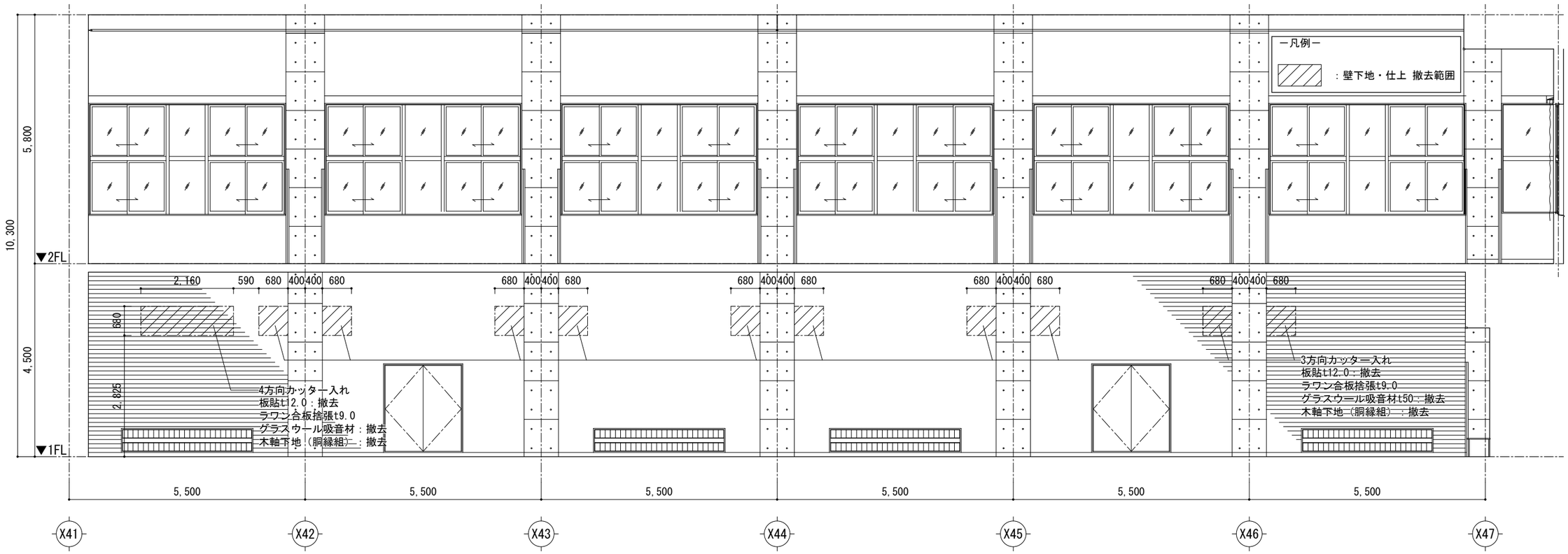
Ⓐ	岩綿吸音板張 t9.0 GB-R捨張 t12.5
Ⓑ	GB-D張 t9.5（900角）
Ⓒ	防球ネット 37.5角
	天井点検口450角（目地タイプ）
	天井点検口450角（額縁タイプ）
	天井仕上新設範囲

－天井開口補強 新設数－

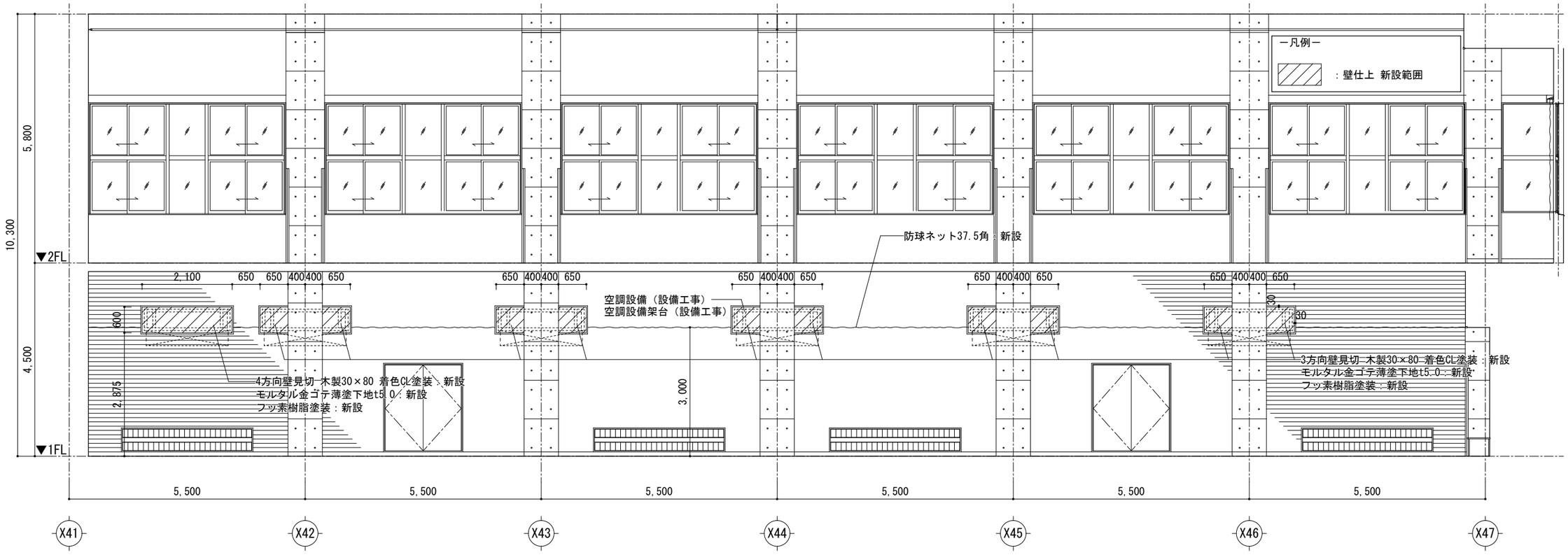
開口寸法	箇所数
450 × 450	8

株式会社 釣谷建築事務所	1級建築士 第１１９８１６号 吉田 典生		製作年月日 26.10	設計番号 26_16	図面番号 A-13	工事名称 門前学園屋内運動場等空調設備工事 図面名称 天井伏図-2（改修後）	縮尺 1:200

改修前



改修後

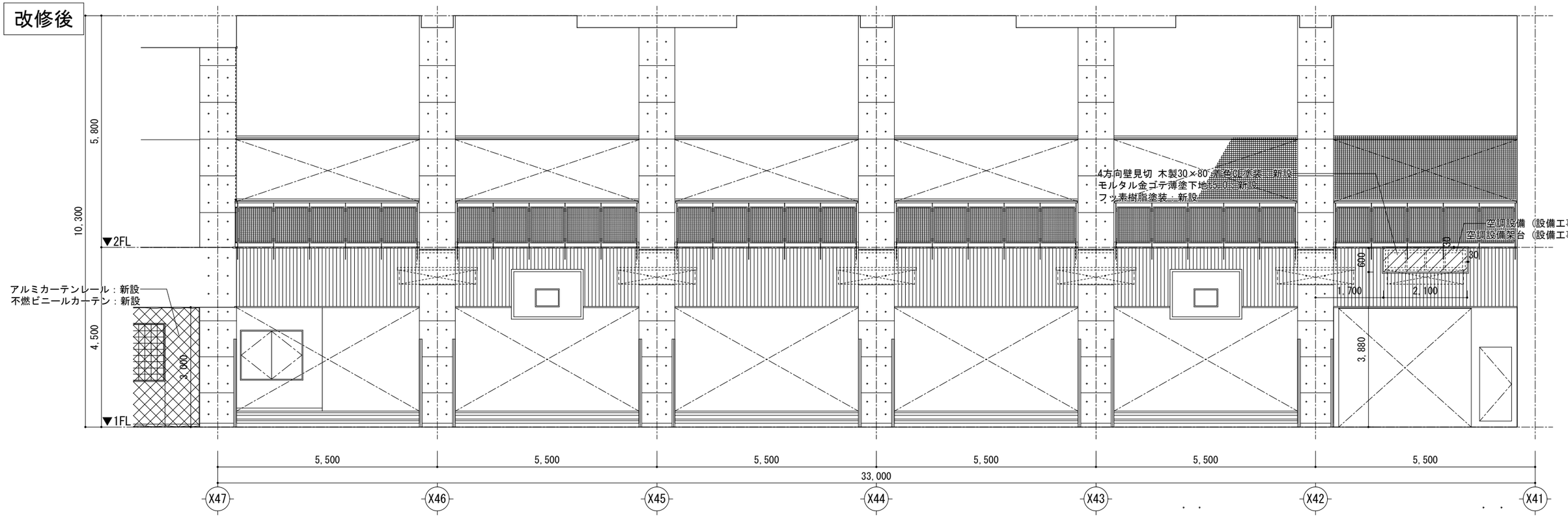


株式会社 釣谷建築事務所	1級建築士 第１１９８１６号 吉田 典生		製作年月日 26.10	設計番号 26_16	図面番号 A-14	工事名称 門前学園屋内運動場等空調設備工事 図面名称 展開図-1（北面Y47-Y48）	縮尺 1:100

改修前



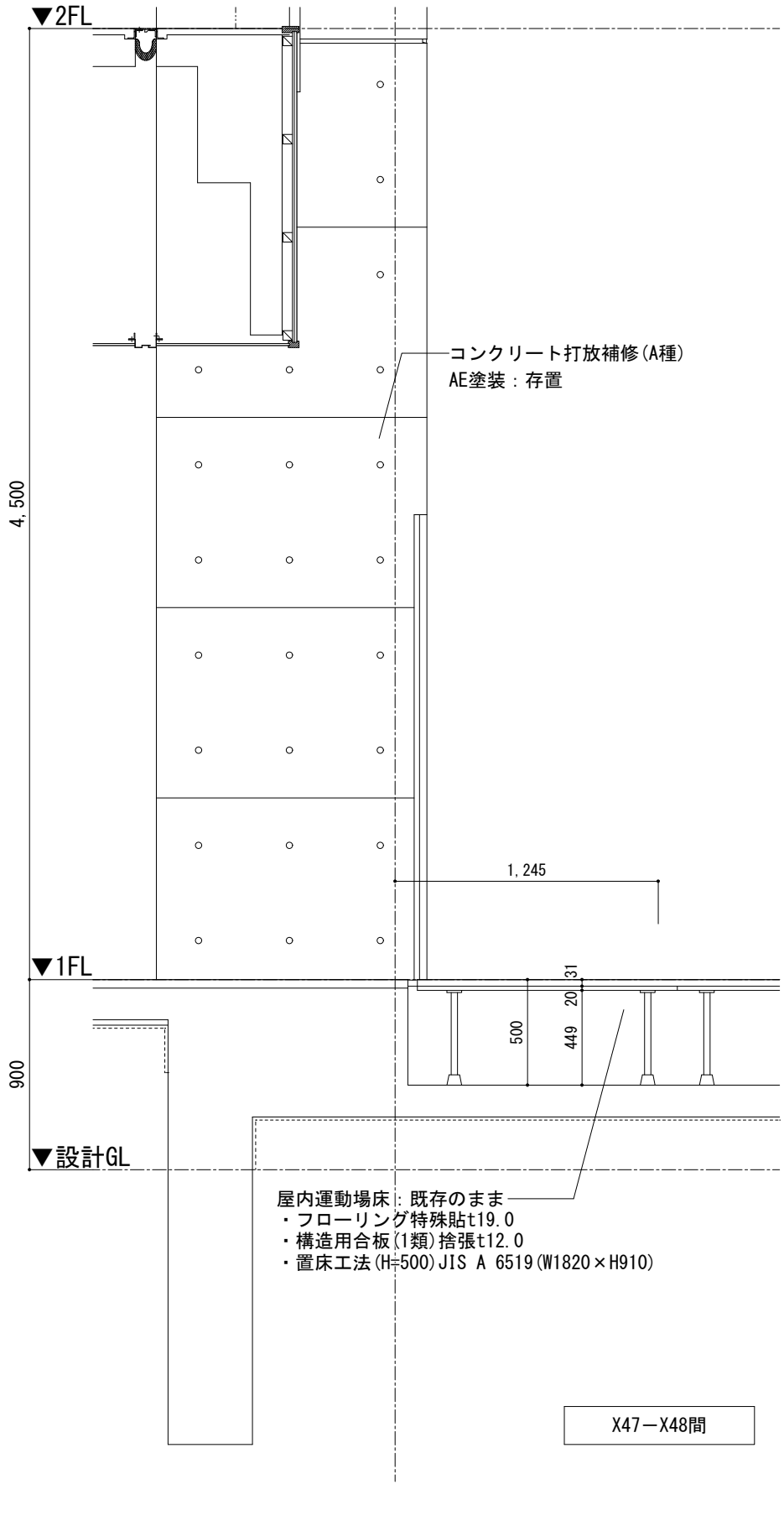
改修後



株式会社 釣谷建築事務所	1級建築士 第１１９８１６号 吉田 典生		製作年月日 26.10	設計番号 26_16	図面番号 A-15	工事名称 門前学園屋内運動場等空調設備工事 図面名称 展開図-2（南面Y42-Y43）	縮尺 1:100

改修前

－凡例－
：撤去範囲

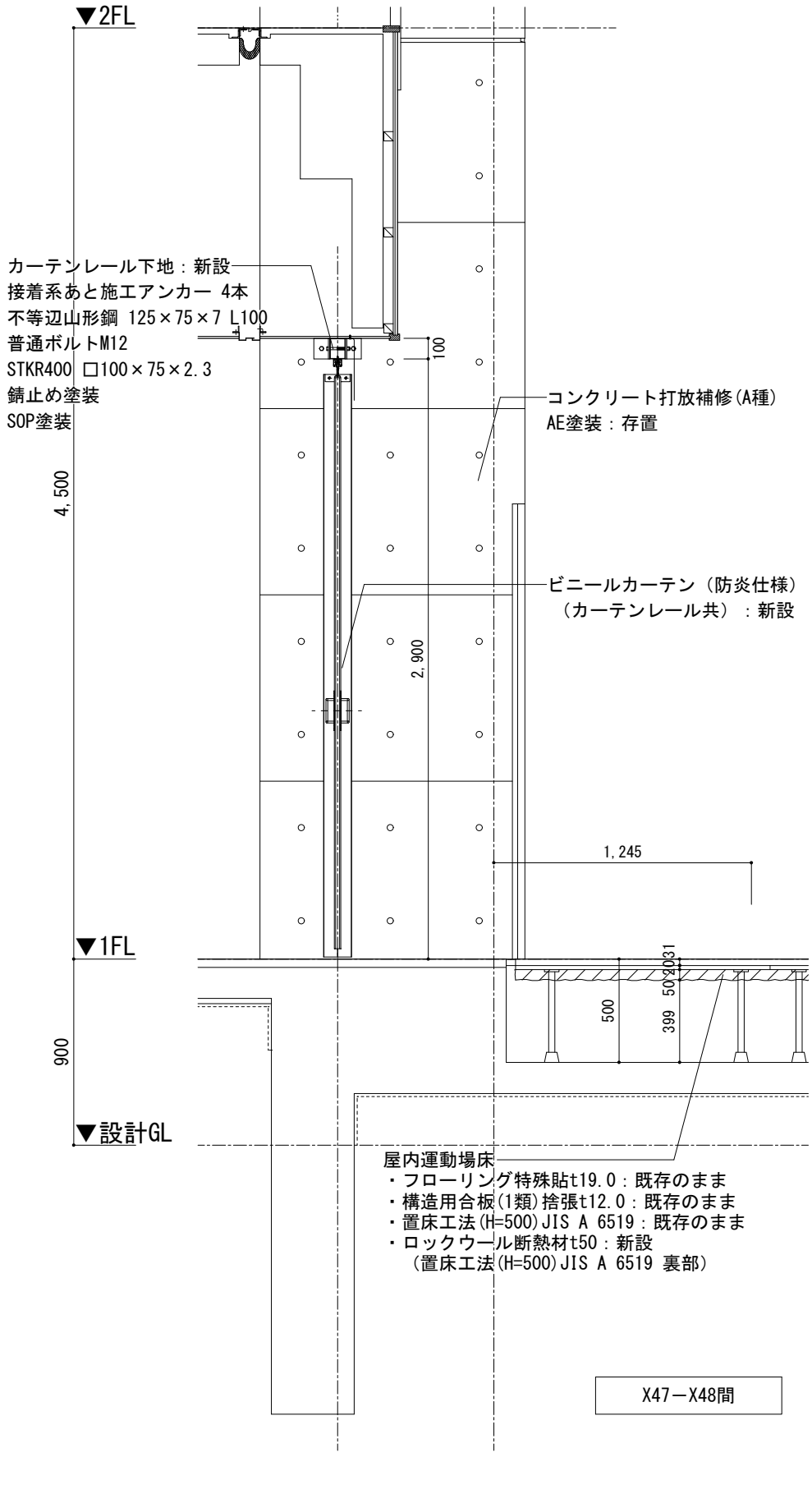


X47－X48間

Y42

改修後

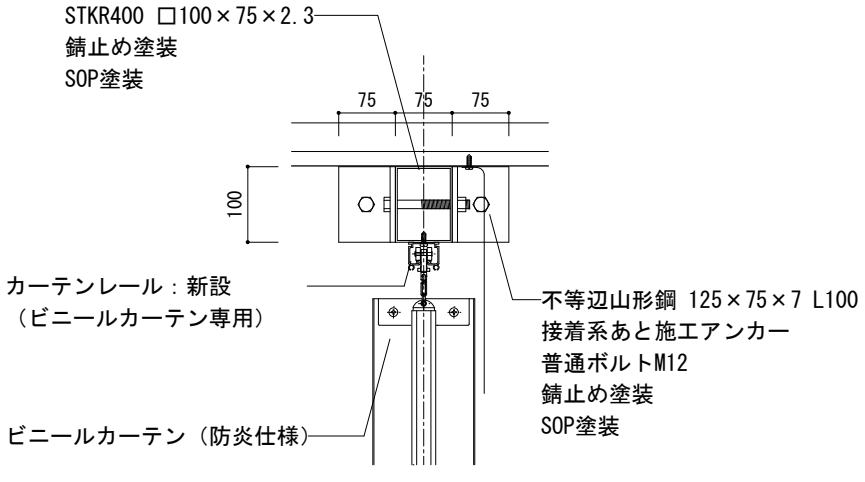
－凡例－
：新設範囲

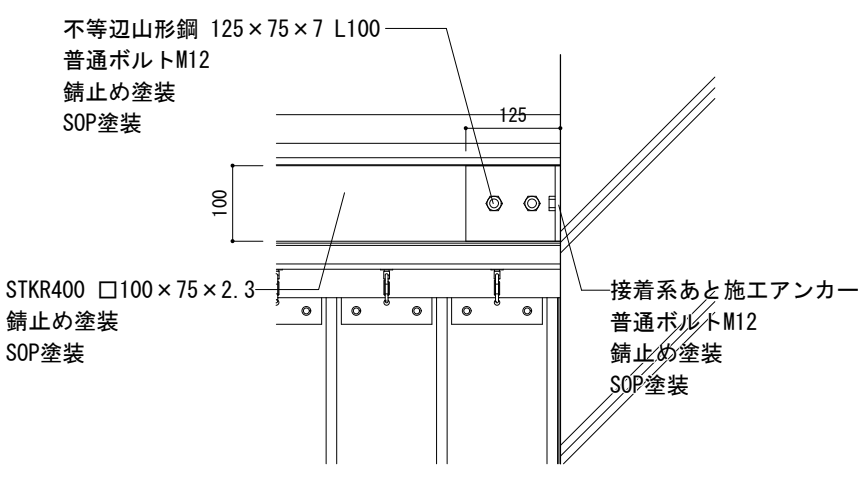


X47－X48間

Y42

カーテンレール下地詳細図 S=1/10

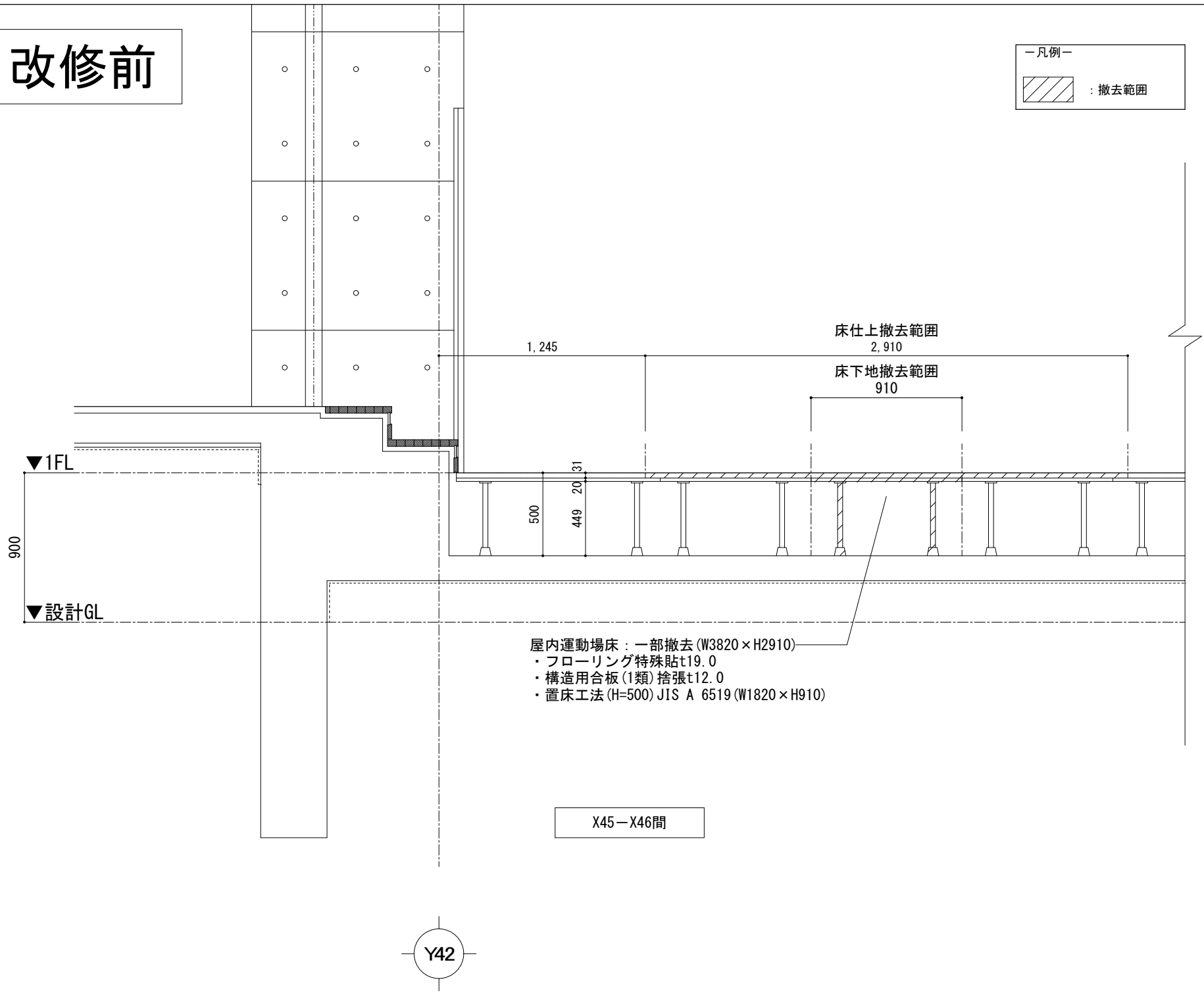




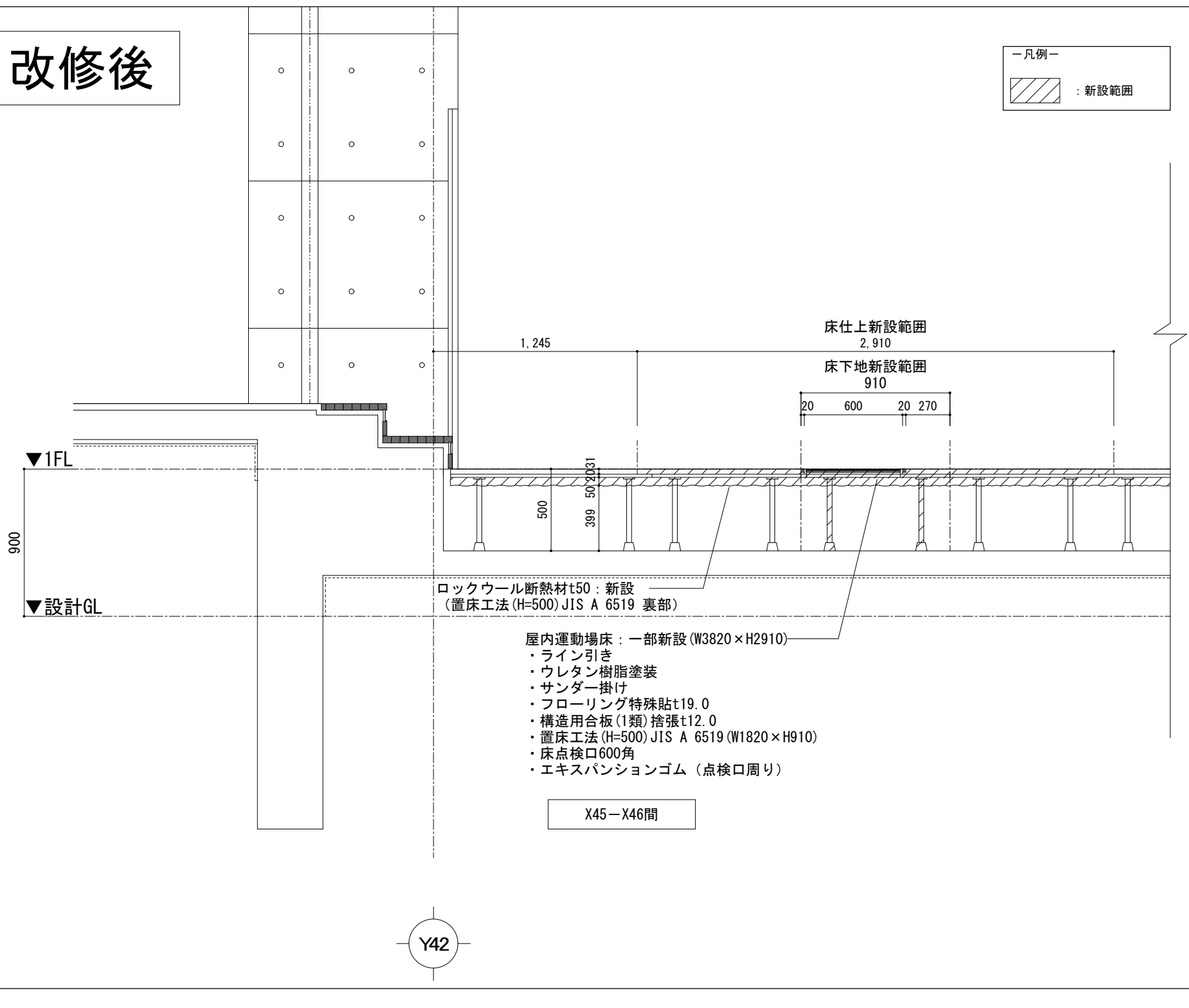
工事名称	門前学園屋内運動場等空調設備工事
図面名称	矩計図-1（改修前・改修後）
縮尺	1:30
図面番号	A-16
設計番号	26_16
製作年月日	26.10

株式会社 釣谷建築事務所
1級建築士 第119816号 吉田 典生

改修前



改修後



株式会社 釣谷建築事務所

1級建築士 第119816号 吉田 典生

製作年月日 26.10

設計番号 26_16

図面番号 A-17

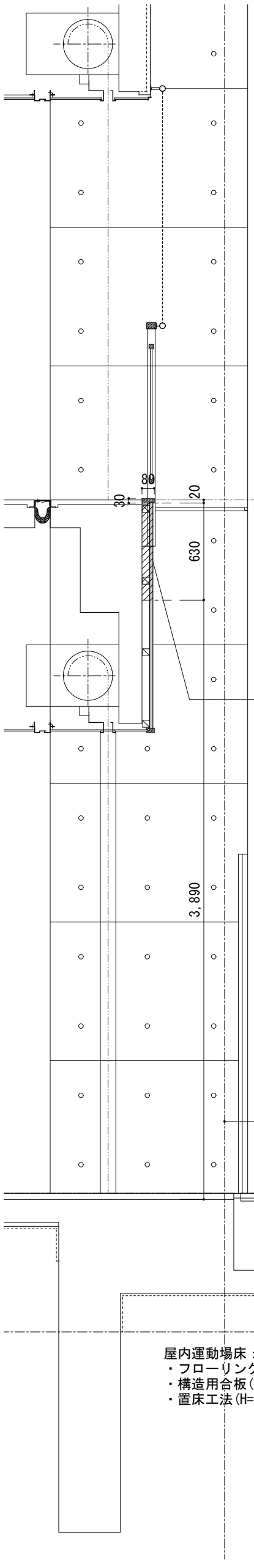
工事名称 門前学園屋内運動場等空調設備工事

図面名称 矩計図-2（改修前・改修後）

縮尺 1:30

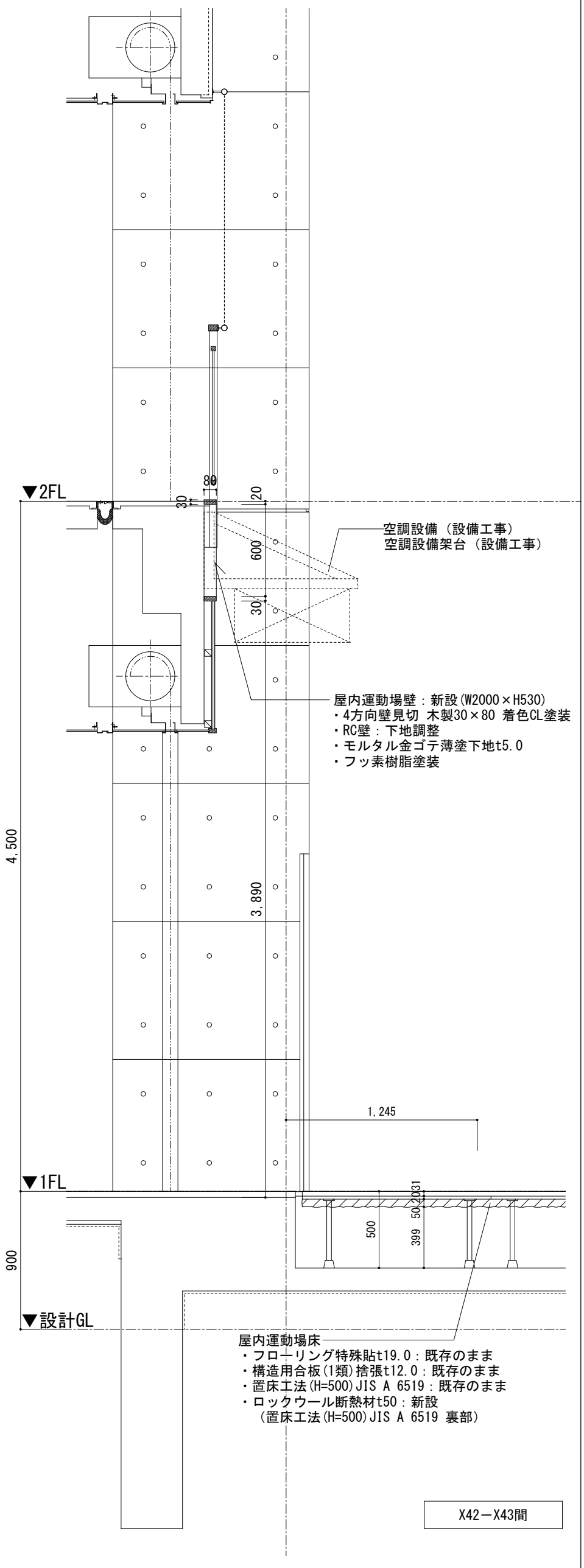
改修前

－凡例－
：撤去範囲



改修後

－凡例－
：新設範囲



株式会社 釣谷建築事務所

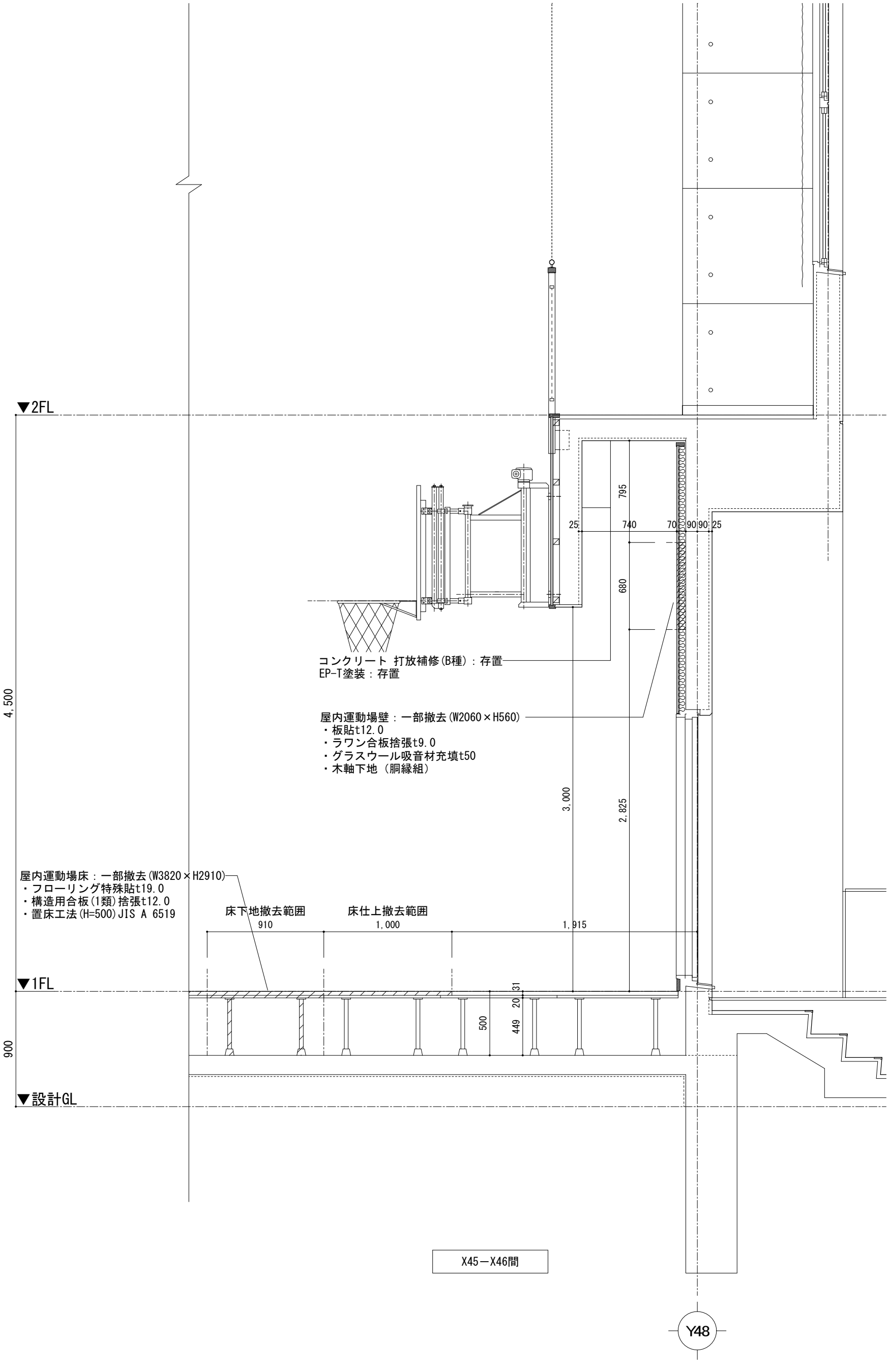
1級建築士 第119816号 吉田 典生

製作年月日	26.10
設計番号	26_16
図面番号	A-18
工事名称	門前学園屋内運動場等空調設備工事
図面名称	矩計図-3（改修前・改修後）
縮尺	1:30

改修前

－凡例－

：撤去範囲



株式会社 釣谷建築事務所

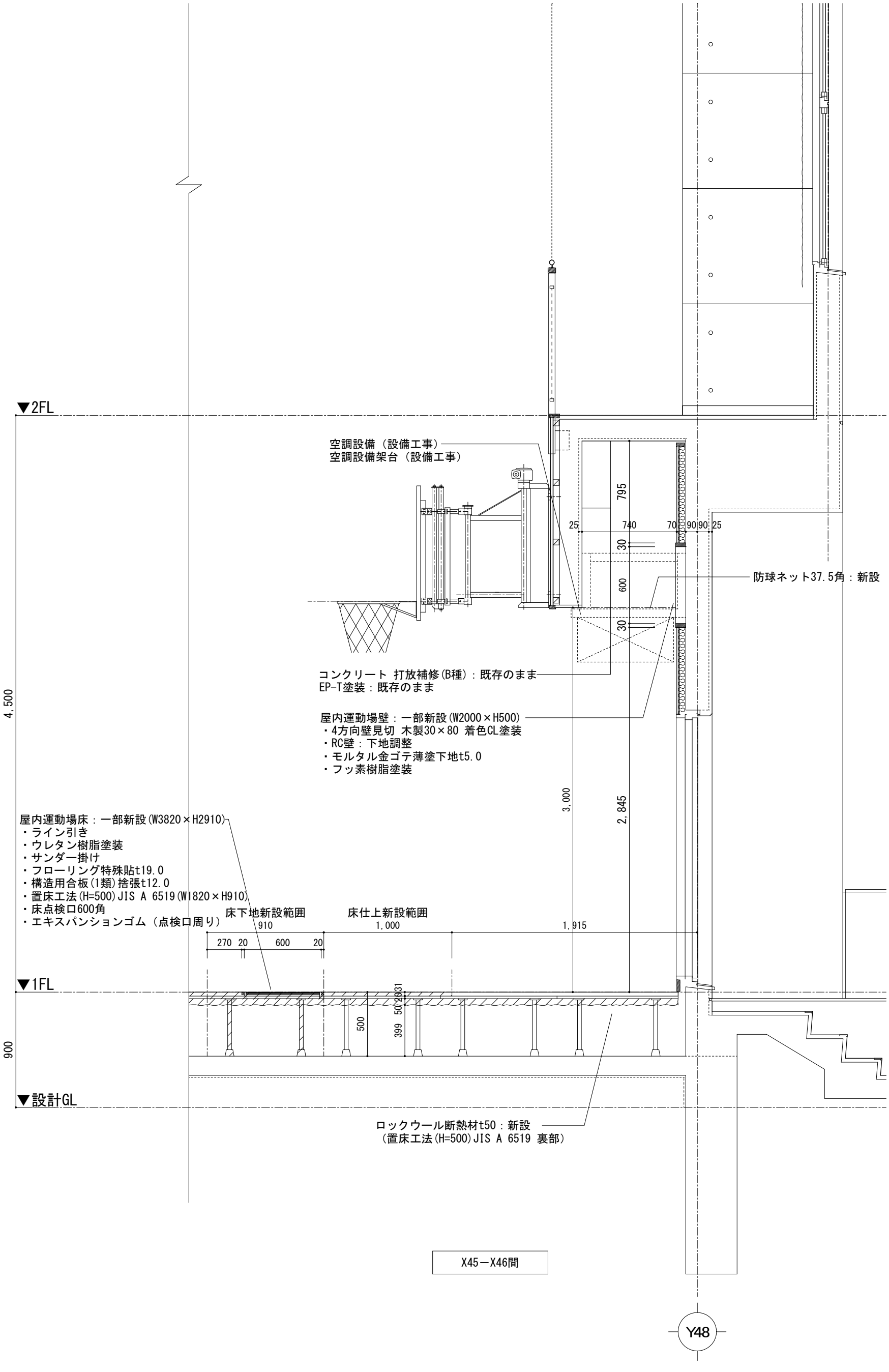
1級建築士 第119816号 吉田 典生

製作年月日	26.10
設計番号	26_16
図面番号	A-19
工事名称	門前学園屋内運動場等空調設備工事
図面名称	矩計図-4（改修前）
縮尺	1:30

改修後

－凡例－

：新設範囲

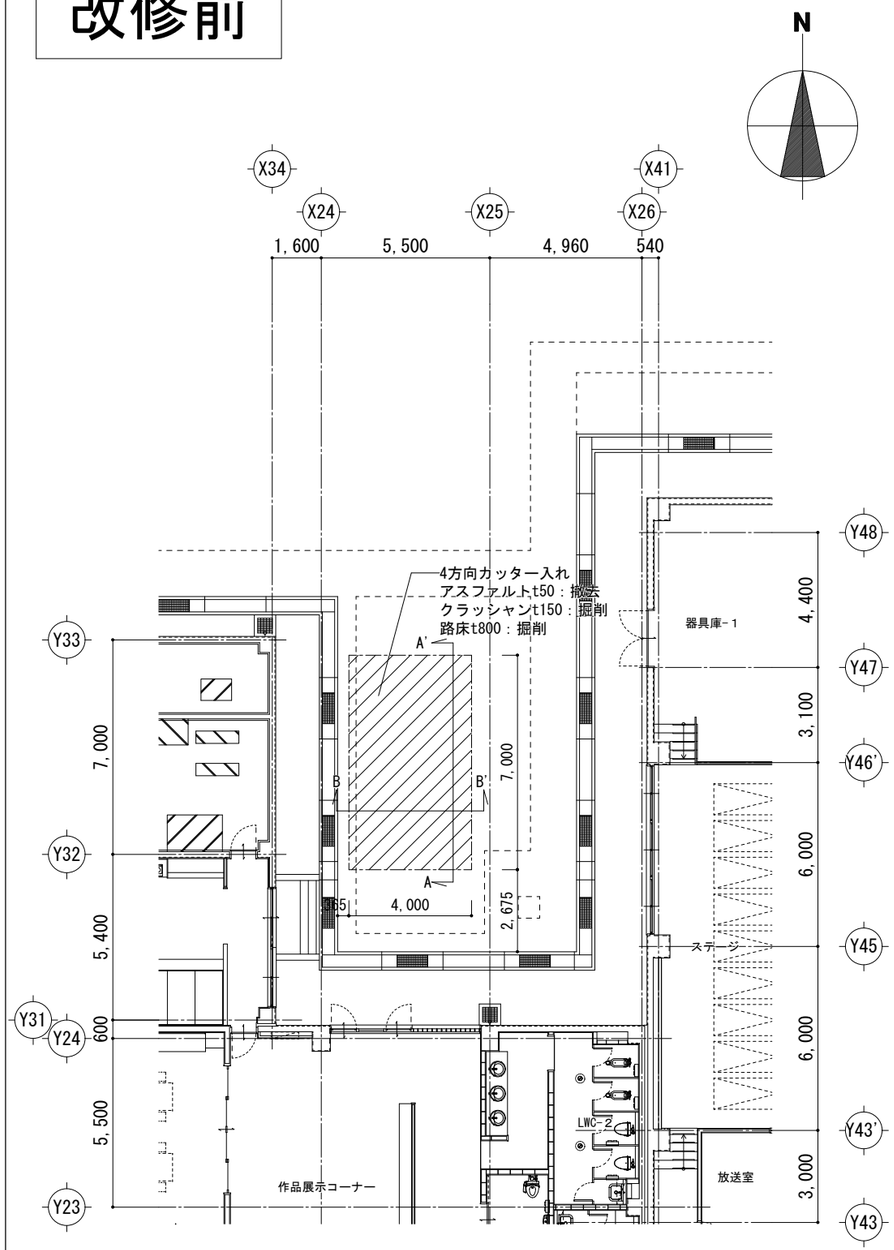


縮尺	1:30
図面番号	A-20
設計番号	26_16
製作年月日	26.10
工事名称	門前学園屋内運動場等空調設備工事
図面名称	矩計図-5（改修後）

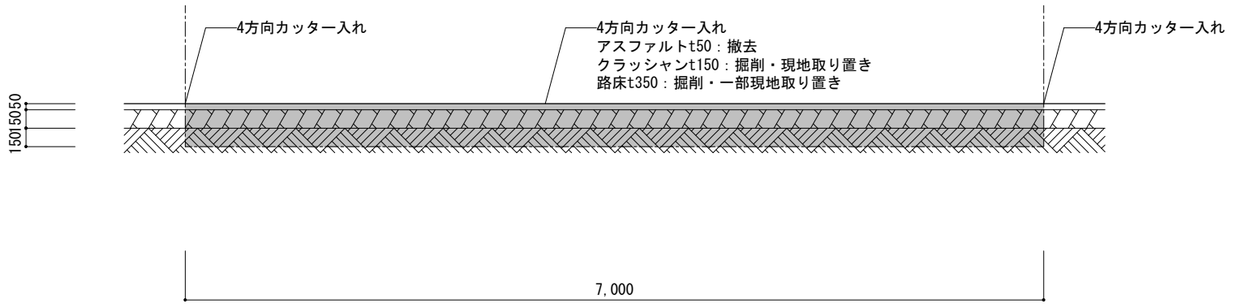
株式会社 釣谷建築事務所

1級建築士 第119816号 吉田 典生

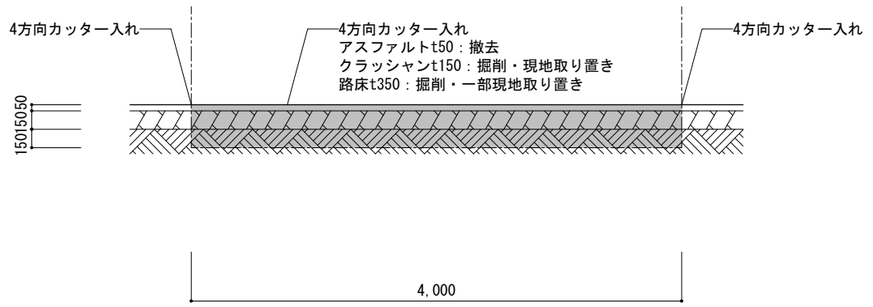
改修前



1階平面図　S=1/200



A-A'断面図　S=1/50



B-B'断面図　S=1/50

－凡例（平面図）－

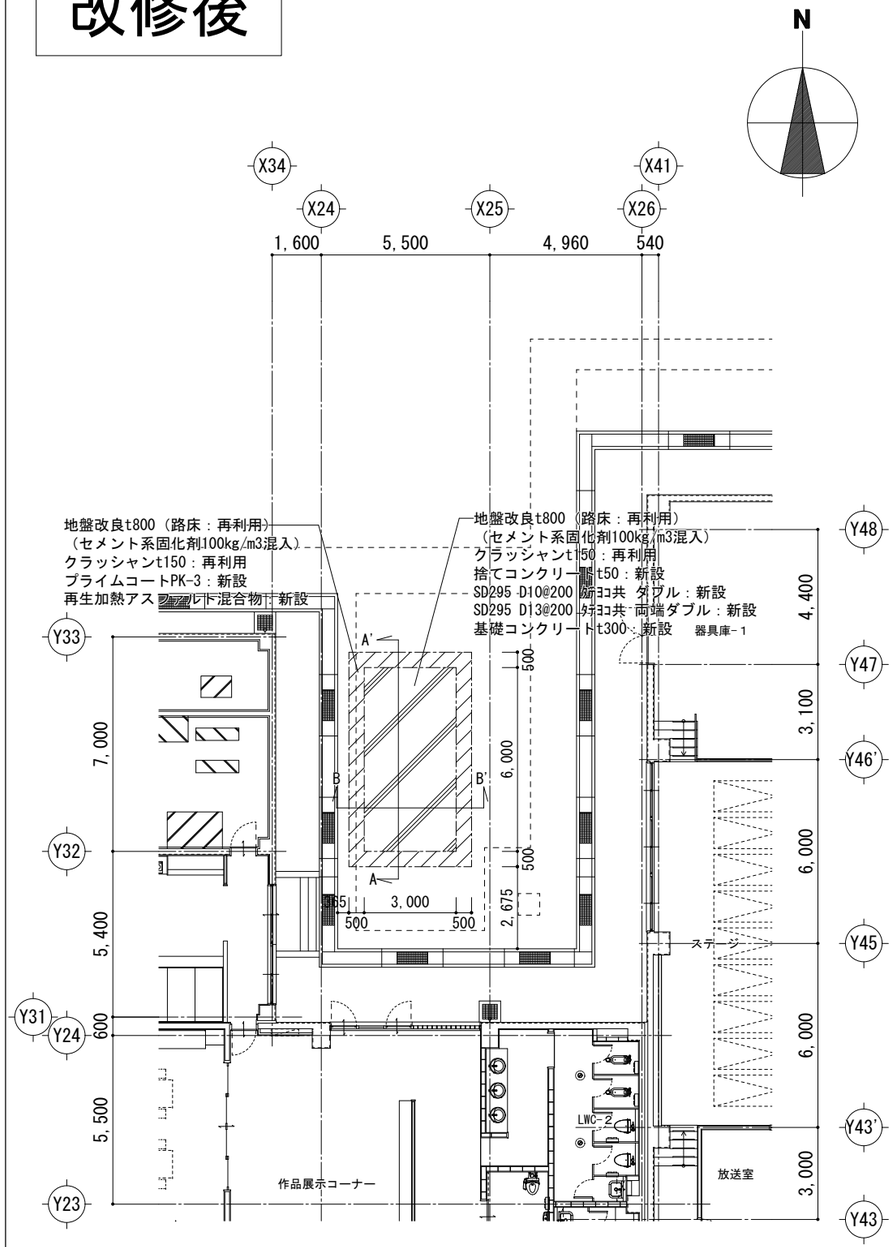
：アスファルト：撤去

－凡例（断面図）－

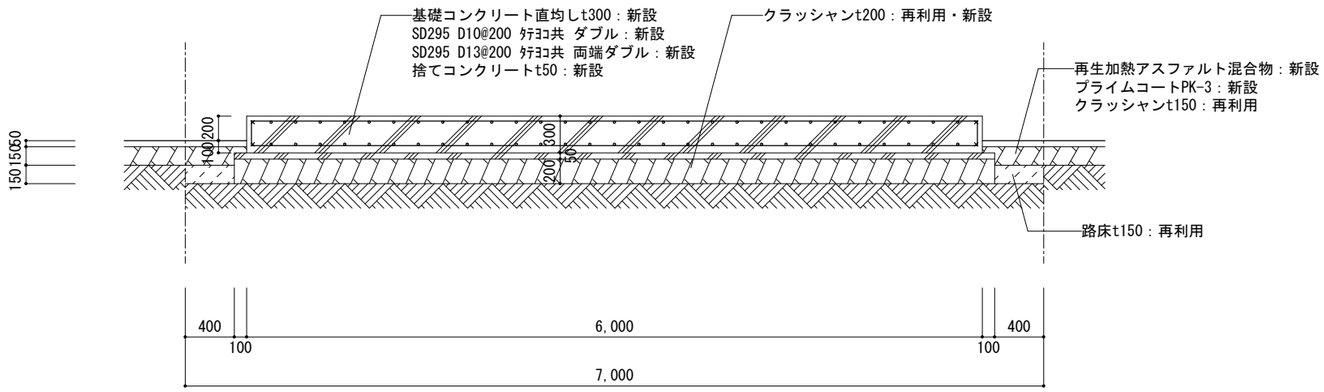
：撤去・掘削範囲

株式会社　釣谷建築事務所	１級建築士　第１１９８１６号　吉田　典生		製作年月日 26.10	設計番号 26_16	図面番号 A-21	工事名称 門前学園屋内運動場等空調設備工事 図面名称 機械基礎図-1（改修前）	縮尺 図示

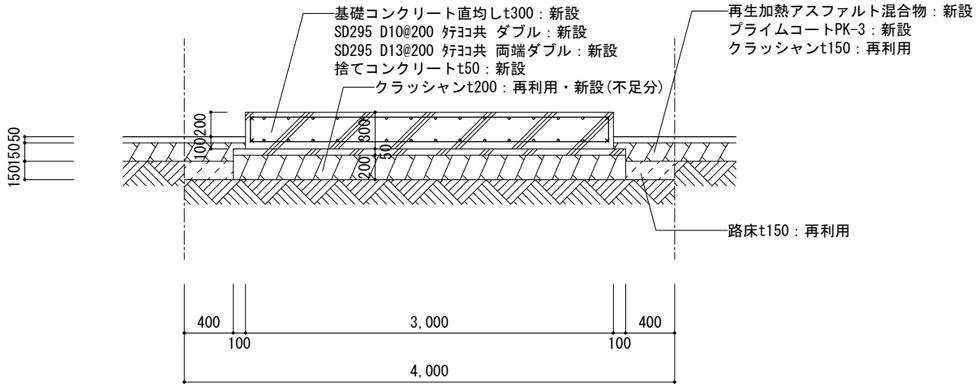
改修後



1階平面図　S=1/200



A-A'断面図　S=1/50



B-B'断面図　S=1/50

－凡例（平面図）－

：アスファルト：新設

：コンクリート：新設

躯体コンクリート強度：Fc21-15-25
捨てコンクリート強度：Fc18-15-25

－凡例（断面図）－

：路床：再利用

躯体コンクリート強度：Fc21-15-25
捨てコンクリート強度：Fc18-15-25

株式会社　釣谷建築事務所	1級建築士　第１１９８１６号　吉田　典生		製作年月日 26.10	設計番号 26_16	図面番号 A-22	工事名称 門前学園屋内運動場等空調設備工事 図面名称 平面図-2（改修後）	縮尺 図示